

綾川町地域防災計画

(資料編)

令和 8 年 3 月
綾川町防災会議

目 次

【1 条例、協定等】	1
資料 1-1 綾川町災害対策本部条例	1
資料 1-2 綾川町防災会議条例	2
資料 1-3 災害時の相互応援に関する協定書	4
資料 1-4 香川県消防相互応援協定	6
資料 1-5 香川県防災ヘリコプター応援協定	8
資料 1-6 高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定（細目含む）	10
資料 1-7 災害時における情報交換及び支援に関する協定書	15
資料 1-8 災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書	18
資料 1-9 大規模災害時における町民等の安否確認に関する協力の申し合わせ	21
資料 1-10 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	23
資料 1-11 災害時における緊急輸送等に関する協定書	25
資料 1-12 災害時におけるタクシー業務無線の活用に関する協定書	27
資料 1-13 災害時における防災活動協力に関する協定書	29
資料 1-14 災害時における物資の提供等に関する協定書	31
資料 1-15 災害時における物資の提供等に関する協定書	33
資料 1-16 災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書	35
資料 1-17 災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書（共済会）	37
資料 1-18 災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書（福寿会）	39
資料 1-19 災害時における応急措置等の実施に関する協定書（綾川町建設業協会）	41
資料 1-20 災害時における応急措置等の実施に関する協定書（綾川町協力会）	43
資料 1-21 災害時の水道施設の復旧等に関する協定書	45
資料 1-22 災害時の医療救護活動に関する協定書（一般社団法人綾歌地区医師会）	48
資料 1-23 災害時の医療救護活動に関する協定書（綾歌郡歯科医師会）	51
資料 1-24 災害時の医療救護活動に関する協定書（綾歌郡薬剤師会）	54
資料 1-25 綾川町災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書	57
資料 1-26 災害発生時における綾川町と綾川町内で従事する郵便局の協力に関する協定	60
資料 1-27 緊急速報メール サービス利用規約	63
資料 1-28 特設公衆電話の設置及び管理並びに利用等に関する覚書	74
資料 1-29 瀬戸・高松広域定住自立圏域災害時相互応援協定	77
資料 1-30 瀬戸・高松広域定住自立圏域災害時相互応援協定実施細目	79
資料 1-31 綾川町と生活協同組合コープかがわとの包括連携に関する協定書	81
資料 1-32 地形図（複製物）貸し出しに関する協定	83
資料 1-33 災害に係る情報発信等に関する協定	84
資料 1-34 災害時における物資の輸送等に関する協定書	86

資料 1-35	災害時における支援物品の提供に関する協定書	89
【2	防災上注意すべき区域等】	102
資料 2-1	河川重要水防区域	102
資料 2-2	ため池重要水防区域	104
資料 2-3	高堰堤	116
資料 2-4	山腹崩壊危険地区	117
資料 2-5	崩壊土砂流出危険地区	118
資料 2-6	土砂災害と前兆現象の種類	121
資料 2-7	浸水想定区域内災害時要配慮者施設一覧	121
資料 2-8	綾川・本津川水位情報伝達経路図	122
資料 2-9	土砂災害警戒区域内要配慮者施設一覧	122
資料 2-10	土砂災害警戒情報伝達経路図	123
【3	危険物等施設関係】	124
資料 3-1	危険物施設	124
資料 3-2	高圧ガス関係事業所	125
資料 3-3	毒物劇物営業者	125
資料 3-4	災害種別と地区の危険箇所	126
【4	気象関係】	128
資料 4-1	雨量観測所	128
資料 4-2	水位観測所	128
資料 4-3	防災行政無線による気象情報等伝達系統	129
資料 4-4	気象庁震度階級関連解説表	130
【5	消防水防関係】	135
資料 5-1	消防団現勢	135
資料 5-2	消防水利の現況	135
資料 5-3	水防倉庫等一覧	136
【6	通信施設関係】	137
資料 6-1	香川県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）回線構成図	137
資料 6-2	町防災行政無線	138
資料 6-3	香川県防災情報システム概要図	146
【7	医療救護関係】	147
資料 7-1	綾川町における災害時医療救護活動ガイドライン	147
資料 7-2	綾川町医療救護本部 体制図	150
資料 7-3	綾川町医療救護本部の関係機関の連絡先一覧	151
資料 7-4	医療救護所一覧・臨時救護所・救護病院	154
資料 7-5	標準備蓄医薬品等及び備蓄機関	155
資料 7-6	医薬品等の調達・供給体制	158
【8	保健・衛生関係】	159
資料 8-1	栄養相談・指導活動体系図	159
資料 8-2	精神保健活動体系図	160

資料 8-3	廃棄物処理施設、し尿処理施設	161
資料 8-4	火葬場・遺体収容場所	161
【9	食料品等の備蓄、調達関係】	162
資料 9-1	生活必需物資等の調達方法	162
資料 9-2	防災倉庫等配置一覧	163
資料 9-3	備蓄一覧	164
【10	交通・輸送関係】	166
資料 10-1	緊急輸送路	166
【11	避難収容関係】	168
資料 11-1	避難所一覧	168
資料 11-2	非常災害時における避難所指定に伴う申し合わせ	170
【12	その他】	173
資料 12-1	防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等	173
資料 12-2	災害救助法による救助の程度、方法及び期間	179
資料 12-3	町内の文化財	182
資料 12-4	広域航空応援受援マニュアル	183
【13	様式等】	194
資料 13-1-1	1 配備人員報告書	194
資料 13-1-2	2 配備体制別配備人員集計表	195
資料 13-1-3	3 災害概況即報	196
資料 13-1-4	4 被害状況報告書（概況・中間・確定）兼被害調査別集計表	197
資料 13-1-5	5 災害報告（即報・確定）	198
資料 13-1-6	6 被害調査表	199
資料 13-1-7	7 浸水被害調査表	200
資料 13-1-8	8 災害報告及び対策処理票	201
資料 13-1-9	9 要請情報	202
資料 13-1-10	10 自衛隊の災害派遣要請に関する様式	203
資料 13-1-11	11 緊急通行車両確認申出書等	205
資料 13-1-12	12 避難所運営のための様式	208
資料 13-1-13	13 り災証明書	213
資料 13-1-14	14 緊急消防援助隊応援要請連絡票	218
資料 13-1-15	15 香川県災害派遣福祉チーム派遣要請書	219
【14	関連計画等】	220
資料 14-1	綾川町業務継続計画（BCP）	220
資料 14-2	綾川町議会BCP（業務継続計画）	233
資料 14-3	道の駅「滝宮」BCP	242

※本計画の以下の用語表記については、国土交通省通知〔令和5年11月10日付通知「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて（国水砂第208号）」〕により、令和6年度からの取扱いに留意する。

- ・令和6年度より、警戒避難体制の整備等を要する区域としては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条に規定する「土砂災害警戒区域」、同法第9条に規定する「土砂災害特別警戒区域」及びこれらの総称としての「土砂災害警戒区域等」を使用し、「土石流危険溪流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」及びこれらの総称としての「土砂災害危険箇所」を使用しないこととする。
- ・令和6年度以降、土砂災害警戒区域（土石流）より上流の溪流を「土石流危険溪流」と呼ぶものとする。

【 1 条例、協定等】

資料 1 - 1 綾川町災害対策本部条例

平成18年3月21日

条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、綾川町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年3月21日から施行する。

【一般対策編 第3章 第1節 活動体制計画】

【地震対策編 第3章 第1節 活動体制計画】

平成18年3月21日

条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、綾川町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 綾川町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 綾川町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (2) 香川県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (3) 香川県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
 - (8) その他町長が指名する者
- 6 委員は25人以内とし、前項第1号から第4号まで及び第7号の委員の定数は、それぞれ3人以内とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、香川県の職員、綾川町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月21日から施行する。

【一般対策編 第3章 第1節 活動体制計画】

【地震対策編 第3章 第1節 活動体制計画】

資料 1 - 3 災害時の相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、香川県内で大規模な災害が発生した場合などにおいて、災害を受けた市町(以下「被災市町」という。)が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、香川県内の市町(以下「市町」という。)及び香川県(以下「県」という。)が相互に連携・協力することを目的とし、このための必要な事項を定める。

(応援の対象項目)

第2条 この協定による応援の対象項目は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 食料、飲料水などの生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
- ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
- ③ 救援活動に必要な車両等の提供
- ④ 応急復旧等に必要な職員の派遣
- ⑤ 被災者を一時収容するための施設の提供(ホテル、旅館などへの受入を含む。)
- ⑥ 被災した児童生徒の一時受入
- ⑦ 被災市町に代行しての情報の発信
- ⑧ 遺体処理(火葬等)に関する協力
- ⑨ その他被災市町から特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 被災市町は、他の市町に応援を要請する際には、次の各号に掲げる事項を明らかにした上で、防災行政無線等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- ① 災害の状況
 - ② 応援を求める項目(物資・資機材については数量など、人的応援に当たっては必要な職種、人数など)
 - ③ 応援を求める期間、場所
 - ④ その他必要な事項
- 2 被災市町は、前項の規定により個別の市町に要請するいとまがないときは、前項各号に掲げる事項を明らかにした上で、県に対して他の市町への応援の要請を依頼することができるものとする。この場合、県は速やかに市町と調整を行うものとする。
- 3 前2項の規定により被災市町の応援を要請された市町は、正当な理由のない限り、これを拒んではならない。
- 4 市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援に係る調整を行うことができるものとする。この場合、第1項の要請があったものとみなす。
- 5 前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨通知するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町は、応援の内容を要請した被災市町及び県に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに防災行政無線等により被災市町及び県に連絡する。

2 前項本文の規定は、前条第2項の規定により要請を受けた場合について準用する。
(応援の調整等に関する会議の開催)

第5条 応援の調整等の際し必要がある場合は、知事は、各市町長を招集しこれに関する会議を開催することができるものとする。
(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。

2 被災市町において費用を支弁するいとまがない等止むを得ない事情がある場合には、当該市町の要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
(香川県防災対策基本条例との関係)

第7条 この協定は、香川県防災対策基本条例(平成18年条例第57号。以下「条例」という。)第34条第1項の規定によるものとする。

2 県は、この協定に定めるもののほか、条例第45条の規定により、速やかに市町からの応援の要請に応ずるものとする。
(補則)

第8条 この協定は、香川県消防相互応援協定のほか、災害時の市町間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各市町及び県が協議の上別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を18通作成し、各自1通を保有する。

平成23年11月22日

8市長、9町長、知事

【一般対策編 第3章 第2節 広域的応援計画】

【地震対策編 第3章 第2節 広域的応援計画】

資料 1 - 4 香川県消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき、香川県下の市町及び一部事務組合(以下「市町等」という。)が、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(区域及び対象)

第2条 この協定の実施区域は、香川県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、「災害等」とは、大規模災害、風水害及びその他の突発的災害並びに救急車による搬送及び救助隊の出動を必要とする事故等で、応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 普通応援

市町等が当該市町等の区域外において、当該市町等に接する地域及び当該地域周辺部で災害等が発生した場合に、発生地の子町等の長(以下「受援側の長」という。)の要請を待たずに出動する応援。

(2) 特別応援

市町等が当該市町等の区域外において災害等が発生した場合に、受援側の長の要請に基づいて出動する応援。

(応援要請の方法)

第5条 応援の要請は、受援側の長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして受援側の市町等の長(以下「受援側の長」という。)に対して行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害の発生場所

(3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別数量

(4) 応援隊の集結場所

(5) その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、受援側は直ちに受援側に口頭等で連絡するものとする。

3 特別応援を要請した受援側の長は、事後、速やかに第1項各号の事項を明記した文書(別紙様式1)を受援側の長に提出するものとし、また、受援側の長は、応援活動状況(別紙様式2)を受援側の長に提出するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた受援側の長は、当該管轄区域内の消防業務に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 受援側の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、到着予定時刻及び出動人員並びに機械器具及び消火薬剤等の種別数量を、派遣しがたいときはその旨を、遅滞なく受援側の長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第7条 受援側の長は、応援隊の集結場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4の規定に基づき、受援側の長が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(応援隊の報告)

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地本部総指揮者に報告するものとする。

(費用の負担)

第10条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職団員の手当等に関する費用は、原則として応援側の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理及び応援隊員の死傷による災害補償等の重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。
- (3) 前各号以外の経費については、原則として受援側の負担とする。

2 前項に定めるもののほか、特別な事情等により必要な事項が生じた場合は、当事者間において協議のうえ決定する。

(改廃)

第11条 この協定の改廃は、協定者が協議のうえ行うものとする。

(委任)

第12条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、関係市町等の消防長等が協議のうえ定める。

附 則

- 1 この協定は、昭和61年12月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書49通を作成し、記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和61年12月1日

5市長、38町長、6事務組合管理者

【一般対策編 第2章 第17節 防災業務体制整備計画】

【一般対策編 第3章 第2節 広域的応援計画】

【一般対策編 第3章 第36節 林野火災対策計画】

【地震対策編 第3章 第2節 広域的応援計画】

【地震対策編 第2章 第9節 防災業務体制整備計画】

【地震対策編 第3章 第10節 消防活動計画】

資料 1 - 5 香川県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、香川県下の市町及び一部事務組合(以下「市町等」という。)が災害等による被害を最小限に防止するため、香川県の所有する防災ヘリコプター(以下「防災ヘリ」という。)の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は香川県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害等とは、大規模火災、風水害及びその他の突発的災害並びに救急業務及び救急業務を必要とする事故等をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害等が発生した市町等(以下「発災市町等」という。)の長が、次のいずれかの活動に該当し、かつ、公共性、緊急性が高く、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、香川県知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急対策活動
- (4) 火災防御活動

2 応援要請は、香川県総務部消防防災課防災航空担当(以下「防災航空隊」という。)に、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害等の種類
- (2) 災害等の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害等発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害等発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により消防活動を応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員(以下「隊員」という。)の指揮は、発災市町等の消防長(消防本部を置かない町にあっては当該町長)が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長から隊員を派遣している市町等の長に対し、香川県消防相互応援協定(以下「相互応援協定」という。)第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、香川県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第10条の規定にかかわらず、香川県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、香川県及び市町等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成6年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書50通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成6年4月1日

県知事、5市長、38町長、6事務組合管理者

【一般対策編 第2章 第17節 防災業務体制整備計画】

【一般対策編 第3章 第10節 医療救護計画】

【一般対策編 第3章 第36節 林野火災対策計画】

【地震対策編 第2章 第9節 防災業務体制整備計画】

【地震対策編 第3章 第9節 医療救護計画】

資料 1 - 6 高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定（細目含む）

高松空港株式会社（以下「甲」という。）及び高松市（以下「乙」という。）、三木町（以下「丙」という。）、綾川町（以下「丁」という。）は、高松空港（以下「空港」という。）及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定を締結した。

（目 的）

第1条 この協定は、空港（制限区域内に限る。以下同じ）及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、甲と乙、丙及び丁（以下「乙等」という。）の各消防機関（以下「乙等の消防機関」という。）が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（区 分）

第2条 空港における緊急事態の消火救難活動は、甲が第1次的にこれに当たり、乙等の消防機関は必要に応じて出動するものとする。

2 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙等の消防機関が第1次的にこれに当たり、甲は必要に応じて出動するものとする。

（緊急事態の通報）

第3条 空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙等の消防機関に対して速やかに通報するものとし、空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙等の消防機関は甲に対して速やかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行う。

- (1) 緊急事態の発生日時
- (2) 緊急事態発生場所
- (3) 緊急事態の内容（航空機事故においては航空会社名、機種及び便名を含む）
- (4) 負傷者の有無
- (5) その他判明している事項

3 通報に応じて出動した機関は、現場到着に際しその旨を速やかに通報した機関に連絡するものとする。

（費用の負担）

第4条 消火救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。

(調査に対する協力)

第5条 甲及び乙等の消防機関が消火救難活動を実施するに当たっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災、事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

(通 報)

第6条 甲又は乙等の消防機関が単独で消火救難活動に従事したときは、速やかにそのてん末を相互に通報するものとする。

(訓 練)

第7条 甲及び乙等の消防機関は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的実施するものとする。

(資料の交換)

第8条 甲及び乙等の消防機関は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成30年(2018)年4月1日から平成31年(2019)年3月31日までとする。

2 前項の有効期間の満了の日の1か月前までに、甲又は乙等の何れからもこの協定を改定する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲又は乙等は、この協定の有効期間中であっても、互いに協議してこの協定を改定することができる。

(細 目)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な細目は、甲、乙等が協議して定めるものとする。

(その他)

第11条 この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙等がそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

(附 則)

この協定は、平成30(2018)年4月1日から実施する。

平成30(2018)年2月20日

甲 高松空港株式会社
代表取締役社長 渡部 哲也

乙 高松市
高松市長 大西 秀人

丙 三木町
三木町長 筒井 敏行

丁 綾川町
綾川町長 藤井 賢

【一般対策編 第2章 第7節 航空災害予防計画】

【一般対策編 第3章 第30節 航空災害対策計画】

高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定細目

「高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」(以下「協定」という。)第10条の規定に基づき、次のとおり細目を定める。

(適用)

第1条 その周辺とは、高松空港の標点(34. 12. 51N/134. 00. 56E)から、半径9kmの範囲とする。

(通報手段)

第2条 協定第3条の通報は、高松市消防局を介して行うものとし、各消防機関相互の通報は既存の連絡網で行うものとする。

(費用の負担)

第3条 消火救難活動に要した費用は、それぞれ出動した機関が負担するものとする。

(指揮)

第4条 災害の種類を問わず、空港の火災又は空港制限区域外への延焼のおそれのある火災の場合で、高松市消防局が現場に指揮本部を設けた時は、高松空港株式会社に代わって高松市消防局が消火救難活動の指揮を執るものとする。

2 前項において、空港内を通行するにあたっては、高松市消防局の指揮者は高松空港株式会社と密接な連絡を保持するものとする。

(協議)

第5条 本細目の他必要な事項は、関係機関の担当者が協議して定めるものとする。

(その他)

第6条 本細目4通を作成し、関係機関が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

(附則)

この細目は、平成30(2018)年4月1日から実施する。

平成30(2018)年2月20日

高松空港株式会社
代表取締役社長 渡部 哲也

高松市
高松市長 大西 秀人

三木町
三木町長 筒井 敏行

綾川町
綾川町長 藤井 賢

資料 1 - 7 災害時における情報交換及び支援に関する協定書

国土交通省四国地方整備局長(以下「甲」という。)と綾川町長(以下「乙」という。)は、綾川町の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換及び支援について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時等において、甲及び乙が連携を図り、綾川町民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

(協力体制)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(支援内容)

第3条 災害初動時に甲が実施する支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握及び提供
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 災害応急措置
- (4) その他必要と認められる事項

(現地情報連絡員の派遣)

第4条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、綾川町災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

(支援の要請)

第5条 綾川町の区域における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、必要に応じて、乙は甲に支援要請を行うものとする。なお、乙は、現地情報連絡員を経由して甲に支援要請が行えるものとする。

(支援の実施)

第6条 甲は乙からの支援要請に対し、災害対策用資機材及び人員の配備状況等を勘案し調整した上で、乙にその内容を伝え、可能な支援を行うものとする。なお、甲は、現地情報連絡員を通じて調整内容を乙に伝える場合がある。

(平常時の連携)

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年11月1日

甲 香川県高松市サンポート高松3番33号
国土交通省 四国地方整備局長 川崎 正彦 印

乙 香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地
綾川町長 藤井 賢 印

【参考資料】

「災害時における情報交換及び支援に関する協定書」第3条の支援内容に関する考え方

国土交通省四国地方整備局長(以下「甲」という。)と綾川町長(以下「乙」という。)が平成23年11月1日付けで締結した「災害時における情報交換及び支援に関する協定書」第3条に規定する支援を行った場合の経費負担の取り扱いは、下記のとおりとする。

1. 甲が災害初動時に第3条(1)(2)の支援を行う場合は、原則として甲の負担とする。
なお、災害初動時とは、原則として甲が支援本部を設置又は事務所長等が支援支部を設置している期間とする。
2. 甲が災害初動時に第3条(3)(4)の支援を行う場合は、原則として支援を受けた機関の負担とする。
ただし、第3条(3)の支援を行う場合で、下記の①～⑤の全てに該当する場合は、甲において経費を負担する。
 - ①災害種別が大規模災害である場合
 - ②被害拡大や二次災害の防止のための、必要最低限の緊急対応である場合(施設復旧ではない)
 - ③広域災害等で、本来緊急対応をすべき者による対応が困難な場合
 - ④国土交通省が非常又は緊急災害対策本部を設置、若しくは非常体制を発令している場合
 - ⑤甲が独自の判断で支援を行った場合

「同協定書」第5条(支援の要請)に記載している国土交通省所管施設等の解釈について

「国土交通省所管施設等」とは、国土交通省が係わる国、県及び市町村が管理する公共施設(河川、ダム、海岸、砂防、道路、橋梁、港湾、空港、鉄道、下水、公園、営繕施設等)を言う。

資料 1－8 災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定書

綾川町(以下「甲」という。)と四国電力株式会社(以下「乙」という。)及び四国電力送配電株式会社(以下「丙」という。)は、地震、津波、台風、豪雨、その他の災害(以下「災害」という。)の発生に伴う広範囲の長時間停電(以下「大規模停電」という。)が発生した場合において、電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、大規模停電が発生した場合に、甲、乙及び丙が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために、それぞれが有する資源を効果的に投入することにより、電力供給設備等の保安・復旧(以下「復旧作業」という。)及び復旧作業の支障となる樹木・土砂などの障害物の除去等の作業(以下「除去作業」という。)を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

(連絡体制等)

第2条 甲、乙及び丙は、大規模停電が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、復旧作業の連携等のための連絡体制を確立するとともに、災害等の情報を互いに提供し、共有するものとする。

(電力供給設備等の復旧)

第3条 乙及び丙は、大規模停電が発生したときは、丙の供給区域内における被害状況の総合的な判断に基づき、甲と調整の上、医療救護活動を実施する災害拠点病院等の医療機関、災害復旧対応の中核となる官公署等への復旧作業を可能な限り優先して実施するものとする。

(道路啓開)

第4条 甲は、甲が管理する道路が災害等により使用不能となり、乙又は丙の復旧作業に支障を来すこととなったときは、迅速な啓開に努めるものとする。

2 乙及び丙は、甲の迅速な道路啓開のため甲から協力要請があった場合は、自ら行う業務に支障のない範囲において、除去作業に協力するものとする。

(早期復旧のための協力)

第5条 乙及び丙は、迅速な復旧作業のために必要と認められるときは、甲に対して、次の協力を要請できるものとする。

(1) 復旧作業に必要な拠点、資材置場、駐車場及びヘリポート等としての、甲が所有する施設、駐車場等の提供

(2) その他、復旧作業及び除去作業への協力

2 甲は、前項の協力要請があった場合は、自ら行う業務に支障のない範囲において、協力するものとする。

(仮設電柱等の設置)

第6条 甲は、乙又は丙が復旧作業のため、甲の管理する道路等の土地に、仮設電柱や配電線等を設置する必要が生じた場合は、これに協力するものとする。

2 災害復旧活動の進捗により仮設電柱等が災害復旧活動の支障又は不要となったときは、乙又は丙の負担により移設又は原状に復するものとする。

(費用の負担)

第7条 この協定に基づき、実施した協力に要した費用の負担については、甲、乙及び丙協議の上、決定するものとする。

(秘密の保持)

第8条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報(個人情報を含む。)を取り扱う場合は、秘密情報の保護に努めなければならない。

(連絡責任者)

第9条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職名、氏名及び緊急連絡先を相互に報告するものとする。

2 甲、乙及び丙は、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙及び丙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙協議して定めるものとする。

附則

甲及び乙が締結している「災害時の協力に関する協定書」(平成26年2月19日締結)及びそれに付随するものは、この協定の締結をもって失効するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年12月9日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地
綾川町
綾川町長 前田 武俊 印

乙 香川県高松市室新町973番地1
四国電力株式会社 香川支店
執行役員香川支店長 大西 玉喜 印

丙 香川県高松市室新町973番地1
四国電力送配電株式会社 高松支社
支社長 植松 幸雄 印

- 【一般対策編 第2章 第15節 ライフライン等災害予防計画】
- 【一般対策編 第3章 第24節 ライフライン等応急復旧計画】
- 【地震対策編 第2章 第7節 ライフライン等災害予防計画】
- 【地震対策編 第3章 第24節 ライフライン等応急復旧計画】

資料 1－9 大規模災害時における町民等の安否確認に関する協力の申し合わせ

大規模災害時における町民等の安否確認に関する業務を迅速に遂行するため、香川県警察(以下、「甲」という。)と綾川町(以下、「乙」という。)とは、相互に保有する町民等の安否に関する情報の確認に関し、次のとおり申し合わせる。

1 甲が乙に提供する情報

甲は、甲が保有する町民等の安否に関する情報及び大規模災害で被災し、死亡した者を特定する情報(本籍、住所、氏名、生年月日または年齢、性別)を乙に提供するものとする。

2 乙が甲に提供する情報

乙は、前項に記載する甲から提供された情報に関し、乙が保有する情報を基に確認した結果及び乙が保有する町民等の安否に関する情報を甲に提供するものとする。

3 連絡窓口

この申し合わせに関する業務の連絡窓口は、甲においては、香川県警察災害警備本部とし、乙においては、総務課とする。

4 情報確認に関する遵守事項

(1) 保管管理の徹底等

相互に交換した情報は、甲、乙において管理し、公開されている情報以外については、紛失、漏洩等のないよう保管管理を徹底し、保管管理に係る事故が発生した場合は、速やかに連絡するものとする。

(2) 情報の利用制限

甲、乙が相互に交換する情報は、大規模災害時における町民等の安否を確認する目的以外には利用しないものとする。

(3) 情報提供方法及び取扱い

甲、乙が相互に交換する情報は、原則として電磁的記録媒体により提供することとするが、急を要する場合で、避難者及び避難先等に関する情報等は、連絡窓口を通じて、相互に相手先を確認した後に、提供するものとする。ただし、この場合もDV等公開できない情報については、その取扱いについて、十分配慮するものとする。

また、インターネット回線は、利用しないものとする。

(4) 公表に関する事前協議

甲、乙は、情報交換により確認した情報のうち、公開されていない情報を公開する場合は、事前に協議するものとする。

5 その他

この申し合わせに定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度、甲、乙で協議して定めるものとする。

この申し合わせの成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年4月25日

甲 香川県警察 本部長 筋 伊知朗 印

乙 綾川町 町長 藤井 賢 印

資料 1 - 10 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

綾川町(以下「甲」という。)と香川県電気工事業工業組合滝宮支部(以下「乙」という。)は、地震災害、風水害その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合において、甲の管理する公共施設等の電気設備等の復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、公共施設等における電気設備等の復旧に関し、甲が乙に対して、支援協力を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

(協力要請の手続)

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる内容の支援協力を得る必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができる。

2 甲からの協力要請は、協力業務の内容、期間等を明らかにし、「災害協力要請書」(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後速やかに前述の要請書を提出するものとする。

3 災害規模により乙は、他支部(四国連合会及び全日連合会)に協力要請をすることができる。

(協力業務)

第3条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- (2) 町内における電気に係る事故防止に関すること。
- (3) その他甲が必要とする災害応急対策に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ、相互に協力を要請することができる。

(災害応急対策業務の指示)

第4条 災害応急対策業務実施者は、甲の指示を受けて災害応急対策業務を実施するものとする。

(業務報告)

第5条 災害応急対策業務実施者は、災害応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 この協定に基づき乙が実施した業務に要した費用については、甲、乙協議の上決定し、災害時の発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとする。

(補償)

第7条 この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害のある状態となった場合においては、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用のある場合及び次に掲げる場合を除き、香川縣市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例(平成16年香川縣市町総合事務組合条例第6号)の規定を準用し、甲が補償するものとする。

- (1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合

(3) 当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

(連絡責任者)

第8条 この協定に基づく災害応急対策業務を円滑に実施するため、甲においては総務課長を、乙においては滝宮支部支部長を連絡責任者とし、乙は組合員名簿等を毎年甲に提供する。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年4月1日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地
綾川町
町長 藤井 賢 印

乙 香川県坂出市室町2丁目4-15
香川県電気工事業工業組合
支部長 西尾 穂 印

資料 1 - 1 1 災害時における緊急輸送等に関する協定書

綾川町(以下「甲」という。)と大丸タクシー有限会社、有限会社綾南交通及び有限会社大東タクシー(以下「乙」という。)は、災害(災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)に定める災害をいう。)発生時における緊急輸送等の要請に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、風水害及び地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、甲の要請に応じ、乙が所有するタクシー及びバス等(以下「タクシー等」という。)を活用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(緊急輸送等の対象)

第2条 この協定における緊急輸送等の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害に伴う疾病者の搬送
- (2) 災害時要援護者の搬送
- (3) 福祉車両を用いた緊急輸送
- (4) 応急対策に必要な人員及び機材の輸送
- (5) 災害の状況、被害状況の収集
- (6) その他甲が必要と認めるもの

(協力の要請)

第3条 甲は、災害時においてタクシー等の活用を必要とするときは、乙に対し、次に掲げる事項を明示して、乙の所有するタクシー等の活用を要請するものとする。この要請は、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、事後に文書で提出するものとする。

- (1) 緊急輸送を要する理由
- (2) 輸送する人員数等
- (3) 乗車(積み込み)場所及び降車(降ろし)場所
- (4) 災害の状況、被害情報を収集する地域
- (5) その他参考となる事項

(対応等)

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、甲の指示により乙が所有するタクシー等を被災した現地に配置させ、その状況を逐次、甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 この協定に基づく協力のために必要な経費は、甲、乙協議して負担する。

(災害補償)

第6条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、綾川町総務課、乙においては、各事業所長とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第9条 この協定は、令和2年7月13日から効力を有する。

この協定の締結を証するため、協定書4通を作成し、各自1通を保有する。

令和2年7月13日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地
綾川町

前田 武俊 印

乙 香川県綾歌郡綾川町山田下2211番地1
大丸タクシー有限公司
代表取締役 伊賀 敏洋 印

香川県綾歌郡綾川町滝宮548番地6
有限会社綾南交通
代表取締役 村瀬 秀則 印

香川県綾歌郡綾川町畑田696番地13
有限会社大東タクシー
代表取締役 西川 和徳 印

資料 1 - 1 2 災害時におけるタクシー業務無線の活用に関する協定書

綾川町(以下「甲」という。)と大丸タクシー有限会社及び有限会社綾南交通及び有限会社大東タクシー(以下「乙」という。)は、災害(災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)に定める災害をいう。)発生時におけるタクシー業務無線(以下「業務無線」という。)の活用に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、風水害及び地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、甲の要請に応じ、乙が所有する業務無線を活用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時において業務無線の活用を必要とするときは、乙に対し、乙の所有する業務無線の活用を要請するものとする。この要請は、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、事後に文書で提出するものとする。

(対応等)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに次の各号の対応を綾川町災害対策本部又は綾上支所にて行うものとする。

- (1) 業務無線取扱資格者の派遣
- (2) 業務無線機の提供
- (3) その他必要なもの

(協力の実施)

第4条 甲の要請により派遣された乙の職員は、甲の指示に業務無線を活用してタクシーを被災した現地に配置させ、その状況を逐次、甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 この協定に基づく協力のために必要な経費は、甲、乙協議して負担する。

(災害補償)

第6条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、綾川町総務課、乙においては、各事業所長とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第9条 この協定は、令和2年7月13日から効力を有する。

この協定の締結を証するため、協定書4通を作成し、各自1通を保有する。

令和2年7月13日

- 甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地
綾川町
前田 武俊 印
- 乙 香川県綾歌郡綾川町山田下2211番地1
大丸タクシー有限公司
代表取締役 伊賀 敏洋 印
- 香川県綾歌郡綾川町滝宮548番地6
有限会社綾南交通
代表取締役 村瀬 秀則 印
- 香川県綾歌郡綾川町畑田696番地13
有限会社大東タクシー
代表取締役 西川 和徳 印

資料 1 - 1 3 災害時における防災活動協力に関する協定書

綾川町(以下「甲」という。)とイオン株式会社西日本カンパニー(以下「乙」という。)は、災害時における被災者に対する防災活動協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、綾川町の区域内で地震災害、風水害その他の大規模災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、乙の協力を得て、甲がより速やかにかつ円滑に被災者の応援救助に係る防災活動を実施するために、必要な事項を定めるものである。

(協力の要請)

第2条 甲は、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品名、数量、場所、期間等を明示した応援要請書(別記様式)をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに応援要請書を提出するものとする。

2 前項に定めるもののほか、甲は、次の事項について、乙に協力要請することができる。

(1) 乙の店舗(次号において「店舗」という。)において、被災者に対し、一時避難場所、車両退避場所、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。

(2) 店舗において、被災者に対し、テレビ、ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。

3 甲および乙は、前2項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

(物資の種類)

第3条 前条第1項の物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

(1) 食料品

(2) 食器類

(3) 日用品

(4) その他の取扱商品

(物資の価格)

第4条 乙が、第2条第3号の規定する防災協力により供給した物資の価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲および乙間で協議して決定するものとする。

(物資の受渡し)

第5条 物資の受渡し場所は、乙の営業に支障のない範囲において、甲が指定するものとし、甲は、当該場所へ職員を派遣し、物資を確認の上これを受け取るものとする。

2 甲が受け取った物資の代金は、受け取り後、支払うものとする。

(車両優先通行の確保)

第6条 甲は、災害時において乙が物資の配送および供給を行う車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(情報交換)

第7条 甲および乙は、この協定に定める事項の円滑な推進に資するため、平素からの情報交換および甲が行う防災訓練等を通じて、緊急時における問題点の把握等に努めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲および乙は、協力要請および連絡事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者をあらかじめ選任するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲および乙からの文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項または、この協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲および乙が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成20年6月27日

甲 綾川町 綾川町長

大阪市福島区海老江一丁目1番23号
乙 イオン株式会社西日本カンパニー
執行役支社長

資料 1 - 1 4 災害時における物資の提供等に関する協定書

綾川町(以下「甲」という。)と四国コカ・コーラボトリング株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における物資の提供に関する協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、綾川町の区域内で、地震災害、風水害その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 町内に災害が発生若しくは発生するおそれがある場合(地震にあつては震度5弱以上、その他同等以上の災害)において、甲の災害対策本部から物資の提供について要請があったときは、乙は次条に規定する内容により協力するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、災害時緊急対応型自動販売機の機内在庫の商品を甲に無償提供するとともに、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。この場合において交通網、通信、電力の供給の不通等で商品の供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

(申請の手続)

第4条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請ができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

(平常時の活動)

第5条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進に資するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練を通じて緊急時における問題点の把握等に努めるものとする。

(有効期間)

第6条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれから協定解消の申出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申出は、1カ月前までに相手方に申出るものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成19年2月21日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地

綾川町長 藤井 賢

乙 香川県高松市春日町 1378 番地
四国コカ・コーラボトリング株式会社

専務取締役 営業本部長 大内 喬

- 【一般対策編 第2章 第21節 食料、飲料水及び生活物資確保計画】
- 【一般対策編 第3章 第14節 食料供給計画】
- 【地震対策編 第2章 第13節 食料、飲料水及び生活物資確保計画】
- 【地震対策編 第3章 第14節 食料供給計画】

資料 1 - 15 災害時における物資の提供等に関する協定書

綾川町(以下「甲」という。)と香川ペプシコーラ株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における物資の提供に関する協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、綾川町の区域内で、地震災害、風水害その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 町内に災害が発生若しくは発生するおそれがある場合(地震にあつては震度5弱以上、その他同等以上の災害)において、甲の災害対策本部から物資の提供について要請があったときは、乙は次条に規定する内容により協力するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、災害時緊急対応型自動販売機の機内在庫の商品を甲に無償提供するとともに、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。この場合において交通網、通信、電力の供給の不通等で商品の供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

(申請の手続)

第4条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請ができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

(平常時の活動)

第5条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進に資するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練を通じて緊急時における問題点の把握等に努めるものとする。

(有効期間)

第6条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれから協定解消の申出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申出は、1カ月前までに相手方に申出るものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成 24 年9月 28 日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地

綾川町長

乙 香川県坂出市府中町 5326-5

香川ペプシコーラ販売株式会社

代表取締役社長

資料 1 - 1 6 災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書

綾川町長 藤井 賢(以下「甲」という。)、株式会社 富士クリーン 代表取締役 馬場一雄(以下「乙」という。)、株式会社 富士建設工業 代表取締役 串田勝利(以下「丙」という。)、及び株式会社 リソーシズ 代表取締役 沖川 修(以下「丁」という。))は、災害発生時における廃棄物の処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲の区域内において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という)が発生した場合に、災害により発生した廃棄物(以下「災害廃棄物」という)の撤去や処理等に関して必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請等)

第2条 甲は、被災した次に掲げる事業(以下「災害廃棄物の処理等」という)について、乙、丙、丁に対して協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号の実施に伴う必要な事業

2 甲は、乙、丙、丁に対して前項の協力を要請するときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難しい場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 協力の要請内容
- (2) その他必要な事項

(災害廃棄物の処理等の実施)

第3条 乙、丙及び丁は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材等を確保し、災害廃棄物の処理等に協力するものとする。

2 乙、丙及び丁は、災害廃棄物の処理等を実施するにあたり、関係法令を遵守し、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の処理等に従事する作業員の安全確保を図ること。
- (3) 通常契約の業務に影響がないように配慮すること。

(情報の提供)

第4条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、乙、丙及び丁に対して被災状況、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

(実施の報告)

第5条 乙、丙及び丁は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) 実施機関
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第6条 第2条第1項の要請に基づき乙、丙及び丁が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、甲と乙、丙及び丁との通常の委託金額を基準として、協議のもと支払うものとする。

(協定書の有効期間)

第7条 この協定は、平成23年7月15日から効力を有するものとし、甲、乙、丙及び丁が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度それぞれが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 23 年 7 月 15 日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地
綾川町
綾川町長 藤井 賢 印

乙 香川県綾歌郡綾川町山田下 2994 番地 1
株式会社 富士クリーン
代表取締役 馬場 一雄 印

丙 香川県綾歌郡綾川町山田下 2994 番地 1
株式会社 富士建設工業
代表取締役 串田 勝利 印

丁 香川県高松市室町 1907 番地 36
株式会社 リソーシズ
代表取締役 沖川 修 印

資料 1 - 17 災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書（共済会）

社会福祉法人 共済会（以下「甲」という。）と綾川町（以下「乙」という。）は、災害が発生し又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、在宅での生活が困難となった又はそれが見込まれる要介護認定者及び緊急に避難を要する高齢者（以下「要援護高齢者」という。）の甲に属する特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）での受け入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時の要援護高齢者の施設での受け入れ等に関し、甲、乙の間の必要な事項を定めるものとする。

（情報提供）

第2条 甲は、災害時には、乙に対し、受け入れ可能数等の情報を提供するものとする。

2 乙は、前項により得た情報を管理するとともに、避難を希望する要援護高齢者に対して提供するものとする。

（受け入れ）

第3条 施設は、災害時には、要援護高齢者をその希望等により一時的に受け入れるよう努めるものとする。

2 乙は、施設が前項に定める受け入れを効果的に行えるよう、関係機関に対して、連携を要請するものとする。

（介護保険法上の取扱い）

第4条 乙は、前条の規定に基づき、施設が介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第13項の規定による短期入所生活介護として受け入れた結果、定員を超過した場合には、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）の第138条又は140条の12のただし書きに該当するものとして取り扱うものとする。

（ボランティア等の要請と協力）

第5条 乙は、甲が災害時にボランティア等を要請するに際して、これに協力するものとする。

2 甲は、被災した施設からの入所者受け入れ要請があれば、これに応じるものとし、乙はこれに協力するものとする。

（在宅復帰への支援）

第6条 乙は、施設が受け入れした要援護高齢者の早期な在宅復帰のため、当該施設と連携を図るものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙からの文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲、乙間において協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 23 年8月1日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮 376 番地2
社会福祉法人 共済会 理事長 宮 武 利 弘

乙 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地
綾 川 町 長 藤 井 賢

資料 1 - 18 災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書（福寿会）

社会福祉法人 福寿会（以下「甲」という。）と綾川町（以下「乙」という。）は、災害が発生し又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、在宅での生活が困難となった又はそれが見込まれる要介護認定者及び緊急に避難を要する高齢者（以下「要援護高齢者」という。）の甲に属する特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）での受け入れ等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時の要援護高齢者の施設での受け入れ等に関し、甲、乙の間の必要な事項を定めるものとする。

（情報提供）

第2条 甲は、災害時には、乙に対し、受け入れ可能数等の情報を提供するものとする。

2 乙は、前項により得た情報を管理するとともに、避難を希望する要援護高齢者に対して提供するものとする。

（受け入れ）

第3条 施設は、災害時には、要援護高齢者をその希望等により一時的に受け入れるよう努めるものとする。

2 乙は、施設が前項に定める受け入れを効果的に行えるよう、関係機関に対して、連携を要請するものとする。

（介護保険法上の取扱い）

第4条 乙は、前条の規定に基づき、施設が介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第13項の規定による短期入所生活介護として受け入れた結果、定員を超過した場合には、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）の第138条又は140条の12のただし書きに該当するものとして取り扱うものとする。

（ボランティア等の要請と協力）

第5条 乙は、甲が災害時にボランティア等を要請するに際して、これに協力するものとする。

2 甲は、被災した施設からの入所者受け入れ要請があれば、これに応じるものとし、乙はこれに協力するものとする。

（在宅復帰への支援）

第6条 乙は、施設が受け入れした要援護高齢者の早期な在宅復帰のため、当該施設と連携を図るものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙からの文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲、乙間において協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 23 年8月1日

甲 香川県綾歌郡綾川町山田下山王 435 番地4
社会福祉法人 福寿会 理事長 伊 賀 恭 子

乙 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地
綾 川 町 長 藤 井 賢

資料 1 - 19 災害時における応急措置等の実施に関する協定書(綾川町建設業協会)

綾川町(以下「甲」という。)と綾川町建設業協会(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結した。

(趣旨)

第1条 この協定は、綾川町の区域内で、地震災害、風水害その他の災害(以下「災害」という。)が発生し、または発生しようとしている場合において、甲の管理する公共土木施設および土地改良施設等について乙が行う災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第62条第1項に規定する応急措置および復旧措置に係る建設機械等の応援出動(以下「応急措置等」という。)の協力に関し、必要な事項を定める。

(協力要請等)

第2条 甲は、応急措置等を実施する場合においては、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲からの協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話または口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

(協力の内容)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急措置等を実施する態勢をとり、必要な人員および資機材等を提供し、甲の指示に従い、応急措置等を実施するものとする。

2 乙は、必要がある場合は、甲の承諾を得て他の団体等と連携して応急措置等に従事することができる。

(費用の請求等)

第4条 前条の応急措置等に要した費用は、乙の請求に基づき甲が支払うものとする。

(個人情報の保護)

第5条 乙は、この協定による活動を行うため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に努めなければならない。

(災害補償)

第6条 第3条の規定に基づき、応急措置等に従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、またはその業務による負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用のある場合を除き、香川縣市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例(平成18年条例第7号)の規定を適用し補償する。

(報告)

第7条 乙は、この協定による応急措置等について協力できる人員および資機材等の状況を毎年4月30日までに甲に報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲および乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 30 年 4 月 23 日

甲 綾川町
綾川町長 前田 武俊 印

乙 綾川町建設業協会
会 長 小川 一 印

【一般対策編 第2章 第17節 防災業務体制整備計画】

【地震対策編 第2章 第9節 防災業務体制整備計画】

資料 1 - 2 0 災害時における応急措置等の実施に関する協定書(綾川町協力会)

綾川町(以下「甲」という)と綾川町じつはら会(以下「乙」という)は甲区域内で発生した大規模な災害(以下大規模災害という)への支援活動について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害の災害により、甲が管理する公共施設及び工作物等の応急支援活動の実施に関し、甲が乙に対し協力を要請する場合の必要事項を定めるものとする。

(大規模災害の定義)

第2条 この協定書において、大規模災害とは甲が災害対策本部を設置した災害又はこれに準じると甲が判断した災害をいう。

(支援要請)

第3条 甲は災害が発生し、乙の支援活動が必要であると認めるときは、乙に対し支援要請を行うものとする。

2 乙は甲から支援要請があったときは、特別な事情がない限り、甲に協力するものとする。

(支援活動内容)

第4条 乙は甲から支援要請を受けたときは、甲の指示に従い人員及び資材並びに専門的技術を提供する。

(支援活動の報告)

第5条 乙は支援活動が終了したときは、速やかに支援内容を甲に報告する。

(費用の負担及び請求)

第6条 甲の要請により、乙が要請事項を実施するために要した費用は、原則として甲の定める基準に基づき、甲が負担するものとする。

(補償)

第7条 甲からの協力要請に応じて支援活動を従事した者がそのために死亡又は負傷(身体の障害を含む)となった場合における補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)により補償するものとする。

(協議)

第8条 この協議に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(費用)

第9条 この協定は平成23年6月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成23年6月1日

(甲) 香川県綾歌郡綾川町滝宮299
綾川町長 藤井 賢 印

(乙) 香川県綾歌郡綾川町羽床上2718-29番地
綾川町協力会
会長 實原 照彦 印

綾川町協力会名簿

平成23年5月17日現在

	会員名	代表者	所在地	防災担当者	電話番号
1	じつはら建設(株)	實原 健太郎	綾歌郡綾川町羽床上2718-29	實原 健太郎	087-878-3101
2	(有)ハウスリフォーム	村山 好治	綾歌郡綾川町滝宮297-42	村山 好治	087-876-2400
3	(有)中尾工務店	中尾 勉	綾歌郡綾川町陶4570-1	中尾 勉	087-876-0273
4	長尾電機水道	合場 正行	綾歌郡綾川町羽床182	合場 正行	087-876-1033
5	十河の石屋さん	十河 茂之	綾歌郡綾川町萱原385-1	十河 茂之	087-876-0266
6	香川県管工事業協同 組合連合会	理事長 土居 正幸	綾歌郡綾川町畑田588-2	理事長 土居 正幸	087-877-0202

資料 1 - 2 1 災害時の水道施設の復旧等に関する協定書

香川県広域水道企業団(以下「企業団」という。)と香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町(以下「構成団体」という。)とは、災害時等の水道施設の復旧等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 企業団及び構成団体は、地震等の自然災害、渇水、水道施設事故、水質事故等(以下「災害等」という。)の発生に伴い、大規模な断水等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民生活等の維持と安全を確保するために、水道施設の迅速かつ円滑な復旧等を図るものとする。

(災害情報の共有)

第2条 企業団及び構成団体は、災害等に関する情報を交換し、共有するものとする。

(水道施設の復旧)

第3条 災害等により大規模な断水等が発生した場合、企業団は、給水区域内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら、水道施設の復旧を実施するものとする。

(復旧作業に対する協力)

第4条 災害等により構成団体の管理する道路が使用不能となり、企業団の水道復旧作業に支障が生じた場合、又は、企業団の管理する水道施設により構成団体の道路復旧作業に支障が生じる場合においては、企業団及び構成団体は、相互の復旧作業が迅速かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

2 構成団体は、災害等による企業団の水道復旧作業として、企業団が構成団体の管理する土地、道路等に仮設の水道施設等を設置する必要がある場合には、本協定の目的を尊重し協力する。

3 構成団体は、企業団の水道復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場等の確保のため、企業団から構成団体の所有する施設及び駐車場等の使用について要請があった場合、企業団と協議の上、提供に努めるものとする。

(応急給水作業に対する協力)

第5条 災害等により構成団体において飲料水確保が必要となる場合、又は、企業団において給水確保が必要となる場合、企業団及び構成団体は、相互に応急給水作業が迅速かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

(相互応援)

第6条 前3条に掲げるもののほか、企業団又は構成団体は、災害等の発生時に応援を必要とする場合には、次に掲げる事項を明らかにした上で、無線、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(1)災害等の状況

(2)応援を求める項目(物資・資機材については数量など、人的応援にあたっては必要な職種、人数など)

(3) 応援を求める期間、場所

(4) その他必要な事項

2 前項の規定により、企業団が応援要請を受けた場合、企業団は応援を要請した構成団体に応援の内容を連絡し、応援を実施する。また、構成団体が応援要請を受けた場合、構成団体は企業団に応援の内容を連絡し、応援を実施する。ただし、特別の事情により応援できない場合には、その旨を直ちに無線、電話等により連絡する。

(費用の負担)

第7条 応援に要した費用の負担は、原則として応援を要請した企業団又は構成団体の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協議して別に定めるものとする。

2 応援を要請した企業団又は構成団体が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、応援した企業団又は構成団体が一時繰替支弁するものとする。

(訓練等への参加)

第8条 企業団及び構成団体は、この協定に基づく活動が円滑に行われるよう、必要に応じて、それぞれの訓練等に参加するものとする。

(連絡体制)

第9条 企業団及び構成団体は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡担当課を定め、相互の連絡体制を確立するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定の定めについて疑義が生じた場合、企業団及び構成団体は誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本協定締結の証として、本書を18通作成し、企業団、構成団体記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年4月1日

香川県知事	浜田 恵造	高松市長	大西 秀人
丸亀市長	梶 正治	坂出市長	綾 宏
善通寺市長	平岡 政典	観音寺市長	白川 晴司
さぬき市長	大山 茂樹	東かがわ市長	藤井 秀城
三豊市長	山下 昭史	土庄町長	三枝 邦彦
小豆島町長	塩田 幸雄	三木町長	筒井 敏行
宇多津町長	谷川 俊博	綾川町長	藤井 賢
琴平町長	小野 正人	多度津町長	丸尾 幸雄
まんのう町長	栗田 隆義	香川広域水道企業団	
		企業長	浜田 恵造

【一般対策編 第2章 第15節 ライフライン等災害予防計画】

【一般対策編 第3章 第15節 給水計画】

【一般対策編 第3章 第24節 ライフライン等応急復旧計画】

【地震対策編 第2章 第7節 ライフライン等災害予防計画】

【地震対策編 第3章 第15節 給水計画】

【地震対策編 第3章 第24節 ライフライン等応急復旧計画】

資料 1 - 2 2 災害時の医療救護活動に関する協定書（一般社団法人綾歌地区医師会）

綾川町（以下「甲」という。）と一般社団法人綾歌地区医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、綾川町地域防災計画に基づき、災害時における医療救護活動を円滑に行うために甲と乙の連携・協力要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護本部の設置）

第2条 甲と乙は、綾川町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）と連携し医療救護活動を円滑に実施するため、関係機関とともに、甲が指定する場所に綾川町医療救護本部（以下「医療救護本部」という。）を設置するものとする。

（医療救護本部の役割）

第3条 医療救護本部の役割は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策本部との連絡調整
- (2) 医師、歯科医師及び薬剤師等の配備並びに連絡調整
- (3) 応急救護所と後方医療機関（救護病院、広域救護病院、災害拠点病院）との連絡調整
- (4) 県及び関係機関との連絡調整
- (5) 救急隊との連絡調整
- (6) 医療救護チームの派遣要請、受入、配備
- (7) 町内の医療機関の稼働状況を把握
- (8) 医療救護活動の記録
- (9) 災害対策本部への状況等の報告
- (10) 中讃地域災害医療対策会議への出席
- (11) その他の医療救護活動に関すること

（医師及び看護師の派遣）

第4条 甲は、医療救護活動の必要が生じたときは、乙に対し医師及び看護師（準看護師を含む。以下「医師等」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、これに協力するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない場合は、甲の要請によらないで医師等を派遣することができる。この場合にあつては、速やかにその旨を甲に報告し、その承認を得るものとする。

4 派遣された医師等に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、医療救護本部又は甲が指定するものを行うものとする。

5 乙は、甲の医師等の派遣の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ医師等の編成など必要な事項を定めておくものとする。

（医師等の任務）

第5条 乙が派遣する医師等は、原則として、甲が設置する応急救護所等において、医療救護活動を行うものとする。

2 医師等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する診察(トリアージを含む)応急処置
- (2) 傷病者の後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する医療
- (4) 避難所の巡回診療
- (5) 助産活動
- (6) 死亡の確認及び死体の検案
- (7) 活動の記録と報告
- (8) その他状況に応じた必要な措置

(医薬品等の調達)

第6条 乙が派遣する医師等が使用する医薬品等は、原則として甲が調達するものとするが、緊急の場合は、乙又はその会員の所有のものを使用するものとする。

(輸送)

第7条 医師等の輸送は、乙又は乙の指定する者が行う。

2 乙は、必要に応じて、甲に対して輸送の協力を求めることができるものとする。

(医療費)

第8条 応急救護所及び避難所の巡回診療における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第9条 この協定に基づき乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医師等の派遣に要する費用
- (2) 乙又はその会員が所有する医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医師等の構成員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項の費用弁償の額については、災害救助法(昭和22年法律第118号)の規定に準じて、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(医事紛争の措置)

第10条 医師等が医療救護活動により傷病者との間に医事紛争が生じたときは、甲の責任において処理するものとする。

2 前項に規定する場合において、甲は当該業務に従事した医師等に故意又は重大な過失がない限り、当該会員に対して求償しないものとする。

(災害医療救護活動連絡会への参画)

第11条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する綾川町災害医療救護活動連絡会へ参画するものとする。

(訓練への参加)

第12条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(救護病院及び応急救護所の指定)

第13条 乙は、甲が綾川町地域防災計画に基づく救護病院及び応急救護所を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(実施細目)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年、この協定は延長され、以後同様とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年 9月 1日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地

香川県綾歌郡綾川町

綾川町長 前田 武俊

乙 香川県綾歌郡綾川町滝宮220番地1

一般社団法人 綾歌地区医師会

会 長 溝渕 博司

資料 1 - 2 3 災害時の医療救護活動に関する協定書（綾歌郡歯科医師会）

綾川町（以下「甲」という。）と綾歌郡歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、綾川町地域防災計画に基づき、災害時における医療救護活動を円滑に行うために甲と乙の連携・協力要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護本部の設置）

第2条 甲と乙は、綾川町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）と連携し医療救護活動を円滑に実施するため、関係機関とともに、甲が指定する場所に綾川町医療救護本部（以下「医療救護本部」という。）を設置するものとする。

（医療救護本部の役割）

第3条 医療救護本部の役割は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策本部との連絡調整
- (2) 医師、歯科医師及び薬剤師等の配備並びに連絡調整
- (3) 応急救護所と後方医療機関（救護病院、広域救護病院、災害拠点病院）との連絡調整
- (4) 県及び関係機関との連絡調整
- (5) 救急隊との連絡調整
- (6) 医療救護チームの派遣要請、受入、配備
- (7) 町内の医療機関の稼働状況を把握
- (8) 医療救護活動の記録
- (9) 災害対策本部への状況等の報告
- (10) 中讃地域災害医療対策会議への出席
- (11) その他の医療救護活動に関すること

（歯科医師及び歯科衛生士の派遣）

第4条 甲は、医療救護活動の必要が生じたときは、乙に対し歯科医師及び歯科衛生士（以下「歯科医師等」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、これに協力するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない場合は、甲の要請によらないで歯科医師等を派遣することができる。この場合にあつては、速やかにその旨を甲に報告し、その承認を得るものとする。

4 派遣された歯科医師等に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、医療救護本部又は甲が指定するものを行うものとする。

5 乙は、甲の歯科医師等の派遣の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ歯科医師等の編成など必要な事項を定めておくものとする。

（歯科医師等の任務）

第5条 乙が派遣する歯科医師等は、原則として、甲が設置する応急救護所等において、医療救護活動を行うものとする。

2 歯科医師等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 傷病者の後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する歯科治療・衛生指導
- (4) 検視・検案に際しての法歯学上の協力
- (5) 活動の記録と報告
- (6) その他状況に応じた必要な措置

(医薬品等の調達)

第6条 乙が派遣する歯科医師等が使用する医薬品等は、原則として甲が調達するものとするが、緊急の場合は、乙又はその会員の所有のものを使用するものとする。

(輸送)

第7条 歯科医師等の輸送は、乙又は乙の指定する者が行う。

2 乙は、必要に応じて、甲に対して輸送の協力を求めることができるものとする。

(医療費)

第8条 応急救護所及び避難所の巡回診療における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第9条 この協定に基づき乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医師等の派遣に要する費用
- (2) 乙又はその会員が所有する医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 歯科医師等の構成員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項の費用弁償の額については、災害救助法(昭和22年法律第118号)の規定に準じて、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(医事紛争の措置)

第10条 医師等が医療救護活動により傷病者との間に医事紛争が生じたときは、甲の責任において処理するものとする。

2 前項に規定する場合において、甲は当該業務に従事した医師等に故意又は重大な過失がない限り、当該会員に対して求償しないものとする。

(災害医療救護活動連絡会への参画)

第11条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する綾川町災害医療救護活動連絡会へ参画するものとする。

(訓練への参加)

第12条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(実施細目)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年、この協定は延長され、以後同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年 9月 1日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地

香川県綾歌郡綾川町

綾川町長 前田 武俊

乙 香川県綾歌郡綾川町畑田812番地1

綾歌郡歯科医師会

会 長 浜崎 一郎

資料 1 - 2 4 災害時の医療救護活動に関する協定書（綾歌郡薬剤師会）

綾川町（以下「甲」という。）と綾歌郡薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、綾川町地域防災計画に基づき、災害時における医療救護活動を円滑に行うために甲と乙の連携・協力要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護本部の設置）

第2条 甲と乙は、綾川町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）と連携し医療救護活動を円滑に実施するため、関係機関とともに、甲が指定する場所に綾川町医療救護本部（以下「医療救護本部」という。）を設置するものとする。

（医療救護本部の役割）

第3条 医療救護本部の役割は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策本部との連絡調整
- (2) 医師、歯科医師及び薬剤師等の配備並びに連絡調整
- (3) 応急救護所と後方医療機関（救護病院、広域救護病院、災害拠点病院）との連絡調整
- (4) 県及び関係機関との連絡調整
- (5) 救急隊との連絡調整
- (6) 医療救護チームの派遣要請、受入、配備
- (7) 町内の医療機関の稼働状況を把握
- (8) 医療救護活動の記録
- (9) 災害対策本部への状況等の報告
- (10) 中讃地域災害医療対策会議への出席
- (11) その他の医療救護活動に関すること

（薬剤師の派遣）

第4条 甲は、医療救護活動の必要が生じたときは、乙に対し薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、これに協力するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない場合は、甲の要請によらないで薬剤師を派遣することができる。この場合にあつては、速やかにその旨を甲に報告し、その承認を得るものとする。

4 派遣された薬剤師に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、医療救護本部又は甲が指定するものを行うものとする。

5 乙は、甲の薬剤師の派遣の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ薬剤師の編成など必要な事項を定めておくものとする。

（薬剤師の任務）

第5条 乙が派遣する薬剤師は、原則として、甲が設置する応急救護所、医薬品等の集積場所及び甲が指定する場所において、医療救護活動を行うものとする。

2 薬剤師の任務は、次のとおりとする。

- (1) 応急救護所等における傷病者に対する調剤、服薬指導及び健康相談
- (2) 医薬品等の集積場所等における医薬品等の管理
- (3) 医療救護班等のサポート
- (4) 活動の記録と報告
- (5) その他状況に応じた必要な措置

(医薬品等の提供)

第6条 甲は医療救護活動において医薬品等が必要になった場合は、乙の会員が保管する医薬品等の提供を要請できるものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

(輸送)

第7条 薬剤師及び医薬品等の輸送は、乙又は乙の指定する者が行う。

2 乙は、必要に応じて、甲に対して輸送の協力を求めることができるものとする。

(費用弁償等)

第8条 この協定に基づき乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師の派遣に要する費用
- (2) 乙の会員が提供した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項の費用弁償の額については、災害救助法(昭和22年法律第118号)の規定に準じて、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(調剤費)

第9条 応急救護所等における調剤費は無料とし、前条に規定する費用の弁償に含まないものとする。

(医事紛争の措置)

第10条 医師等が医療救護活動により傷病者との間に医事紛争が生じたときは、甲の責任において処理するものとする。

2 前項に規定する場合において、甲は当該業務に従事した医師等に故意又は重大な過失がない限り、当該会員に対して求償しないものとする。

(災害医療救護活動連絡会への参画)

第11条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する綾川町災害医療救護活動連絡会へ参画するものとする。

(平常時からの医薬品等の確保)

第12条 医療救護活動において必要と想定される医薬品等の薬効別などの品目及び数量については、連絡会において、あらかじめリストを作成するものとする。

2 乙は、会員が保管する医薬品等が、前項のリストに掲載された品目及び数量を確保できているかを確認し、甲に報告するものとする。

3 乙の会員が保管する医薬品等だけでは、第1項のリストに掲載された品目及び数量の確保が難しい場合は、甲乙協議のうえ確保に努めるものとする。

4 第1項のリストは、連絡会において、必要に応じて見直しを行うものとする。

(訓練への参加)

第13条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(実施細目)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年、この協定は延長され、以後同様とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年 9月 1日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地

香川県綾歌郡綾川町

綾川町長 前田 武俊

乙 香川県綾歌郡綾川町陶1719番地1

綾歌郡薬剤師会

会 長 森 廣文

資料 1-25 綾川町災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書

綾川町（以下「甲」という。）と社会福祉法人綾川町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、綾川町災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、綾川町内で地震、風水害等における大規模な災害が発生したとき、（以下「災害発生時」という。）に「綾川町地域防災計画」に基づき、迅速かつ効率的に被災者に対する生活支援活動を行うことができるよう、甲と乙が相互に連携してボランティア活動を行う団体又は、個人を支援するためセンターを設置することに関し、必要な事項を定め、被災者の生活安定に寄与することを目的とする。

（センター等の設置）

第2条 甲は災害発生時の被災地域において、ボランティア活動による円滑な救援活動を実施する必要があると認めるときは、センター設置の日時、場所及び運営に必要な事項を明記し、文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による要請があったときは、速やかにセンターを設置し、災害ボランティアセンター設置通知書により甲へ報告するとともに、必要な業務を開始するものとする。

3 甲は、乙と協議のうえ、救援活動を実施するため最適な場所を確保し、乙に提供するものとする。

（センターの運営）

第3条 センターの運営は乙が主体となり行うものとする。

2 乙は、センターの運営に必要な人員の確保に努めるものとする。ただし、乙は確保した人員では不足すると判断した場合は、甲に対し必要な人員の派遣を要請することができる。

3 甲は、前項の規定による要請を受けた場合は、乙に対して可能な範囲で人員を派遣するものとする。

（連携及び協力）

第4条 甲と乙は、センターの設置及び運営に関し、相互に連携し協力するものとする。

（センターの業務）

第5条 センターが実施する業務は、次に掲げるとおりにする。

- (1) 災害ボランティアの受付
- (2) 災害ボランティアニーズの受給調整等
- (3) 災害ボランティア活動の情報発信及び受信
- (4) 綾川町災害対策本部等との連絡調整
- (5) 災害ボランティア活動にかかる支援募金活動
- (6) その他災害ボランティア活動に必要な業務

(被災状況等の情報提供)

第6条 甲は、乙から被災状況等の情報提供を求められた場合は、必要に応じて情報提供を行うものとする。

(資機材の確保)

第7条 甲と乙は災害発生時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を、相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第8条 センターの運営に関して次に掲げる費用については、甲の負担とする。ただし、法令その他別段の定めがある場合は、その定めによるものとする。

- (1) 救援資機材等の購入又は貸借に要する費用
 - (2) その他、甲が運営に必要と定める費用
- 2 前項の規定に係る資機材等を乙が購入又は貸借しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。
- 3 乙は、甲以外の関係機関等からの助成や現物給付等を受けることができる場合は、第1項の規定にかかわらずこれらの助成、現物給付等を利用し、不足する同項の費用については甲が負担するものとする。

(センターの閉鎖)

第9条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議のうえ決定する。

- 2 乙は、活動が終了したときは、速やかにその状況について災害ボランティア活動状況報告書により甲に報告するものとする。

(平時の取組み)

第10条 甲と乙は、平常時から協力して、災害時におけるボランティア活動に関する連絡会議等を通じて情報交換を行うものとする。

- 2 乙は、災害時に備えセンターの機能を整備するものとし、甲は、乙に対して整備に関する必要な支援を行うものとする。

(ボランティア保険への加入)

第11条 乙は、ボランティア活動中の事故に備え、災害発生時のボランティア活動開始の際に、活動参加者を保険に加入させるものとする。

2 前項のボランティア保険の加入にかかる経費については、ボランティアの自己負担とする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1ヵ月前までに甲乙いずれかからも意思表示がないときは、期間満了の翌日から更に1年延長され、以後も同様とする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年12月1日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地

綾川町長 前田 武俊

乙 香川県綾歌郡綾川町滝宮276番地

社会福祉法人 綾川町社会福祉協議会
会長 谷岡 学

【一般対策編 第2章 第23節 ボランティア活動環境整備計画】
【一般対策編 第3章 第26節 ボランティア受入計画】
【地震対策編 第2章 第15節 ボランティア活動環境整備計画】
【地震対策編 第3章 第28節 ボランティア受入計画】

資料 1 - 2 6 災害発生時における綾川町と綾川町内で従事する郵便局の協力に関する協定

香川県綾歌郡綾川町(以下「甲」という。)と綾川町内で従事する郵便局(以下「乙」という。)は、綾川町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、綾川町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供
(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
 - (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
 - (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
 - (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
 - (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
 - (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項^(注)
 - (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
- (注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 綾川町 総務課長

乙 日本郵便株式会社 滝宮郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、2015年7月10日から2016年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本通2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

2015年7月10日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地
綾川町

代表 綾川町長

藤井 賢

乙 香川県綾歌郡綾川町滝宮 1351-24
日本郵便株式会社 滝宮郵便局
香川県高松市勅使町 700
日本郵便局株式会社 高松南郵便局
香川県綾歌郡綾川町羽床上 652-2

日本郵便株式会社 羽床上郵便局
香川県綾歌郡綾川町陶 5873-35

日本郵便株式会社 陶郵便局
香川県綾歌郡綾川町畑田 2393-4

日本郵便株式会社 畑田郵便局
香川県綾歌郡綾川町畑田 684-7

日本郵便株式会社 昭和郵便局
香川県綾歌郡綾川町山田上甲 1473-33

日本郵便株式会社 綾上郵便局

代表 日本郵便株式会社 滝宮郵便局長

白崎 一也

第1章 総則

第1条(規約の適用)

本規約は、楽天モバイル株式会社(以下「楽天モバイル」という)が提供する緊急速報メールサービス(以下「本サービス」という)について、楽天モバイルに本サービスの利用を申し込んで楽天モバイルとの間で本サービスの利用に関わる契約(以下「利用契約」という)を締結したすべての契約者(定義は第2条に定める)に適用されます。

第2条(用語の定義)

本規約で使用する用語の解釈については、次の定義に従うこととします。

(1) 契約者

国家行政組織法において「国の行政機関」と定める省とそれらの外局(委員会、庁)及び、内閣府設置法に定める内閣府とその外局(委員会、庁)、並びに地方自治法に定める1都1道2府43県、市町村及び、特別区(以下総称して「行政及び自治体」という)で、楽天モバイルとの間で利用契約を締結したもの

(2) 通信サービス

楽天モバイル通信サービス契約約款その他楽天モバイルが指定する契約約款に基づき楽天モバイルが提供する電気通信サービス

(3) ユーザー

楽天モバイル通信サービス契約約款その他楽天モバイルが指定する契約約款に基づき、楽天モバイルとの間で通信サービスの利用契約を締結している者

(4) 利用者

ユーザーのうち、楽天モバイルが別途指定する、緊急速報メールを受信可能な端末を用いて通信サービスを利用し、かつ所定の緊急速報メールの受信設定を実施している者

(5) 緊急速報メール

契約者が、自ら配信者として本サービスを利用して配信エリアに所在する利用者に対して一斉に配信するメッセージ

(6) 配信エリア

契約者が、緊急速報メールを配信するエリア

(7) 緊急速報メールセンタサイト

楽天モバイルが本サービスを提供するにあたり利用する電気通信設備

(8) 市町村エリア

契約者が第13条に定めるところに従い指定することができる配信エリアのうち、地方自治法に定める市町村若しくは特別区又は指定都市の区の行政区域における通信サービスの提供エリアを配信範囲とする配信エリア

(9) 都道府県エリア

契約者が第13条に定めるところに従い指定することができる配信エリアのうち、地方自治法に定める都道府県の行政区域における通信サービスの提供エリアを配信範囲とする配信エリア

(10) 国エリア

契約者が第13条に定めるところに従い指定することができる配信エリアのうち、全ての都道府県エリアを配信範囲とする配信エリア

第3条(規約の変更)

楽天モバイルは、本規約の変更を行う場合は、合理的な予告期間において、変更後の本規約の内容を楽天モバイルが適当と判断する方法で契約者に通知又は周知するものとし、当該予告期間経過後は、変更後の本規約が適用されるものとします。

第2章 利用の申込と承諾

第4条(利用の申し込み)

1. 本サービスを利用することを希望する行政及び自治体は、あらかじめ本規約その他楽天モバイルが指定する規約等に承諾のうえで、楽天モバイル所定の申込書(以下「申込書」という)に必要事項を記載し、楽天モバイルが別途指定する方法により、楽天モバイルに送付するものとします。

第5条(申し込みの承諾)

1. 楽天モバイルは前条に基づく本サービスの利用の申し込みがあった場合は、当該申し込みに対する承諾の可否を判断するものとします。

2. 楽天モバイルは前項の定めに基づき、本サービスの利用の申し込みを承諾する場合は、本サービスの利用の申し込みをした者にその旨を通知するものとし、当該承諾通知時点において、楽天モバイルとサービスの利用の申し込みをした者との間で本規約の規定を契約条件として本サービスの利用契約が成立するものとします。

3. 楽天モバイルは次の各号に定める事由に該当する場合は申し込みを承諾しないことがあります。

(1) 国家行政組織法において「国の行政機関と定める省とそれらの外局(委員会、庁)及び、内閣府設置法における内閣府とその外局(委員会、庁)並びに、地方自治法に定める1都1道2府43県、市町村及び、特別区ではなかったとき

(2) 申込書の記載内容又は添付資料に、虚偽のものが発覚したとき

(3) 楽天モバイルに対する債務(本サービス上に限らない)の履行を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき

(4) 楽天モバイルと別途締結している利用契約に基づく本サービスの利用を停止され、又は利用契約を解除されたことがあるとき

(5) 楽天モバイルが技術上又は業務の遂行上支障があると判断したとき

(6) その他楽天モバイルが不適當と判断したとき

第6条(変更の申し込み)

申込書に記載の契約内容を変更することを希望する契約者は、申込書に必要事項を記載したうえで、申込書を楽天モバイルが指定する方法にて提出していただきます。

第7条(変更の申し込みの承諾)

1. 楽天モバイルは前条に基づく契約内容変更の申し込みがあった場合は、当該申し込みに対する承諾の可否を判断するものとします。
2. 楽天モバイルは前項の定めに基づき、契約内容の申し込みを承諾する場合は、承諾通知により、契約内容変更の申し込みをした契約者にその旨を通知するものとし、当該承諾通知時点において、利用契約の内容が変更されるものとします。
3. 楽天モバイルは第5条第3項各号に定める事由に該当する場合は、申し込みを承諾しないことがあります。

第8条(契約者情報の変更)

1. 契約者は、名称、住所、電話番号、メールアドレスその他楽天モバイルへの届出内容に変更があった場合は、楽天モバイルが別途指定する方法により、速やかに楽天モバイルに届け出るものとします。なお、届出内容に変更があったにもかかわらず、楽天モバイルに届出がないときは、利用契約に関する楽天モバイルからの通知については、楽天モバイルが届出を受けている名称、住所、メールアドレス等への通知をもって必要な通知を行ったものとみなします。
2. 前項の届出があったときは、楽天モバイルに対し、届出に係る変更の事実を証明する書類を提出していただくことがあります。

第9条(通知)

1. 楽天モバイルが、利用契約に関する契約者への通知を郵送により行った場合、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなします。
2. 楽天モバイルが、利用契約に関する契約者への通知をメールにより行った場合、当該通知は楽天モバイル配信用電子計算機から発信された時点で到達したものとみなします。
3. 前項の通知メールがデータ化け等により読み出し不能な場合には、契約者は直ちに楽天モバイルに連絡するものとします。

第10条(個人情報の取り扱い)

楽天モバイルは、本サービスで取り扱う個人情報を自己のプライバシーポリシー(<https://corp.mobile.rakuten.co.jp/privacy/>)に従って、利用します。

第3章 本サービスの提供

第11条(本サービスの提供)

1. 契約者は、契約者より第13条に従い緊急速報メールが配信された場合、配信エリア内に所在する利用者に対して、楽天モバイルが別に定める回数、楽天モバイルが定める配信スケジュールに従って緊急速報メールを一斉に配信するものとします。

2. 楽天モバイルは、本サービスの提供により、配信エリア内に所在する利用者が緊急速報メールを受信すること、配信エリア内に所在する利用者が一定時間内に緊急速報メールを受信すること、配信エリア内の利用者の端末に緊急速報メールの内容が表示されることを保証するものではありません。

3. 契約者は、以下の各号に定める場合等には、利用者が配信エリア内に所在する場合であっても、緊急速報メールを受信できない場合があることを予め承諾します。また、楽天モバイルは、第1項の規定に従い複数回緊急速報メールを配信しますが、通常の電子メール等と異なり、受信されなかった緊急速報メールを保管して再送することはいたしません。

(1) 利用者の端末の電源が OFF になっていた場合

(2) 利用者の端末が圏外になっていた場合又は電波状態が不安定であった場合

(3) 利用者の端末が遠隔ロック等の機能・サービスによりロックされていた場合

(4) 利用者の端末が緊急速報メールの受信設定がなされていなかった場合

(5) 利用者の端末が電波 OFF モードであった場合

(6) 利用者が音声通話中であった場合

(7) 利用者がデータ通信中であった場合

(8) その他楽天モバイルが別に自己の Web サイト等において定める場合

第12条(緊急速報メールセンタサイトとの接続)

契約者は、本サービスを利用するにあたり、楽天モバイルが別に定める方法により、自らの費用と責任により、緊急速報メールセンタサイトへインターネットにて接続を行うものとします。(契約者は複数の通信回線種別を選択できるものとしますが、接続できる通信回線は合計3回までとします)

第13条(緊急速報メールの配信)

1. 契約者は、緊急速報メールの配信を行う場合、前条に基づき接続を行った通信回線を利用し、楽天モバイルが別に定める方法により、緊急速報メールの本文、配信エリアその他の所定の事項を楽天モバイルに対して通知することにより配信するものとします。なお、かかる配信の方法は、(1)契約者が楽天モバイルの指定する本サービスの専用サイトにアクセスして所定の事項を登録する方法又は(2)楽天モバイルの指定する HTTP インターフェースを利用して契約者の利用するシステムと緊急速報メールセンタサイトを連携させることにより所定の事項を登録する方法もしくは(3)上記(1)(2)の両方のいずれかから契約者が選択するものとします。

2. 契約者が、前項に基づき配信することができる配信エリアは、契約者の行政区域内である国エリア、都道府県エリア又は市町村エリアに限られるものとします。

3. 契約者が、第1項に基づき配信することができる緊急速報メールの内容は、以下の各号に定める内容とします。ただし、契約者1都1道2府43県の場合、第1号ないし第5号並びに第13号ないし第16号の配信については、災害対策基本法その他の関係法令に基づき、市

町村及び特別区がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなったときの代行において実施できるものとします。

- (1) 避難準備・高齢者等避難開始
- (2) 避難勧告
- (3) 避難指示(緊急)
- (4) 災害発生情報
- (5) 警戒区域情報
- (6) 津波注意報
- (7) 津波警報
- (8) 大津波警報
- (9) 噴火警報(レベル3未満の火口周辺警報を除く)
- (10) 指定河川洪水予報(はん濫注意情報を除く)
- (11) 土砂災害警戒情報
- (12) 東海地震予知情報
- (13) 弾道ミサイル情報(国民保護情報)
- (14) 航空攻撃情報(国民保護情報)
- (15) ゲリラ・特殊部隊攻撃情報(国民保護情報)
- (16) 大規模テロ情報(国民保護情報)
- (17) 防災訓練における(1)から(16)に模した情報

4. 契約者は、前項に定めるほか、前項に基づき指定した内容に関連する防災訓練を実施する場合に限り、当該各号に掲げる内容を模した緊急速報メールを配信することができるものとします。ただし、この場合における緊急速報メール本文の文面は、契約者が前項に基づき、前号各号に掲げる内容を配信する際の緊急速報メール本文の文面と同一又は同等の内容に限られるものとし、当該緊急速報メールの題名及び本文には、防災訓練である旨を表示するものとします。なお、契約者は、緊急速報メールの配信試験の目的、防災訓練の案内の目的その他、前項又は本項第一文に定める目的以外の目的で緊急速報メールを配信してはならないものとします。

5. 契約者は、利用者に配信する緊急速報メールの本文に自己の名称を必ず表示しなければならないものとします。

6. 契約者が、第1項に基づき配信できる緊急速報メールの文字数は全角、半角にかかわらず215文字(題名15文字、本文200文字)までに限られるものとします。また緊急速報メールにWebリンク・電話番号・メールアドレスを貼付することはできないものとします。

第4章 利用停止及び契約解除等

第14条(本サービスの提供中止)

1. 楽天モバイルは、次の各号に該当する場合は本サービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。

(1) 緊急速報メールセンタサイトその他楽天モバイルの電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき

(2) 緊急速報メールセンターサイトその他楽天モバイルの電気通信設備の障害その他やむを得ないとき

(3) 天変地異、その他不可抗力によるとき

(4) その他、楽天モバイルが必要と認めたとき

2. 楽天モバイルは、前項の規定により本サービスの全部又は一部の提供を中止する場合は、あらかじめその旨を楽天モバイルが適当と判断する方法で契約者に通知又は周知します。但し、緊急でやむを得ない場合はこの限りではありません。

3. 楽天モバイルは、第1項に基づき本サービスの提供が中止されたことにより契約者、利用者又はその他の第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第15条(本サービスの利用停止)

1. 楽天モバイルは、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者に対する本サービスの全部又は一部の利用を停止することがあります。

(1) 利用契約に違反したとき

(2) 申込書の記載内容その他楽天モバイルへの届出事項又は資料に虚偽の事案が発覚したとき

(3) 利用者に対し重大な支障を与える態様において本サービスを利用したとき

(4) 楽天モバイルの業務上支障があると楽天モバイルが認めたとき

(5) その他本サービスの利用を継続させることが不適切であると楽天モバイルが認めたとき

2. 楽天モバイルは、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。

3. 楽天モバイルは、本条の規定にかかわらず、契約者に対し、本条の措置に替えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、当該措置は、楽天モバイルが本条の措置をとること又は第16条に基づき本サービスの利用契約を解除することを妨げるものではないものとします。

4. 楽天モバイルは、前項の期限内に第1項各号に定める事由が解消されたと認めた場合には、前1項に基づく本サービスの全部又は一部の利用停止を解除することができます。

5. 楽天モバイルは、第1項に基づき本サービスが利用停止されたことにより契約者、利用者又は第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第16条(楽天モバイルが行う利用契約の解除)

1. 楽天モバイルは、契約者が本規約の一にでも違反した場合、相当期間を定めて契約者に対して当該違反を是正するように催告し、当該期間内に是正がされない場合、当該期間の経過をもって当然に利用契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができます。

2. 楽天モバイルは、契約者が次の各号の一に該当する場合、何らの通知又は催告を要せず、ただちに利用契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。

(1) 本規約の規定に違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、違反事項を是正することが困難であるとき

- (2) 本規約の規定に違反があり、当該違反の性質又は状況に照らし、事後契約者において違反を是正してもなお本サービスの契約者として不適切であると認められるとき
 - (3) 契約者の配信する緊急速報メールの内容に関して、苦情が多発したとき
 - (4) 契約者の配信する緊急速報メールに関して、国、地方公共団体、教育委員会、学校等公共機関又はそれらに準じる機関(契約者を除く)から楽天モバイルに解約その他の要請があったとき
 - (5) 本規約第 15 条の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき
 - (6) 本規約に基づく義務を契約者が履行する見込みがないと楽天モバイルが認めたとき
 - (7) 契約者に支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は契約者を債務者とする仮差押え、保全差押え若しくは差押えの命令通知が発送されたとき
 - (8) 楽天モバイルに重大な危害又は損害を及ぼしたとき
 - (9) その他契約者に本サービスの利用を継続させることが不適切であると認められる相当の事由があるとき
3. 利用契約の全部又は一部が解除された場合、契約者は本サービスの利用に基づき生じた楽天モバイルに対する債務を楽天モバイルが指定する期日までに一括して支払うものとします。
 4. 楽天モバイルは、第1項又は第2項に基づき利用契約が解除されたことにより、契約者、利用者又はその他の第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第 17 条(契約者が行う利用契約の解約)

契約者は、楽天モバイルに対して利用契約の解約を希望する場合は、楽天モバイル所定の解約申請に必要な事項を記載したうえで、楽天モバイルが指定する方法にて提出することによりいつでも利用契約を解約できるものとします。

第 18 条(本サービスの廃止)

1. 楽天モバイルは、自己の都合により、本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとします。
2. 楽天モバイルは、前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対してサービス廃止日の 30 日前までに書面によりその旨を通知します。
3. 本条の規定に従い本サービスの全部が廃止された場合、サービス廃止日をもって利用契約は終了するものとします。
4. 楽天モバイルは、第1項に基づき本サービスの全部又は一部が廃止されたことにより、契約者、利用者及びその他の第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第5章 その他

第 19 条(禁止行為)

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 楽天モバイル又は第三者の知的財産権を侵害する行為
 - (2) 楽天モバイル又は第三者の財産、プライバシー又は肖像権等を侵害する行為
 - (3) 楽天モバイル又は第三者を差別又は誹謗中傷する行為
 - (4) 楽天モバイルまたは第三者の信用又は名誉を毀損する行為
 - (5) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (6) ウィルス・プログラム、その他の有害プログラム等を配信する行為
 - (7) 緊急速報メールの配信にあたり、契約者が利用者から利用料金等の金員を受領する行為
 - (8) 本サービスの提供のために必要な設備及びその他の楽天モバイルの設備の円滑な利用又は運営を妨害する行為
 - (9) 楽天モバイル又は第三者の機器、設備等(緊急速報メールセンタサイト、利用者の端末を含む)の利用又は運営に支障を及ぼす行為
 - (10) 楽天モバイルによる本サービスの運営、維持を妨げ又は本サービスの提供に支障を及ぼす行為
 - (11) 法令もしくは公序良俗に違反し、また第三者に不利益を与える行為
 - (12) その他、本契約で禁止する行為及び上記の行為に準ずる行為
2. 契約者による禁止行為の実施によって生じた紛争については、すべて契約者の責任と負担により解決するものとし、楽天モバイルは一切責任を負わないものとします。

第 20 条(ID 及びパスワード)

1. 楽天モバイルは、契約者毎に固有の ID 及び初期パスワード(以下「パスワード等」という)をそれぞれ配布するものとします。
2. 契約者はパスワード等が第三者に開示又は漏洩することのないよう、契約者の費用と責任において厳重に管理するものとします。また、契約者は、パスワード等を第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買、質入等をする事はできないものとします。
3. 契約者は、パスワードを定期的に変更するものとし、パスワードの変更を怠ったことにより契約者に損害が生じても楽天モバイルは一切責任を負わないものとします。
4. パスワード等の管理不備、使用上の過誤、第三者による不正使用等が原因で契約者が被った損害の責任は契約者が負うものとし、楽天モバイルは一切責任を負わないものとします。パスワード等が不正に利用されたことにより楽天モバイルに損害が生じた場合、契約者は、楽天モバイルに対し損害を賠償するものとします。
5. 契約者は、パスワード等が漏洩した場合、若しくは漏洩をしている疑いのある場合には、直ちに楽天モバイルにその旨を連絡するとともに、楽天モバイルの指示がある場合はこれに従うものとします。

第 21 条(設備変更に関する費用)

契約者は、本サービスを利用するのに適した設備環境を自らの責任において、用意するものとし、楽天モバイルが緊急速報メールセンタサイトその他本サービスに関する設備の変更、移転等を行うことに伴い、契約者側の設備環境の変更又は設定変更等する必要が生じた場合、そのために必要となる費用を契約者が負担することを承諾するものとします。

第 22 条(権利義務の譲渡禁止)

契約者は、本規約に基づき、楽天モバイルに対して有する権利又は楽天モバイルに対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

第 23 条(契約上の地位の承継)

契約者の合併等法定の原因に基づき契約者の地位の承継があったときは、当該地位を承継した者は、楽天モバイルに対して、すみやかに、楽天モバイルが別途定める書面とともに承継の原因となった事由を証する書面を添えて届け出るものとします。

第 24 条(苦情対応)

1. 契約者は、自らが本サービスを利用して配信する緊急速報メールに関する利用者又は第三者からの苦情、問い合わせ、請求等(緊急速報メールの内容が第三者の権利を侵害している、またはその恐れがあるとするものも含み、以下「苦情等」という)に対しては、自らの費用と責任で対応し、解決するものとします。
2. 楽天モバイルが利用者又は第三者から契約者が本サービスを利用して配信する緊急速報メールに関する苦情等を受けた場合、契約者は自らの責任と費用をもって当該苦情等に対応し、解決するものとします。
3. 契約者は、楽天モバイルが利用者又は第三者から契約者が本サービスを利用して配信した緊急速報メールに関する苦情等を受けたとき、楽天モバイルが当該苦情等を行った者に対して契約者の連絡先等を知らせることに同意するものとします。

第 25 条(広告方法、内容等)

1. 契約者は、本サービスを利用した緊急速報メールに関する周知活動または広告宣伝を実施する場合、関係法令等を遵守するほか、以下の各号の規定を遵守しなければならないものとします。また、契約者は、利用者が配信エリア内に所在する場合であっても、緊急速報メールが受信できない場合があること並びに緊急速報メールの内容及び受信状況について、楽天モバイルが一切の責任を負わないことを、利用者に分かりやすく説明するよう努めるものとします。
 - (1)虚偽、誇大な表現などにより利用者に誤認を与える恐れのある表示をしないこと。
 - (2)本サービスの名称、契約者名、連絡先その他楽天モバイルが別に定める事項をはっきりと読み取れる文字で記載すること。
2. 契約者は、楽天モバイルが、契約者の名称、住所、利用者からの問い合わせ先、緊急速報メールの概要等を楽天モバイルが作成し、公開するホームページ、パンフレットその他の周知媒体に掲載することを承諾するものとします。

第 26 条(商標等の利用許諾)

1. 契約者は、楽天モバイルの事前の書面等による承諾を得た場合、楽天モバイルの指定する商標、ロゴマーク等(以下「商標等」という)を楽天モバイルが指定する使用方法に従い、使用することができるものとします。
2. 楽天モバイルが契約者による商標等の使用が不適切であると判断して契約者に通知した場合、契約者は、商標等の使用を直ちに中止しなければならないものとします。

第 27 条(免責事項)

楽天モバイルは、本サービスの提供その他本サービスに関連して発生した契約者又は第三者の損害について、楽天モバイル通信サービス契約約款その他楽天モバイルが指定する契約約款で別に定める場合を除き一切の責任を負わないものとします。

第 28 条(秘密保持)

1. 契約者は、本契約の存在、内容、及び本契約に関連して知得した楽天モバイルの営業上、技術上その他の業務に関する情報(以下「秘密情報」という)を厳に秘密として保持管理しなければならず、事前に楽天モバイルの書面による承諾を得ることなく、本サービスの利用以外の目的に利用してはならないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 受領時点で、既に公知となっている情報
 - (2) 受領時点で、既に契約者が適法に保有していた情報
 - (3) 受領後に、契約者の責めによらず公知となった情報
 - (4) 受領後に、秘密情報によらずに独自に開発又は創造した情報
 - (5) 受領後に、適切な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を負うことなく適法に入手した情報
3. 契約者は、秘密情報を第三者へ開示してはならないものとします。ただし、本サービスの利用の目的を達成するために必要な範囲で、以下の各号に定める者に対して開示することができます。なお、契約者が本項に基づき開示を行った場合、契約者は、当該開示先に対して本条と同等以上の義務を課すものとし、本契約への違反に該当する当該開示先による行為について楽天モバイルに対し責任を負うものとします。
 - (1) 本サービスの利用のためにこれを知る必要がある自己の役職員
 - (2) 本サービスの利用について相談をする弁護士、公認会計士、その他の専門家であって法律上の守秘義務を負う者
 - (3) 楽天モバイルが予め書面により承諾した開示先
4. 前項の規定にかかわらず、契約者は、裁判所、行政庁、その他の公権力から、強制力を伴って、楽天モバイルに係る秘密情報の開示要請を受けた場合、必要と認められる範囲で当該要請に応じることができます。ただし、可及的速やかに、当該要請を受けた事実を相手方に通知することを要します。契約者は、秘密情報に関する全ての文書、その他の媒体(電

子的に記録されたものを含む)及びそれらの複製物(以下「秘密書類」という)を他の資料と明確に区別し、善良なる管理者の注意をもって保管するものとします。

5. 契約者は、事前に楽天モバイルの書面による承諾がない場合、秘密書類の全部又は一部を複製又は改変しないものとします。

6. 契約者は、楽天モバイルの要求があったとき、又は本契約が終了したときは、本契約に基づき開示された楽天モバイルに係る秘密情報を破棄又は削除するものとします。

7. 契約者は、前項における秘密情報の破棄又は消去に際しては、当該秘密情報を認識及び使用できない状態にしなければならず、かつ、楽天モバイルから要求があったときは、当該秘密情報を破棄又は消去したことを証明する書面を楽天モバイルに提出するものとします。

第 29 条(損害賠償責任)

契約者は、本規約に違反して又は本サービスの利用に関して、楽天モバイルに損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負うものとします。

第 30 条(利用契約の契約期間)

利用契約の契約期間は、利用開始日から1年間とします。利用期間満了の30日前までに楽天モバイル又は契約者から更新拒絶の意思表示のない限り、同条件にて1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

第 31 条(残存条項)

利用契約が終了した場合であっても、本規約第14条第3項、第15条第4項、第16条第4項、第18条第4項、第19条第2項、第20条第3項及び第4項、第24条、第27条ないし第29条及び31条ないし第33条の規定は、引き続き効力を有するものとします。

第 32 条(合意管轄)

本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 33 条(協議事項)

本規約に定めのない事項及び解釈上疑義が生じた事項については、契約者と楽天モバイルは別途誠実に協議を行い解決するものとします。

附則

本規約は令和元年10月1日から実施します。

資料 1 - 2 8 特設公衆電話の設置及び管理並びに利用等に関する覚書

綾川町(以下「甲」という。)と西日本電信電話株式会社(以下「乙」という。)は、大規模災害等が発生した際(以下「災害発生時」という。)の乙の提供する特設公衆電話の設置及び管理並びに利用等に関し、次の通り覚書を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、災害発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本覚書に規定する「災害発生時」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

(通信機器の管理)

第3条 甲は、本覚書にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

(設置設備の管理及び修復費用の負担)

第4条 甲及び乙は、甲が設置する特設公衆電話の配備に必要な設備(電話機、端子盤、配管、引込柱等)及び乙が設置する特設公衆電話の配備に必要な設備(屋内配線(モジュージャックを含む。以下同じ。)、保安器、引込線等)について、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう管理に努めることとする。

2 前項の乙の設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、当該破損に係る修復費用については、原則、甲が負担するものとする。

(特設公衆電話の設置)

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに補完するものとする。

2 前項の情報の保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を定め、その氏名を別に定める様式をもって相互に通知することとする。

(特設公衆電話の移転及び廃止等)

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等を行ったときには、速やかにその旨を乙に報告しなければならない。

2 特設公衆電話の新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

(定期試験の実施)

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別に定める接続試験を実施することとする。

(異常発見時の取扱い)

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回路について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、当該異常の除去に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者若しくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡を取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲及び乙は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は特設公衆電話に係る電話機を速やかに撤去するものとする。

(設置場所の公開)

第12条 乙は、有事の際は事前設置した特設公衆電話を利用開始した時点でニュースリリースを行うこととする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を行わないものとする。

2 甲は、乙より特設公衆電話に係る目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該目的外利用が発生しないよう措置を講じるものとする。

3 前項の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 第2項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は甲が負担するものとする。

(協議事項)

第14条 本書に定めのない事項又は本書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成 25 年9月 19 日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地
綾川町 町長 藤井 賢

乙 香川県高松市観光通1丁目8番地2
西日本電信電話株式会社 香川支店
支店長 眞塚 教夫

資料 1 - 2 9 瀬戸・高松広域定住自立圏域災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害時における防災対策、特に応急対策の一層の充実強化を図ることを目的として、瀬戸・高松広域定住自立圏域を構成する高松市・土庄町・小豆島町・三木町・直島町・綾川町(以下「会員市町」という。)が相互応援を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1)食糧、飲料水および生活必需物資の供給ならびにその供給に必要な資機材の提供
- (2)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材および物資の提供
- (3)救援活動に必要な車両等の提供
- (4)被災者を一時収容するための施設の提供
- (5)被災した児童、生徒等の一時受入れ
- (6)救援、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (7)前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第3条 前条の応援を要する被災会員市町は、原則として、次の掲げる事項を明らかにした上で、電話等により応援要請を行うとともに、後日、速やかに、当該事項を記載した文書を応援を依頼した会員市町に提出するものとする。

- (1)災害の状況
- (2)前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、規格、数量等
- (3)前条第4号および第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、収容等の人数、被災児童、生徒等の学年等
- (4)前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあつては、派遣を依頼する職員の職種および人数
- (5)応援場所および応援場所への経路
- (6)応援を必要とする期間
- (7)前各号に掲げるもののほか必要な事項

(実施)

第4条 応援を要請された会員市町は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

2 被災会員市町以外の会員市町は、通信の途絶等により被災会員市町と連絡が不可能である場合において、災害の事態に照らし特に緊急を要し、被災会員市町が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災会員市町からの応援要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合においては、前条の要請があつたものとみなす。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として、応援を要請した会員市町の負担とする。

2 応援を要請する会員市町が、前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請する会員市町から要請があった場合は、応援する会員市町は、一時繰替支弁するものとする。
(連絡責任者)

第6条 この協定に定める事項の連絡調整を確実かつ円滑に行うため、あらかじめ各会員市町の防災担当課長等を連絡責任者として定めておくものとする。
(委任)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項および協定に定めのない事項は、会員市町が協議して定めるものとする。

この締結を証するため、本書6通を作成し、各会員市町は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 22 年9月1日

高松市長 大西 秀 人

土庄町長 岡 田 好 平

小豆島町長 塩 田 幸 雄

三木町長 石 原 收

直島町長 濱 田 孝 夫

綾川町長 藤 井 賢

資料 1 - 3 0 瀬戸・高松広域定住自立圏域災害時相互応援協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、瀬戸・高松広域定住自立圏域災害時相互応援協定(以下「協定」という。)第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(応援職員等)

第2条 協定第2条に規定する応援の実施に伴う経費のうち、同条6号に定める応援職員の派遣に伴う経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を要請した会員市町(以下「応援要請市町」という。)が負担する経費の額は、応援をした会員市町(以下「応援市町」という。)が定める規程等により算定した当該応援職員の旅費の額および諸手当の額の範囲内の額とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものであるときは応援要請市町が、応援要請市町への往復の途中において生じたものについては応援市町が賠償するものとする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に伴う経費については、応援要請市町および応援市町が協議して定める。

2 応援職員は、応援市町名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

4 応援要請市町は、可能な範囲において応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与する。

(救援物資等の経費の支払方法)

第3条 応援市町は、協定第5条第2項の規定により次に掲げる経費を繰替支弁した場合は、当該支出した額を応援要請市町に請求するものとする。

(1) 備蓄物資および調達物資の購入費および輸送費

(2) 車両、機械器具等の借上料、燃料費、輸送費、維持管理費および修繕費

2 前項の規定による請求は、応援市町長名による請求書に關係書類を添え、連絡責任者を經由して応援要請市町の長に対して行うものとする。

3 前2項の規定により難しいときは、応援要請市町および応援市町が協議して定める。

(幹事)

第4条 協定の運用に係る庶務は、幹事において処理するものとし、幹事は、高松市とする。

2 副幹事は、幹事が業務を処理することが困難であるときにその業務を代行するものとし、別表に掲げる輪番により2会計年度の間その任に当たるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、土庄町(順番1)は、平成22年度から平成24年度までの間、副幹事の任に当たるものとする。

4 前3項により難しい場合は、協定市町が協議して定める。

(幹事の業務)

第5条 幹事は、協定の円滑な運用に資するため、次の業務を行う。

- (1) 協定第6条に規定する連絡責任者の職氏名等を会員市町への周知に関すること。
 - (2) 協定第7条の規定による会員市町が協議する必要がある場合における会議の開催または文書による調整に関すること。
 - (3) 応援要請市町もしくは応援市町と他の会員市町との情報連絡または情報の周知に関すること。
 - (4) その他被災会員市町から要請のあった業務
- 2 応援市町は、その応援内容および応援により収集した応援要請市町の被災状況等の情報を幹事に連絡するものとする。
- (資料の交換)

第6条 会員市町は、協定による応援が円滑に行われるよう、必要な資料を相互に交換するものとする。

平成 22 年9月1日

別表

順 番	町 名
1	土庄町
2	小豆島町
3	三木町
4	直島町
5	綾川町

資料 1 - 3 1 綾川町と生活協同組合コープかがわとの包括連携に関する協定書

綾川町(以下「甲」という。)と生活協同組合コープかがわ(以下「乙」という。)とは、相互の連携を強化し、綾川町の地域活性化を推進するため、次のとおり包括連携協定(以下「協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、もって町民一人ひとりが安心して暮らせる地域づくりを推進することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 少子化対策・子育て支援に関すること。
- (2) 買い物支援に関すること。
- (3) 地域の見守り、声かけに関すること。
- (4) 災害時の物資供給支援に関すること。
- (5) 環境保全活動、循環型の社会の推進に関すること。
- (6) 地産地消の推進及び綾川町産品の販路拡大に関すること。
- (7) 町行政情報の発信に関すること。
- (8) その他地域住民サービスの向上及び地域社会の活性化に関すること。

2 乙は、甲との協議により、本条に定める事項の一部を乙の関係会社を実施させることができる。

(協定の見直し)

第3条 甲または乙いずれかが、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、その変更を行うものとする。

(協定の有効期間)

第4条 この協定の有効期限は、協定締結日から令和2年3月 31 日までとする。ただし、有効期限満了の日までに、甲、乙いずれかから、何らかの申し入れがない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、第2条第2項に定める乙の関係会社に対して必要最小限の範囲内で情報提供する場合を除き、連携事項の実施に当たって知りえた相手方の機密情報を、その承諾を得ないで他に漏らしてはならない。

(疑義の決定)

第6条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

(その他)

第7条 平成 31 年2月 13 日付で締結した「綾川町における地域で支えあう見守り活動に関する協定書」についても引き続き取り組むものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

令和2年1月6日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地
綾川町
町長 前田 武俊

乙 香川県高松市新北町 14-27
生活協同組合コープかがわ
理事長 木村 誠

資料 1－3 2 地形図（複製物）貸し出しに関する協定

陸上自衛隊第 14 旅団第 15 即応機動連隊長（以下「甲」という。）と、香川県綾歌郡綾川町役場総務課長（以下「乙」という。）とは、地形図（複製物）（以下「地図」という。）の貸し出しに関し、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、地震・風水害等により大規模な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙相互による情報共有を容易にするため、甲が保有する地図を乙に貸し出すことを目的とする。

（貸出地図）

第 2 条 甲から乙に貸し出す地図は、次の 5 区画 5 枚とする。
「白峰山」「滝宮」「川東」「内田」「讃岐塩江」（1/2.5 万地形図）

（保管）

第 3 条 乙は、地図の劣化を防ぐため適切な保管場所を定めるとともに、使用時はビニールオーバレイ等を活用し、直接地図への記入等が生起しないよう処置するものとする。

（紛失等発生時の処置）

第 4 条 地図が破損・紛失した場合における連絡先は次のとおりとし、じ後、乙はその指示に従うものとする。
第 15 即応機動連隊第 2 科長 0877-62-2311（内線 2425）

（協議）

第 5 条 本協定に疑義が生じた場合、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は 2 通作成し、甲及び乙が各 1 通を保有する。

令和 4 年 5 月 9 日

甲 陸上自衛隊第 14 旅団第 15 即応機動連隊

連隊長 福井 謙

乙 香川県綾歌郡綾川町役場総務課

課長 宮前 昭男

資料 1 - 3 3 災害に係る情報発信等に関する協定

綾川町およびヤフー株式会社(以下「ヤフー」という)は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という)を締結する。

第1条(本協定の目的)

本協定は、綾川町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、綾川町が綾川町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ綾川町の行政機能の低下を軽減させるため、綾川町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条(本協定における取組み)

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、綾川町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、綾川町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、綾川町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 綾川町が、綾川町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 綾川町が、綾川町内の避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 綾川町が、災害発生時の綾川町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 綾川町が、綾川町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
2. 綾川町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、綾川町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条(費用)

前条に基づく綾川町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条(情報の周知)

ヤフーは、綾川町から提供を受ける情報について、綾川町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、綾川町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、綾川町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、綾川町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和4年8月8日

綾川町：香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地
綾川町長 前田 武 俊

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 小 澤 隆 生

資料 1 - 3 4 災害時における物資の輸送等に関する協定書

綾川町(以下「甲」という。)と赤帽香川県軽自動車運送協同組合(以下「乙」という。)は、風水害、土砂災害、地震その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)における物資輸送及び物資拠点施設の運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定書は、災害時において甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、乙が甲に対して行う貨物自動車による物資輸送等の支援協力その他甲乙間における協力事項に関し定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 災害時において、甲が乙に対し、次の事項について協力を要請できるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するものとする。

- (1) 甲が備蓄している物資又は調達した物資の避難所、物資拠点施設等への配送
 - (2) 甲が指定する物資拠点施設から避難所への物資の配送
 - (3) 甲が指定する物資拠点施設の運営補助
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項
- 2 甲は、災害時において乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。
- (1) 乙が物資輸送に使用する車両に対する、緊急通行車両確認標章・緊急通行車両確認証明書及び災害派遣等従事車両証明書の速やかな発行
 - (2) 罹災状況に係る情報の提供
 - (3) 乙が前項に規定する事項の協力の継続に必要な物資、設備等の可能な限りの提供

(協力要請の手続き)

第3条 前条の規定による協力の要請は、物資輸送及び物資拠点施設の運営等に関する要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話もしくは口頭で協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときには、甲に対して速やかに協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。その場合、速やかにその旨を甲に連絡すること。

(事故等)

第4条 乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、速やかに代替の貨物車両を手配のうえ、輸送を継続するものとする。ただし、やむを得ない事情により貨物自動車の手配ができない場合においては、乙は、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

(報告)

第5条 乙は、甲の要請を受けて実施した支援内容について、実績報告書により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 乙が第2条に規定する協力内容の実施に要した費用については、甲の負担とする。
なお、甲が負担する経費の価格は、平素の適正価格を基準として甲、乙協議して決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、前条の規定に基づき甲が負担する費用について、請求するものとする。
2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

(連絡責任)

第8条 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に担当者連絡票により報告するものとする。
2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(平素からの連携)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換、訓練等を行うものとする。
2 甲は物資拠点施設の物資輸送等に関する設備、備品等の整備を行う際には、乙の助言を受けられるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書をもって協定終了の申し出がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときには、その都度甲乙協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 4年 月 日

甲

香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地
綾川町長

乙

香川県高松市国分寺町柏原336番地1
赤帽香川県軽自動車運送協同組合
理事長

資料 1 - 3 5 災害時における支援物品の提供に関する協定書

綾川町(以下「甲」という。)と穴吹エンタープライズ株式会社(以下「乙」という。)は、「綾川町うどん会館の管理運営に関する基本協定書」及び「綾川町うどん会館 指定管理者の管理業務仕様書」に基づき、災害発生時において乙が行う業務のうち、道の駅滝宮・綾川町うどん会館に滞留する施設利用者や関係者への支援物品の提供(以下「炊き出し」という。)及び、甲の要請に基づく支援物品の提供(以下「物資応援」という。)に係る実施区分及び費用負担区分に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 本協定は、災害発生時において、炊き出し及び物資応援を実施する際の実施区分及び費用負担区分を定め、炊き出し及び物資応援における円滑かつ迅速な対応を図ることを目的とする。

(炊き出し及び物資応援の実施)

第 2 条 乙は、甲より炊き出し及び物資応援の実施要請があった場合は、可能な限りこれに協力するものとし、実施後は、実施結果報告書(別添様式)により甲に報告するものとする。

2 炊き出し及び物資応援の実施要請は、原則、書面(電子メール又は FAX 等を含む。)により行うものとする。ただし、急を要する場合又は書面での要請が不可能な場合には、実施要請を口頭で行うことができる。

(支援物品の種類)

第 3 条 炊き出し及び物資応援の支援物品は、原則として乙及びそのテナントが提供する食物及び飲料とする。ただし、被災者の要望など、現地の状況及び甲の要請に応じて、おむつ、ミルク用のお湯、その他乙において調達可能な範囲で対応するものとする。

(支援物品の配布及び受け渡し)

第 4 条 道の駅滝宮・綾川町うどん会館内での、炊き出しによる支援物品の配布は、乙及びそのテナントが実施する。

2 甲の要請に基づく物資応援の支援物品の受け渡し場所は、乙の事業に支障のない範囲で甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、物品を確認の上これを受け取るものとする。

(費用負担)

第 5 条 甲は、支援物品別に下表に示す金額を負担する。

支援物品	負担額
仕入商品	仕入額
調理品	原価額

乙及びテナント以外から調達した支援物品

支援物品購入費用全額

- 2 乙は、支援物品の調達、調理作業及び配布に係る費用、並びに調理に伴う光熱水費の費用を負担する。
- 3 乙は実施結果報告書(別添様式)により、甲あてに報告した内容に基づき、甲の負担額を請求するものとする。
- 4 甲は、乙から請求があった日から60日以内に、乙が指定する口座へ支払うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年2月3日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地
綾川町
綾川町長 前田 武俊

乙 香川県高松市古新町 9 番地 1
穴吹エンタープライズ株式会社
代表取締役社長 三村 和馬

(別添様式)

綾川町長 前田 武俊 様

穴吹エンタープライズ株式会社
代表取締役社長 三村 和馬

実施結果報告書

実施内容	被災者への炊き出し 要請に基づく物資応援
施設名称	道の駅滝宮・綾川町うどん会館
実施日時	令和 年 月 日 〇〇時〇〇分～

支援物品

支援物品名	数量	単価	合計

その他報告事項

--

資料1-36 大規模災害発生時における施設使用の協力に関する協定書

高松西察署(以下「甲」という。)と綾川町(以下「乙」という。)は、大規模災害発生時における乙施設の使用について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、南海トラフ地震を始め、綾川町内の区域に、大規模災害が発生した場合に、この甲に対する協力(施設の提供)について、必要な事項を定めるものとする。

(使用施設の名称)

第2条 甲がての協力を得て使用する施設の名称は、のとおりにする。

- (1) 所在地 綾歌郡綾川町滝宮 318 番地
- (2) 施設名 綾川町立生涯学習センター

(施設使用の判断)

第3条 前条に掲げる施設の使用は、甲庁舎の被害が甚大で明らかに使用できない場合、あるいは、被害はあるが、直ちに使用の要否を判断できない場合とする。

(協力の要請)

第4条 甲は、第2条に掲げる施設を使用する必要があると判断した場合は、乙に対して、要請書を提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファックス等により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、甲から要請があったときは、施設等の使用が可能であれば、その要請を受けるものとする。

3 甲及び乙は、協力の要請及び連絡事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、事務レベルの連絡責任者をあらかじめ選任して連絡先を交換しておくとともに、変更があった場合はその都度、その旨を報告するものとする。

(使用期間)

第5条 甲が第2条に掲げる施設を代替施設として使用する期間は、その都度、甲乙が協議の上、定めるものとする。

(施設使用の範囲)

第6条 甲は、第2条に掲げる施設の学習室に災害備本部を設置し、研修室を物資保管、待機場所として使用するものとする。

2 甲は、第2条に掲げる施設を代替施設として使用する場合、施設は甲の代替施設としてのみ使用し、その他の目的に使用しないものとする。

(協力体制)

第7条 施設の提供以外の、乙の甲に対する協力は、次の事項とする。

- (1) 電源、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (2) 備え付けの机や椅子を可能な範囲で提供すること。

2 施設使用中に発生した電気代や水道代は、合理性が認められる範囲で乙が負担するが、合理性が認められない電気代や水道代その他、甲の施設使用中における施設及び設備等の破損、滅失等が甲の責に帰すべき理由による場合には、乙の指示に従い、甲の負担において、費用又は原状回復により補償するものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進に資するため、平素からの情報交換に努めるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、この協定の締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から協定の解除、あるいは、変更の申出がないときは、さらに1年延長するものとし、その後も毎年この例によるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は、この協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

上記協定の証として、この協定書は2通作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

令和6年7月17日

甲 高松西警察署長 福井 敏彰

乙 綾川町長 前田 武俊

資料1-37 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

綾川町(以下「甲」という。)と株式会社アクティオ(以下「乙」という。)とは、災害時における資機材のレンタルについて、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、綾川町内において、地震や津波、風水害その他の災害(綾川町国民保護計画に定める「武力攻撃事態」及び「緊急対処事態」を含む。)が発生し、または発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)の、災害応急活動等に必要となる車両および資機材その他の乙が保有するレンタル機材(以下「機材」という。)の提供について必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時において、機材を要すると判断したときは、乙に対して機材の提供について協力要請を行うものとする。

2 甲は、前項の規定により乙に要請を行う時は、別に定める要請書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話または口頭により要請することができるものとし、事後において速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定により協力要請を受け、機材の提供を実施したときは、甲に対し別に定める報告書(様式第2号)を甲に提出するものとする。

(協力実施)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた時は、機材の優先的な提供及び運搬による協力を可能な限り行うものとする。

2 乙は、前項の協力に的確に対応するため、保有機材の供給可能な体制を可能な限り保持するものとする。

3 乙は、協力を行う際、道路不通等により提供及び運搬に支障が生じた場合は、その対策について甲と協議するものとする。

(機材の引き渡し)

第4条 機材の引き渡し場所は、甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は、当該引き渡し場所に職員または甲が指定した者を派遣し、機材を確認のうえ引き渡しを受けるものとする。

(連絡体制の整備)

第5条 甲と乙は、災害時に備え、平常時から連絡体制を整備し、別に定める様式(様式第3号)により相互に確認するものとする。

(費用の負担)

第6条 甲は、乙が提供した機材の対価および機材運搬に係る費用を、負担するものとする。

る。

2 機材の対価および機材運搬に係る費用は、災害の発生直前における適正なレンタル価格等を基準として、甲乙が協議して決定する。

(有効期限)

第7条 この協定の有効期限は、協議締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲または乙からの申し出がない場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じた事項は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年8月8日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮 2 9 9
綾 川 町
綾川町長 前田 武俊

乙 香川県高松市田村町 5 4 0 番地
株式会社アクティオ 四国支店
支店長 桑名 泰滋

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

株式会社アクティオ 様

綾川町長

機材提供に関する要請書

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書第2条1項の規定に基づき、下記の通り要請します。

電話等連絡日時	年 月 日		時 分	
要請する機材の種類・数量	品 目		数 量	単 位
搬入先	所在地			
	名 称 電 話			
	現地担当者氏名			
搬入希望日時	年 月 日		時 分	
連絡担当者	所属 氏名 電話			
備考				

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

綾川町長 様

機材提供に関する実績報告書

年 月 日付で要請のあった機材提供に関する要請について、災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書第2条第3項の規定に基づき、下記の通り報告します。

提供日時	年 月 日		
提供した機材の種類・数量	品 目	数 量	単 位
搬入先	所在地		
	名 称		
担当者	所属 氏名 電話		
備考			

様式第3号(第5条関係)

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書に係る連絡先一覧

		綾川町	株式会社アクティオ
担当部署			
電話番号			
FAX 番号			
担当者	役職 及び 氏名		
	メールアドレス		

資料1-37 災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定書

綾川町(以下「甲」という。)と、一般社団法人香川県キッチンカー協会(以下「乙」という。)とは、災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、綾川町内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙に対し、協力を求める際の必要な事項を定めることを目的とする。

(協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(協力の要請)

第3条 甲は、災害時において乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 甲が開設した避難所におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
- (2) 避難所開設が困難な地域におけるキッチンカー等による炊き出しの実施
- (3) 乙が調達可能な物資の供給
- (4) 甲が提供する米等の食材の調理
- (5) その他甲が指定する支援

(要請の方法)

第4条 前条の要請は、別に定める協力要請書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第5条 第3条による協力の要請があった場合は、乙は速やかに業務の実施可能性について検討し、可能な限りの協力を行うものとする。

- 2 乙がキッチンカーによる炊き出しを行う場合、特定原材料及び特定原材料に準じるものについて、表示又は利用者に通知する等、食物アレルギー対策に配慮するものとする。
- 3 乙がキッチンカーによる炊き出しを行う場合、衛生管理を行い、提供する食事を加熱する等食中毒が発生しないよう配慮するものとする。
- 4 乙がキッチンカーによる炊き出しを行う場合、必要に応じて咀嚼・嚥下機能の低下している被災者に配慮した食事を提供するものとする。
- 5 乙が第3条による要請があった業務を実施する場合、甲が別に定め事前に交付するマグネットシート(様式第2号)をキッチンカーの認知しやすい箇所へ貼付するものとする。

(実績報告)

第6条 乙は、この協定に基づき協力を行ったときは、甲に対し別に定める様式(様式第3号)により実績報告を行うものとする。

(費用の負担)

第7条 第5条の規定により、乙が提供した労務及び原材料等に要した費用の対価は、原則として、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

2 乙が行った移動に係る費用は、乙による通常業務での移動と同様とみなし、乙が負担するものとする。

ただし、移動が広範に渡る等、通常業務から著しく逸したと認められる場合は、甲乙協議の上、負担額を調整するものとする。

(連絡体制の整備)

第8条 甲と乙は、災害時に備え、平常時から連絡体制を整備し、別に定める様式(様式第4号)により相互に確認するものとする。

(平時の取り組み)

第9条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が第5条第1項の規定により協力を行う場合において、暴力団を含む反社会的勢力に属する者を関与させたと認められたときは、この協定を直ちに終了できるものとする。

2 甲は、前項によりこの協定を終了した場合は、その旨を直ちに乙に対し電話等で通知するとともに、速やかに文書により通知するものとする。

(守秘義務)

第11条 甲及び乙は第3条の事業の実施にあたり知り得た秘密を甲又は乙の承認を得ないで他に漏らしてはならない。

(有効期間等)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1月前までに、甲又は乙いずれの側から何らかの意思表示がないときは、更に1年間有効期限を延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和6年9月30日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地
綾川町長 前田 武俊

乙 香川県丸亀市土器町東七丁目241-4
一般社団法人香川県キッチンカー協会
代表理事 金光 一成

【 2 防災上注意すべき区域等】

資料 2 - 1 河川重要水防区域

【危険度判定基準】

判定基準 事項		条 件	危険度判定基準				
			A	B	C	D	E
1	機能度	i) 改修計画で定められた河川断面が確保されている。 ii) 改修計画のない区間では、10年に1回程度の出水に対し、河道流下能力が確保されている。ただし、下流部で改修計画の有る場合は、上下流整合性を考慮し、10年に限定しないものとする。	×			○	
2	耐用度	i) 護岸の老朽化及び根入不足。 ii) 天然河岸の河床洗掘及び河岸侵食状況。ただし、山間部等の災害復旧を必要としない区間は、危険区間より除外する。	×	○	× or ○	×	○
3	重要度	用途地域、DID地域等の重要築堤河道区間である。	重 要		その他	重要 or その他	
評 価			水防上最も重要で早急な対策が必要	災害復旧では効果不十分	災害復旧で十分	現状で十分	

注記: ○印は安全、×印は危険箇所を示す。

【1級水系指定区間】 1水系1河川

番号	水系名	河川名	関係土木事務所	担当水防 管理団体	危険度区分					計
					A	B	C	D	E	
1	土器川	備中地川	中讃土木事務所	まんのう町 綾川町			1,300	310	1,688	3,298
一級水系計（1水系1河川）							1,300	310	1,688	3,298

【2級水系県管理区間】 2水系18河川

番号	水系名	河川名	関係土木事務所	担当水防 管理団体	危険度区分					計
					A	B	C	D	E	
1	本津川	本津川	高松土木事務所 中讃土木事務所	高松市 綾川町		100	9,970	60	11,240	21,370
2	綾川	綾川	中讃土木事務所 高松土木事務所	坂出市 綾川町 高松市			11,000	6,230	20,983	38,213
3	〃	富川	中讃土木事務所	綾川町			2,440	20	7,760	10,220
4	〃	御寺川	〃	〃			1,800		400	2,200
5	〃	淵田川	〃	〃			2,900		1,130	4,030
6	〃	大谷川	〃	〃					4,028	4,028
7	〃	飴屋川	〃	〃			900		143	1,043
8	〃	今滝川	〃	〃			2,580		1,818	4,398
9	〃	梶羽川	〃	〃			1,590	590	1,812	3,992
10	〃	堂谷川	〃	〃			2,450		1,060	3,510
11	〃	菖蒲川	〃	〃			1,550		1,118	2,668
12	〃	田万川	〃	〃				590	8,364	8,954
13	〃	朽木川	〃	〃			110		1,490	1,600
14	〃	竹本川	中讃土木事務所 高松土木事務所	綾川町 香川町			550	150	5,349	5,969
15	〃	本谷川	中讃土木事務所	綾川町			600		1,400	2,000
16	〃	貞重川	〃	〃				440	2,960	3,400
17	〃	西長柄川	〃	〃				3,471	220	3,691
18	〃	開川	〃	〃				690	890	1,580
二級水系計（2水系18河川）						100	38,440	12,161	72,165	122,866

【一般対策編 第2章 第3節 河川防災対策計画】

【一般対策編 第3章 第29節 水防等活動計画】

【地震対策編 第3章 第26節 二次災害防止対策計画】

資料2-2 ため池重要水防区域

256箇所

No	堰堤名	関係河川名	規 模			関係土地改良事務所	担当水防管理団体	重要水防区域 ha	予想される危険	対策水防工法	備 考
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千 t						
1	小谷池	綾川	22	3.2	0.4	中讃土地改良事務所	綾川町	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打	
2	大興寺下池	綾川	23	3.2	1.1	中讃土地改良事務所	綾川町	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打	
3	箸尾池	堂谷川	20	4.2	—	中讃土地改良事務所	綾川町	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打	
4	植田池	綾川	39	5.0	1.4	中讃土地改良事務所	綾川町	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打	
5	庄屋池	綾川	99	9.0	114.3	中讃土地改良事務所	綾川町	24.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	
6	モズガ谷池	綾川	20	6.0	1.4	中讃土地改良事務所	綾川町	0.3	漏水決壊	土俵積立・杭打	
7	西の池	綾川	50	8.0	2.5	中讃土地改良事務所	綾川町	0.2	漏水決壊	土俵積立・杭打	
8	永富池	綾川	92	23.2	356.0	中讃土地改良事務所	綾川町	590.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	
9	朽木大池	綾川	100	14.2	172.0	中讃土地改良事務所	綾川町	42.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	
10	徳利池	綾川	121	8.7	91.8	中讃土地改良事務所	綾川町	162.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	
11	松熊池	綾川	119	9.0	49.9	中讃土地改良事務所	綾川町	88.9	漏水決壊	土俵積立・杭打	
12	宮谷池	綾川	50	12.7	30.7	中讃土地改良事務所	綾川町	67.8	漏水決壊	土俵積立・杭打	
13	大桑池	綾川	130	14.8	162.0	中讃土地改良事務所	綾川町	50.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	
14	東蓮寺池	綾川	84	7.0	43.5	中讃土地改良事務所	綾川町	18.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	
15	池谷池	綾川	80	8.1	50.0	中讃土地改良事務所	綾川町	12.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	
16	尾狭池	今滝川	110	11.8	55.7	中讃土地改良事務所	綾川町	13.5	漏水決壊	土俵積立・杭打	
17	鶉生池	本津川	236	15.1	337.0	中讃土地改良事務所	綾川町	71.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	
18	森兼池	本津川	219	4.7	28.8	中讃土地改良事務所	綾川町	11.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	
19	篠池	綾川	164	4.5	48.1	中讃土地改良事務所	綾川町	19.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	
20	田池	本津川	280	2.8	36.0	中讃土地改良事務所	綾川町	24.5	漏水決壊	土俵積立・杭打	

No	堰堤名	関係 河川名	規 模			関係土地改 良事務所	担当水防 管理団体	重要 水防 区域 ha	予想され る危険	対策水 防工法	備 考
			堤 長 m	堤 高 m	貯水量 千 t						
21	実光池	綾川	177	5.1	103.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	50.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
22	大皿池	綾川	244	5.8	72.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	17.4	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
23	高司下池	綾川	167	6.9	67.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	33.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
24	高司上池	綾川	176	4.1	73.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	22.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
25	大谷池	綾川	267	14.0	536.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	45.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
26	大池	綾川	356	6.5	42.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	29.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
27	八ツ池	綾川	213	7.0	44.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	29.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
28	蛇池	綾川	86	5.3	63.1	中讃土地 改良事務所	綾川町	2.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
29	常行池	綾川	90	13.4	83.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	17.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
30	大道池	綾川	90	5.5	34.9	中讃土地 改良事務所	綾川町	7.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
31	赤坂上池	綾川	65	7.9	121.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	24.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
32	大羽茂池	綾川	303	10.3	145.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	55.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
33	濁上池	綾川	188	6.9	50.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	15.7	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
34	濁下池	綾川	126	4.1	38.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	17.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
35	山田池	綾川	145	10.4	38.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	12.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
36	大池	綾川	115	10.3	100.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	41.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
37	山下池	綾川	526	6.3	101.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	41.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
38	二区池	綾川	95	10.2	128.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	23.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
39	皿池	綾川	155	6.1	86.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	35.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
40	新池	綾川	62	4.8	11.1	中讃土地 改良事務所	綾川町	35.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
41	一区池	綾川	115	13.0	169.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	31.8	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
42	菰池	綾川	105	6.9	37.5	中讃土地	綾川町	8.2	漏水決壊	土俵積	

No	堰堤名	関係 河川名	規 模			関係土地改 良事務所	担当水防 管理団体	重要 水防 区域 ha	予想され る危険	対策水 防工法	備 考
			堤 長 m	堤 高 m	貯水量 千 t						
						改良事務所				立・杭打	
43	蛇谷池	綾川	163	4.5	30.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	12.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
44	蓮池	綾川	180	10.6	62.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	14.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
45	氷池	綾川	88	5.5	69.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	13.1	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
46	宮池	綾川	122	9.9	62.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	12.6	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
47	大池	綾川	110	8.8	167.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	22.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
48	孫四郎池	綾川	85	8.7	31.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
49	フルツク 谷池	竹本川	41	8.0	3.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
50	二股池	竹本川	77	7.1	6.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
51	大柳池	本谷川	45	5.7	1.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
52	林ヶ谷池	本谷川	30	4.5	2.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
53	脇谷池	田万川	23	4.2	0.7	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
54	峯原池	本谷川	35	6.2	1.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
55	中池	本谷川	32	4.6	1.4	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
56	上池	田万川	38	4.5	0.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
57	北坂上池	竹本川	28	6.2	2.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
58	北坂下池	竹本川	41	5.9	2.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
59	オキタ浦池	貞重川	40	5.3	3.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	2.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
60	中ノ谷池	本谷川	32	6.5	2.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
61	飯之く池	田万川	40	8.0	4.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
62	ソギタテ池	田万川	30	8.0	1.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
63	萩の谷池	貞重川	68	7.0	20.7	中讃土地 改良事務所	綾川町	10.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	

No	堰堤名	関係 河川名	規 模			関係土地改 良事務所	担当水防 管理団体	重要 水防 区域 ha	予想され る危険	対策水 防工法	備 考
			堤 長 m	堤 高 m	貯水量 千 t						
64	岡池	綾川	31	5.1	2.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.7	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
65	タマリ池	綾川	27	4.0	1.1	中讃土地 改良事務所	綾川町	2.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
66	ヤナ池	綾川	20	4.0	0.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
67	船頭上池	綾川	32	6.7	1.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.8	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
68	家の上池	西長柄 川	29	3.3	0.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
69	東芝池	綾川	40	6.4	3.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
70	中池	綾川	55	5.2	1.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.8	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
71	友定池	綾川	90	5.5	4.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.1	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
72	四歩市池	綾川	82	13.6	69.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	26.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
73	下池	綾川	45	5.5	3.7	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
74	上池	綾川	68	5.5	4.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	2.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
75	砂池	綾川	33	5.8	0.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.1	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
76	大前池	綾川	44	4.0	2.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.8	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
77	小屋谷池	田万川	35	4.5	2.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	2.4	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
78	ダイドウ池	湊田川	52	4.8	2.4	中讃土地 改良事務所	綾川町	2.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
79	蓮池	湊田川	45	6.2	12.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.8	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
80	東裏池	綾川	35	3.5	2.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
81	羽田上池	湊田川	34	4.7	0.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.4	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
82	小谷池	綾川	28	4.8	2.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
83	前池	綾川	36	6.0	1.9	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
84	蓮池	湊田川	70	3.0	10.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	2.4	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
85	福井池	綾川	25	4.5	0.8	中讃土地	綾川町	0.5	漏水決壊	土俵積	

No	堰堤名	関係 河川名	規 模			関係土地改 良事務所	担当水防 管理団体	重要 水防 区域 ha	予想され る危険	対策水 防工法	備 考
			堤 長 m	堤 高 m	貯水量 千 t						
						改良事務所				立・杭打	
86	久保池	綾川	45	4.0	2.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.9	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
87	葛西池	綾川	33	4.5	1.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
88	山角池	堂谷川	54	11.0	30.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	13.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
89	菰池	堂谷川	64	8.3	18.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	13.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
90	東浦谷池	堂谷川	41	4.0	0.4	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
91	土井大池	堂谷川	60	6.2	5.4	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.8	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
92	上佐古池	堂谷川	58	5.6	7.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	4.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
93	土橋池	綾川	35	3.8	0.7	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
94	松尾池	綾川	50	5.7	12.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.8	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
95	浦谷池	堂谷川	40	3.0	18.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.9	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
96	福田池	綾川	38	4.6	1.4	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.7	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
97	大興寺前池	綾川	32	3.0	0.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
98	大興寺池	綾川	23	3.2	1.1	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
99	池田池	堂谷川	58	7.0	10.9	中讃土地 改良事務所	綾川町	2.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
100	前佐古池	堂谷川	37	5.5	6.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.4	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
101	佐古池	堂谷川	87	7.9	14.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	10.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
102	柿の子池	堂谷川	32	6.0	1.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.7	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
103	大桑新池	梶羽川	66	13.0	42.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	50.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
104	池浦池	堂谷川	80	10.0	21.4	中讃土地 改良事務所	綾川町	14.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
105	前谷池	堂谷川	34	4.5	2.7	中讃土地 改良事務所	綾川町	2.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
106	伊弥池	梶羽川	100	8.1	25.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	11.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	

No	堰堤名	関係 河川名	規 模			関係土地改 良事務所	担当水防 管理団体	重要 水防 区域 ha	予想され る危険	対策水 防工法	備 考
			堤 長 m	堤 高 m	貯水量 千 t						
107	菖蒲池	梶羽川	50	4.8	4.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	6.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
108	古屋敷東池	綾川	30	3.0	1.1	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.4	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
109	矢谷池	綾川	42	3.5	3.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
110	米田池	綾川	47	4.0	2.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	6.4	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
111	塊場上池	綾川	30	5.7	0.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	4.7	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
112	真池	今滝川	32	4.5	1.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.6	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
113	柳谷上池	今滝川	48	7.1	10.1	中讃土地 改良事務所	綾川町	13.4	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
114	柳谷下池	今滝川	38	8.2	6.4	中讃土地 改良事務所	綾川町	7.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
115	出ノ久保池	綾川	36	4.7	5.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	6.1	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
116	城方池	今滝川	44	4.9	2.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.6	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
117	前佐古池	綾川	42	2.8	—	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
118	岡池	綾川	48	5.3	5.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.4	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
119	頭吉池	綾川	55	6.3	5.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.4	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
120	宮上池	綾川	24	3.4	0.1	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
121	小奈良須池	本津川	189	4.9	25.9	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.7	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
122	良はん池	本津川	26	5.5	3.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.8	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
123	山の神池	本津川	90	3.7	18.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	6.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
124	打田池	本津川	150	3.1	28.9	中讃土地 改良事務所	綾川町	11.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
125	林が谷池	本津川	78	7.4	7.4	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.9	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
126	堺口池	本津川	114	2.7	10.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.4	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
127	森兼新池	本津川	188	3.8	16.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	10.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
128	南谷池	本津川	110	4.6	0.9	中讃土地	綾川町	2.4	漏水決壊	土俵積	

No	堰堤名	関係 河川名	規 模			関係土地改 良事務所	担当水防 管理団体	重要 水防 区域 ha	予想され る危険	対策水 防工法	備 考
			堤 長 m	堤 高 m	貯水量 千 t						
						改良事務所				立・杭打	
129	石が谷池	本津川	185	8.6	12.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.4	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
130	苗代池	本津川	92	3.1	2.4	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.4	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
131	ツンボ池	本津川	79	2.5	3.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	2.6	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
132	四郎右衛 門池	本津川	97	3.6	8.7	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
133	常福寺池	綾川	80	1.9	1.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	10.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
134	合池	綾川	104	6.9	11.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
135	山の神池	綾川	70	5.7	8.7	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.9	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
136	上山の神池	綾川	94	5.0	5.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
137	新池	綾川	64	3.2	1.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
138	中池	綾川	60	2.6	1.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
139	長池	綾川	111	3.5	5.1	中讃土地 改良事務所	綾川町	2.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
140	小皿池	綾川	54	2.7	3.1	中讃土地 改良事務所	綾川町	19.4	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
141	三右衛門池	綾川	102	3.3	14.4	中讃土地 改良事務所	綾川町	4.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
142	炭金池	綾川	40	2.0	4.4	中讃土地 改良事務所	綾川町	4.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
143	菰萱池	綾川	110	3.6	13.1	中讃土地 改良事務所	綾川町	8.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
144	助三門池	綾川	70	2.6	7.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	8.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
145	新開池	綾川	120	3.1	12.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	22.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
146	大道池	綾川	67	3.7	5.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.9	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
147	菰萱池	綾川	75	1.8	0.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.9	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
148	新池	綾川	140	5.2	5.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.9	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
149	岩石池	綾川	67	2.4	10.4	中讃土地 改良事務所	綾川町	9.8	漏水決壊	土俵積 立・杭打	

No	堰堤名	関係 河川名	規 模			関係土地改 良事務所	担当水防 管理団体	重要 水防 区域 ha	予想され る危険	対策水 防工法	備 考
			堤 長 m	堤 高 m	貯水量 千 t						
150	蛇池	綾川	65	3.3	5.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.6	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
151	奥の池	綾川	102	8.8	89.9	中讃土地 改良事務所	綾川町	27.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
152	手坂池	綾川	58	2.8	1.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.4	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
153	合掌池	綾川	83	3.5	4.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	2.7	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
154	彦右衛門池	綾川	86	2.5	3.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
155	柳谷池	綾川	45	6.0	23.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	4.6	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
156	貝の谷池	綾川	51	4.2	7.9	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.1	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
157	谷口裏池	綾川	22	2.5	0.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
158	百ぜん池	綾川	41	8.5	5.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.9	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
159	もろが谷池	綾川	25	5.0	1.7	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
160	宮池	綾川	49	3.0	1.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	22.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
161	水倉池	綾川	35	4.0	3.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.7	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
162	濁池	綾川	275	4.6	23.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	24.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
163	原池	綾川	420	1.9	11.1	中讃土地 改良事務所	綾川町	24.1	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
164	摺鉢池	綾川	54	2.9	3.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	6.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
165	谷池	綾川	225	5.2	25.9	中讃土地 改良事務所	綾川町	10.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
166	新池	綾川	100	2.7	9.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	11.7	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
167	満濃池	綾川	55	2.9	1.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	9.9	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
168	山の神池	綾川	168	7.7	31.4	中讃土地 改良事務所	綾川町	9.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
169	落の池	綾川	76	6.0	14.7	中讃土地 改良事務所	綾川町	13.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
170	平松池	綾川	75	6.2	13.1	中讃土地 改良事務所	綾川町	8.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
171	甲骨池	綾川	90	5.4	19.7	中讃土地	綾川町	10.0	漏水決壊	土俵積	

No	堰堤名	関係 河川名	規 模			関係土地改 良事務所	担当水防 管理団体	重要 水防 区域 ha	予想され る危険	対策水 防工法	備 考
			堤 長 m	堤 高 m	貯水量 千 t						
						改良事務所				立・杭打	
172	蓮池	綾川	51	5.8	15.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	9.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
173	みの谷下池	綾川	40	3.8	0.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
174	みの谷上池	綾川	53	6.0	1.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.1	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
175	深池	綾川	100	7.3	19.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	13.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
176	赤坂下池	綾川	105	7.2	90.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	15.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
177	西村池	綾川	54	8.6	28.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	21.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
178	蓮池	綾川	89	3.0	2.7	中讃土地 改良事務所	綾川町	9.9	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
179	マス池	綾川	155	3.0	2.7	中讃土地 改良事務所	綾川町	9.9	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
180	長池	綾川	92	2.8	1.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	9.9	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
181	平池	綾川	252	3.2	24.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	11.7	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
182	小坂池	綾川	356	4.9	16.4	中讃土地 改良事務所	綾川町	6.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
183	奥の谷池	綾川	35	4.2	1.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
184	奥池	綾川	31	3.4	1.1	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
185	大道池の 上池	綾川	46	4.3	2.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
186	原村奥池	綾川	26	4.1	1.1	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.4	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
187	休場上池	綾川	31	5.0	1.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.6	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
188	寄合池	綾川	70	5.2	11.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	2.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
189	茶臼池	綾川	56	4.7	5.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.1	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
190	国定池	綾川	69	4.3	5.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	9.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
191	赤池	綾川	135	3.0	1.7	中讃土地 改良事務所	綾川町	2.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
192	虎尾上池	綾川	80	4.9	4.9	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.7	漏水決壊	土俵積 立・杭打	

No	堰堤名	関係 河川名	規 模			関係土地改 良事務所	担当水防 管理団体	重要 水防 区域 ha	予想され る危険	対策水 防工法	備 考
			堤 長 m	堤 高 m	貯水量 千 t						
193	西池	綾川	80	4.2	110.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
194	有信上池	綾川	72	14.3	12.7	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.6	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
195	中池	綾川	153	5.1	18.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	2.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
196	東相津池	綾川	54	3.1	3.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	60.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
197	新池	綾川	120	2.5	3.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	13.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
198	奥池	綾川	94	7.0	16.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	6.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
199	山田上池	綾川	46	6.9	5.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	13.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
200	千両川池	綾川	106	4.2	4.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.1	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
201	安田池	綾川	190	6.3	17.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	9.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
202	藤市池	綾川	61	1.7	1.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	9.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
203	大石上池	綾川	42	4.4	0.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	9.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
204	中池	綾川	73	3.3	3.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	9.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
205	溜池	綾川	112	2.5	4.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	6.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
206	水穂池	綾川	44	7.0	14.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
207	刈又池	綾川	136	2.8	8.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
208	蓮池	綾川	19	3.6	1.4	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
209	浦林池	綾川	54	5.0	5.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
210	地頭池	綾川	103	5.0	9.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
211	地頭上池	綾川	64	3.5	2.4	中讃土地 改良事務所	綾川町	12.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
212	蔵内新池	綾川	100	4.2	5.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	18.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
213	紺濯池	綾川	39	3.0	1.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
214	紺濯上池	綾川	26	2.4	2.1	中讃土地	綾川町	0.7	漏水決壊	土俵積	

No	堰堤名	関係 河川名	規 模			関係土地改 良事務所	担当水防 管理団体	重要 水防 区域 ha	予想され る危険	対策水 防工法	備 考
			堤 長 m	堤 高 m	貯水量 千 t						
						改良事務所				立・杭打	
215	長池	綾川	73	4.5	13.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	2.8	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
216	与左工門池	綾川	130	3.0	5.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
217	松谷池	綾川	41	5.3	15.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	12.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
218	錐根池	綾川	125	5.5	6.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	12.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
219	大久保池	綾川	59	3.5	3.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	18.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
220	新池	綾川	166	4.6	8.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	12.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
221	弥十郎池	綾川	28	4.0	2.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.9	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
222	赤坂下池	綾川	65	5.2	5.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.7	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
223	鷺谷新池	綾川	37	6.8	4.4	中讃土地 改良事務所	綾川町	18.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
224	大石池	綾川	40	4.2	2.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	18.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
225	吉ヶ谷池	綾川	54	8.0	22.4	中讃土地 改良事務所	綾川町	4.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
226	徳平池	綾川	31	4.2	1.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	18.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
227	東浦谷池	綾川	54	5.0	6.7	中讃土地 改良事務所	綾川町	2.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
228	三国池	綾川	69	4.5	52.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	2.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
229	東谷池	綾川	31	3.5	1.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.3	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
230	仲池	綾川	105	7.5	5.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	4.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
231	西谷池	綾川	90	8.2	16.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
232	ミズカイ池	綾川	43	4.0	1.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
233	新池	綾川	27	1.6	0.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
234	中佐古池	綾川	39	3.9	3.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.1	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
235	今坂池	綾川	56	8.4	18.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	4.5	漏水決壊	土俵積 立・杭打	

No	堰堤名	関係 河川名	規 模			関係土地改 良事務所	担当水防 管理団体	重要 水防 区域 ha	予想され る危険	対策水 防工法	備 考
			堤 長 m	堤 高 m	貯水量 千 t						
236	東谷池	綾川	54	6.0	0.9	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.6	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
237	長利池	綾川	91	4.2	10.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	22.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
238	下池	綾川	67	7.3	5.7	中讃土地 改良事務所	綾川町	22.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
239	上池	綾川	64	11.3	33.9	中讃土地 改良事務所	綾川町	23.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
240	西山池	綾川	60	5.9	5.9	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.2	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
241	片山池	綾川	45	6.1	1.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.6	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
242	平芝池	綾川	40	4.1	1.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.8	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
243	馬不行池	綾川	72	7.8	6.5	中讃土地 改良事務所	綾川町	3.8	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
244	綾川1-A	綾川	74	10.4	7.3	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.9	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
245	綾川1-C	綾川	91	11.3	10.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.9	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
246	家近池	綾川	188	4.1	15.9	中讃土地 改良事務所	綾川町	60.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
247	新池	綾川	96	5.5	27.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	60.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
248	市楽池	綾川	79	2.1	1.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	1.9	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
249	字の池	綾川	104	4.5	5.1	中讃土地 改良事務所	綾川町	5.9	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
250	西山池	綾川	98	5.3	8.8	中讃土地 改良事務所	綾川町	16.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
251	新池	綾川	39	6.0	1.1	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.1	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
252	大西羅池	綾川	53	2.1	1.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	9.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
253	北山田西池	綾川	67	8.0	20.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.1	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
254	九十谷池	綾川	45	6.3	9.0	中讃土地 改良事務所	綾川町	9.0	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
255	谷岡池	西長柄 川	29	2.2	0.2	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.1	漏水決壊	土俵積 立・杭打	
256	三角池	綾川	62	2.4	1.6	中讃土地 改良事務所	綾川町	0.1	漏水決壊	土俵積 立・杭打	

重要水防区域の面積が1ha未満の地区は、少数点以下2位四捨五入、1位止めとする。

重要水防区域の面積は示された數位まで計算し、集計して四捨五入とする。

【一般対策編 第2章 第4節 ため池等農地防災対策計画】

【一般対策編 第3章 第25節 農林産関係応急対策計画】

【地震対策編 第3章 第25節 農林産関係応急対策計画】

【地震対策編 第3章 第26節 二次災害防止対策計画】

資料 2 - 3 高堰堤

【県管理高堰堤（ダム）】

番号	名称	河川名	規模			位置	管理人
			堤長(m)	堤高(m)	貯水量(千m ³)		
1	長柄ダム	綾川水系綾川	124.00	30.00	4,210	綾川町	香川県
2	田万ダム	綾川水系田万川	180.00	49.00	1,600	〃	〃

【土地改良区管理高堰堤（溜池）】

番号	名称	河川名	規模			位置	管理人
			堤長(m)	堤高(m)	貯水量(千m ³)		
1	永富池	綾川水系貞重川	92	23.2	356	綾川町	綾歌郡 永富池土地改良区
2	鵜生池	本津川水系本津川	236	15.1	337	〃	鵜生池水利組合

【一般対策編 第2章 第3節 河川防災対策計画】

【一般対策編 第3章 第29節 水防等活動計画】

資料 2 - 4 山腹崩壊危険地区

【国有林】

番号		位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
		郡	町	大字	字			
387	101	綾歌	綾川	粉所西	新名	2	2	香川森林管理事務所
387	102	綾歌	綾川	粉所西	新名	1	1	〃
387	103	綾歌	綾川	—	藤川	1	1	〃
387	104	綾歌	綾川	粉所西	川浦	1	0	〃

【民有林】

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
381	1	綾歌	綾川	羽床上	西蓮	3	15	西部林業事務所
381	2	綾歌	綾川	羽床上	大谷	7	5	西部林業事務所
381	3	綾歌	綾川	羽床上	梶羽	4	3	西部林業事務所
381	4	綾歌	綾川	羽床上	梶羽	6	40	西部林業事務所
381	5	綾歌	綾川	西分	古細	8	0	西部林業事務所
381	6	綾歌	綾川	西分	古細	11	33	西部林業事務所
381	7	綾歌	綾川	粉所	浦田	14	13	西部林業事務所
381	8	綾歌	綾川	末国	四歩市	4	18	西部林業事務所
381	9	綾歌	綾川	西分	東開	5	8	西部林業事務所
381	10	綾歌	綾川	西分	角ヶ内	9	5	西部林業事務所
381	11	綾歌	綾川	東分	曲木	2	0	西部林業事務所
381	12	綾歌	綾川	東分	曲木	9	0	西部林業事務所
381	13	綾歌	綾川	東分	曲木	5	2	西部林業事務所
381	14	綾歌	綾川	粉所	新名	9	19	西部林業事務所
381	15	綾歌	綾川	粉所西	新名	11	43	西部林業事務所
381	16	綾歌	綾川	粉所西	下新名	3	0	西部林業事務所
381	17	綾歌	綾川	粉所東	上柏原	3	0	西部林業事務所
381	18	綾歌	綾川	粉所東	上柏原	5	0	西部林業事務所
381	19	綾歌	綾川	粉所東	小野	4	0	西部林業事務所
381	20	綾歌	綾川	粉所東	貞重	10	5	西部林業事務所
381	21	綾歌	綾川	粉所東	貞重	5	1	西部林業事務所
381	22	綾歌	綾川	粉所東	貞重	9	0	西部林業事務所
381	23	綾歌	綾川	粉所東	相津	1	9	西部林業事務所
381	24	綾歌	綾川	粉所東	猿飼	6	7	西部林業事務所
381	25	綾歌	綾川	粉所東	相津	2	11	西部林業事務所
381	26	綾歌	綾川	西分	行道	3	0	西部林業事務所
381	27	綾歌	綾川	粉所東	川北	1	6	西部林業事務所
382	1	綾歌	綾川	千疋	本谷	3	6	西部林業事務所
382	2	綾歌	綾川	千疋	大谷	4	0	西部林業事務所
382	3	綾歌	綾川	陶	羽間	6	0	西部林業事務所
382	4	綾歌	綾川	陶	川北	9	27	西部林業事務所
382	5	綾歌	綾川	陶	山原西	11	172	西部林業事務所
382	6	綾歌	綾川	陶	北山田	7	130	西部林業事務所

【一般対策編 第2章 第1節 治山対策計画】

【一般対策編 第3章 第29節 水防等活動計画】

【地震対策編 第3章 第26節 二次災害防止対策計画】

資料 2 - 5 崩壊土砂流出危険地区

【国有林】

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		郡	町	大字	字			
387	102	綾歌	綾川	粉所東	檜原	2.7	1	香川森林管理事務所
387	103	綾歌	綾川	粉所東	檜原	1.41	0	香川森林管理事務所
387	104	綾歌	綾川	粉所東	檜原	1.63	4	香川森林管理事務所
387	105	綾歌	綾川	粉所東	檜原	1.22	2	香川森林管理事務所
387	106	綾歌	綾川	粉所東	檜原	3.12	9	香川森林管理事務所
387	107	綾歌	綾川	粉所東	檜原	0.89	14	香川森林管理事務所
387	108	綾歌	綾川	粉所東	檜原	0.94	7	香川森林管理事務所
387	101	綾歌	綾川	粉所東	檜原	0.36	1	香川森林管理事務所
387	114	綾歌	綾川	粉所東	檜原	0.99	0	香川森林管理事務所
387	109	綾歌	綾川	粉所東	檜原	0.72	1	香川森林管理事務所
387	110	綾歌	綾川	粉所東	檜原	1.44	0	香川森林管理事務所
387	111	綾歌	綾川	粉所東	檜原	1.66	1	香川森林管理事務所
387	112	綾歌	綾川	粉所東	檜原	2.61	0	香川森林管理事務所
387	113	綾歌	綾川	粉所東	檜原	1.08	0	香川森林管理事務所

【民有林】

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
381	1	綾歌	綾川	羽床上	長谷	2.25	5	西部林業事務所
381	2	綾歌	綾川	羽床上	長谷	0.70	0	西部林業事務所
381	3	綾歌	綾川	羽床上	長谷	0.90	6	西部林業事務所
381	4	綾歌	綾川	羽床上	長谷	0.43	5	西部林業事務所
381	5	綾歌	綾川	羽床上	梶羽	0.50	31	西部林業事務所
381	6	綾歌	綾川	羽床上	兜	0.93	1	西部林業事務所
381	7	綾歌	綾川	西分	古細	0.27	0	西部林業事務所
381	8	綾歌	綾川	西分	常清	0.80	0	西部林業事務所
381	9	綾歌	綾川	西分	古細	0.96	0	西部林業事務所
381	10	綾歌	綾川	西分	古細	0.47	0	西部林業事務所
381	11	綾歌	綾川	粉所	浦田	1.05	0	西部林業事務所
381	12	綾歌	綾川	粉所	大相	0.39	1	西部林業事務所
381	13	綾歌	綾川	東分	東開	0.18	1	西部林業事務所
381	14	綾歌	綾川	東分	東開	0.20	1	西部林業事務所
381	15	綾歌	綾川	東分	西開	1.31	1	西部林業事務所
381	16	綾歌	綾川	東分	東開	0.38	6	西部林業事務所
381	17	綾歌	綾川	東分	東開	0.00	6	西部林業事務所
381	18	綾歌	綾川	西分	角ヶ内	0.18	3	西部林業事務所
381	19	綾歌	綾川	西分	角ヶ内	0.61	3	西部林業事務所
381	20	綾歌	綾川	西分	角ヶ内	0.81	5	西部林業事務所
381	21	綾歌	綾川	西分	角ヶ内	0.32	8	西部林業事務所
381	22	綾歌	綾川	西分	角ヶ内	1.13	1	西部林業事務所
381	23	綾歌	綾川	西分	角ヶ内	0.81	2	西部林業事務所
381	24	綾歌	綾川	西分	猪尾	0.18	4	西部林業事務所
381	25	綾歌	綾川	西分	猪尾	0.00	7	西部林業事務所
381	26	綾歌	綾川	西分	猪尾	0.36	12	西部林業事務所
381	27	綾歌	綾川	西分	猪尾	1.40	9	西部林業事務所
381	28	綾歌	綾川	西分	猪尾	0.47	0	西部林業事務所
381	29	綾歌	綾川	西分	角ヶ内	0.43	2	西部林業事務所
381	30	綾歌	綾川	西分	角ヶ内	0.24	4	西部林業事務所
381	31	綾歌	綾川	東分	曲木	1.18	0	西部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
381	32	綾歌	綾川	東分	曲木	0.65	0	西部林業事務所
381	33	綾歌	綾川	東分	曲木	0.69	4	西部林業事務所
381	34	綾歌	綾川	東分	曲木	0.77	8	西部林業事務所
381	35	綾歌	綾川	粉所西	新名	0.39	0	西部林業事務所
381	36	綾歌	綾川	粉所西	新名	0.01	0	西部林業事務所
381	37	綾歌	綾川	粉所西	下新名	0.87	4	西部林業事務所
381	38	綾歌	綾川	西分	藤川	1.27	0	西部林業事務所
381	39	綾歌	綾川	粉所西	上新名	2.62	0	西部林業事務所
381	40	綾歌	綾川	粉所東	下柏原	0.00	0	西部林業事務所
381	41	綾歌	綾川	粉所東	下柏原	1.80	17	西部林業事務所
381	42	綾歌	綾川	粉所東	下柏原	0.09	0	西部林業事務所
381	43	綾歌	綾川	粉所東	下柏原	2.96	0	西部林業事務所
381	44	綾歌	綾川	粉所東	下柏原	2.09	0	西部林業事務所
381	45	綾歌	綾川	粉所東	下柏原	1.33	0	西部林業事務所
381	46	綾歌	綾川	粉所東	下柏原	2.03	0	西部林業事務所
381	47	綾歌	綾川	粉所東	上柏原	1.88	2	西部林業事務所
381	48	綾歌	綾川	粉所東	上柏原	0.32	0	西部林業事務所
381	49	綾歌	綾川	粉所東	上柏原	0.78	3	西部林業事務所
381	50	綾歌	綾川	粉所東	上柏原	2.19	0	西部林業事務所
381	51	綾歌	綾川	粉所東	上柏原	1.80	2	西部林業事務所
381	52	綾歌	綾川	粉所東	上柏原	0.69	5	西部林業事務所
381	53	綾歌	綾川	粉所東	上柏原	2.50	0	西部林業事務所
381	54	綾歌	綾川	粉所東	上柏原	1.56	0	西部林業事務所
381	55	綾歌	綾川	粉所東	未子所	3.42	0	西部林業事務所
381	56	綾歌	綾川	粉所西	新名	1.73	0	西部林業事務所
381	57	綾歌	綾川	粉所西	上新名	0.17	14	西部林業事務所
381	58	綾歌	綾川	粉所西	新名	0.09	5	西部林業事務所
381	59	綾歌	綾川	粉所西	新名	0.94	1	西部林業事務所
381	60	綾歌	綾川	粉所西	新名	2.27	10	西部林業事務所
381	61	綾歌	綾川	粉所西	新名	0.77	0	西部林業事務所
381	62	綾歌	綾川	粉所西	赤羽西	0.14	0	西部林業事務所
381	63	綾歌	綾川	粉所西	新名	0.67	7	西部林業事務所
381	64	綾歌	綾川	粉所東	小野	0.73	1	西部林業事務所
381	65	綾歌	綾川	粉所東	浦谷	1.28	7	西部林業事務所
381	66	綾歌	綾川	粉所東	貞重	0.79	9	西部林業事務所
381	67	綾歌	綾川	粉所東	猿飼	1.05	5	西部林業事務所
381	68	綾歌	綾川	粉所東	猿飼	1.88	4	西部林業事務所
381	69	綾歌	綾川	粉所東	猿飼	1.47	10	西部林業事務所
381	70	綾歌	綾川	粉所東	猿飼	1.76	4	西部林業事務所
381	71	綾歌	綾川	粉所東	猿飼	0.97	2	西部林業事務所
381	72	綾歌	綾川	粉所東	若狭	1.10	0	西部林業事務所
381	73	綾歌	綾川	粉所東	若狭	0.41	0	西部林業事務所
381	74	綾歌	綾川	粉所東	相津	1.10	0	西部林業事務所
381	75	綾歌	綾川	粉所東	相津	1.59	4	西部林業事務所
381	76	綾歌	綾川	粉所東	相津	0.96	8	西部林業事務所
381	77	綾歌	綾川	粉所東	相津	1.49	4	西部林業事務所
381	78	綾歌	綾川	西分	常清	0.69	0	西部林業事務所
381	79	綾歌	綾川	東分	九十谷	0.48	0	西部林業事務所
381	80	綾歌	綾川	東分	吉谷	0.03	0	西部林業事務所
381	81	綾歌	綾川	粉所西	立石	0.30	3	西部林業事務所
381	82	綾歌	綾川	西分	行道	0.34	0	西部林業事務所
381	83	綾歌	綾川	粉所西	岡田井	1.42	0	西部林業事務所
381	84	綾歌	綾川	粉所東	横谷	0.34	2	西部林業事務所

番号		位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
		市郡	町村	大字	字			
381	85	綾歌	綾川	粉所東	横谷	0.15	4	西部林業事務所
381	86	綾歌	綾川	粉所東	川北	0.11	4	西部林業事務所
381	87	綾歌	綾川	粉所東	川北	0.33	5	西部林業事務所
381	88	綾歌	綾川	粉所東	西山	0.33	8	西部林業事務所
381	89	綾歌	綾川	高山	-	1.03	22	西部林業事務所
381	90	綾歌	綾川	西分	大小屋	0.30	0	西部林業事務所
381	91	綾歌	綾川	粉所東	上柏原	0.96	11	西部林業事務所
382	1	綾歌	綾川	小野	内間	0.41	20	西部林業事務所
382	2	綾歌	綾川	羽床下	原	1.08	2	西部林業事務所
382	3	綾歌	綾川	羽床下	原	0.08	3	西部林業事務所
382	4	綾歌	綾川	羽床下	丸河	1.40	12	西部林業事務所
382	5	綾歌	綾川	羽床下	丸河	1.16	10	西部林業事務所
382	6	綾歌	綾川	羽床下	石内	0.44	1	西部林業事務所
382	7	綾歌	綾川	羽床下	石内	0.93	5	西部林業事務所
382	8	綾歌	綾川	羽床下	石内	0.31	0	西部林業事務所
382	9	綾歌	綾川	羽床下	奥谷	0.00	4	西部林業事務所
382	10	綾歌	綾川	滝宮	大原	0.22	3	西部林業事務所
382	11	綾歌	綾川	陶	中原	0.24	80	西部林業事務所
382	12	綾歌	綾川	陶	日原	0.68	12	西部林業事務所
382	13	綾歌	綾川	陶	宮藪	0.33	16	西部林業事務所
382	14	綾歌	綾川	陶	北山田	0.52	7	西部林業事務所

【一般対策編 第2章 第1節 治山対策計画】

【一般対策編 第3章 第29節 水防等活動計画】

【地震対策編 第3章 第26節 二次災害防止対策計画】

資料 2 - 6 土砂災害と前兆現象の種類

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視 覚	山・斜面・ がけ	・溪流付近の斜面が崩れだす ・落石が生じる	・がけに割れ目がみえる ・がけから小石がパラパラと落ちる ・斜面がはらみだす	・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする
	水	・川の水が異常に濁る ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる ・土砂の流出	・表面流が生じる ・がけから水が噴き出す ・湧水が濁りだす	・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減する
	樹木	・濁水に流木が混じり出す	・樹木が傾く	・樹木が傾く
	その他	・溪流内の火花	—	・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴覚	・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音	・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする	・樹木の根が切れる音がする	
嗅覚	・腐った土の臭いがする	—	—	

【一般対策編 第3章 第4節 気象情報等伝達計画】

資料 2 - 7 浸水想定区域内災害時要配慮者施設一覧

施設名称	所在地	危険要素		電話番号
		綾川	本津川	
国保総合保険施設いきいきセンター	綾川町	○		878-2212
小規模多機能型居宅介護 綾川	綾川町羽床上 788-1	○		870-9125
綾上診療所	綾川町山田下 3352-1	○		878-2002
よしだ内科消化器科医院	綾川町小野 1147-6	○		876-5110
桑島医院	綾川町山田上甲 1307-1	○		878-2005
羽床上こども園	綾川町羽床上 1023-1	○		878-1462
羽床こども園	綾川町羽床下 2257-1	○		876-1775
山田こども園	綾川町山田上甲 1490	○		878-2680
綾上小学校	綾川町山田上甲 1491-1	○		878-2004
羽床小学校	綾川町羽床下 2256	○		876-1184
綾上なかよし学級	綾川町山田上甲 1503	○		878-0730
羽床なかよし学級	綾川町羽床下 2289-7	○		876-2721

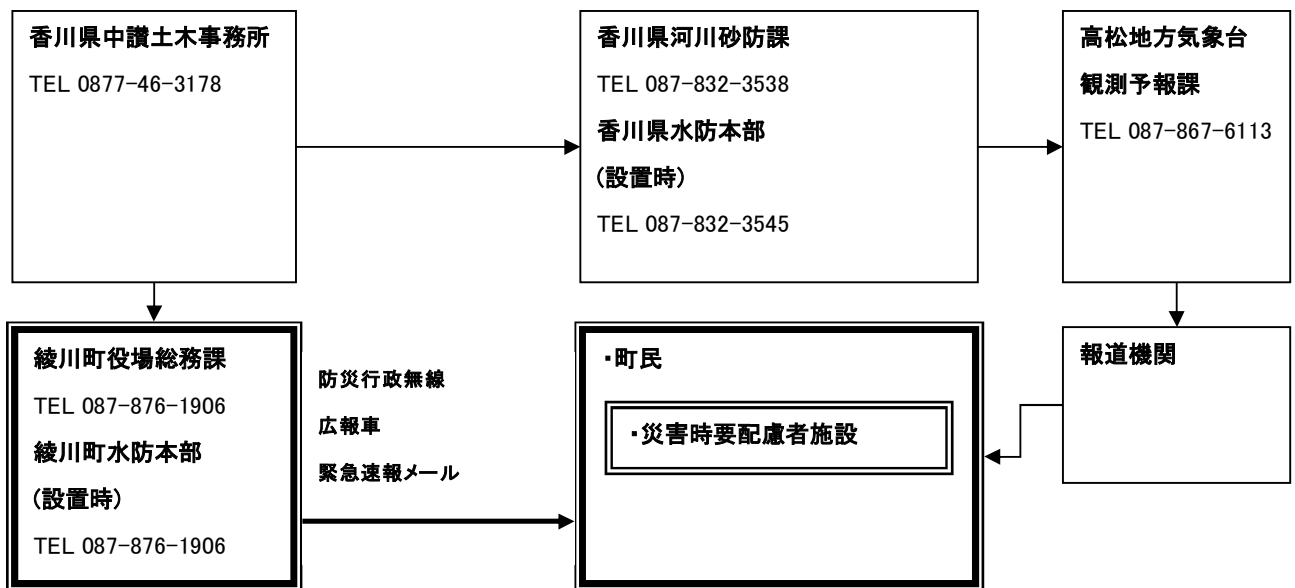
【一般対策編 第2章 第3節 河川防災対策計画】

資料 2 - 8 綾川・本津川水位情報伝達経路図

(浸水想定区域内災害時要配慮者施設への伝達経路)

綾川町内を流れる、綾川水系綾川、本津川水系本津川が香川県から水防警報河川及び水位周知河川に指定されたことにより、流域住民への水位情報及び避難情報を下記に基づき伝達する。

【本津川(上流)・綾川(上流)】

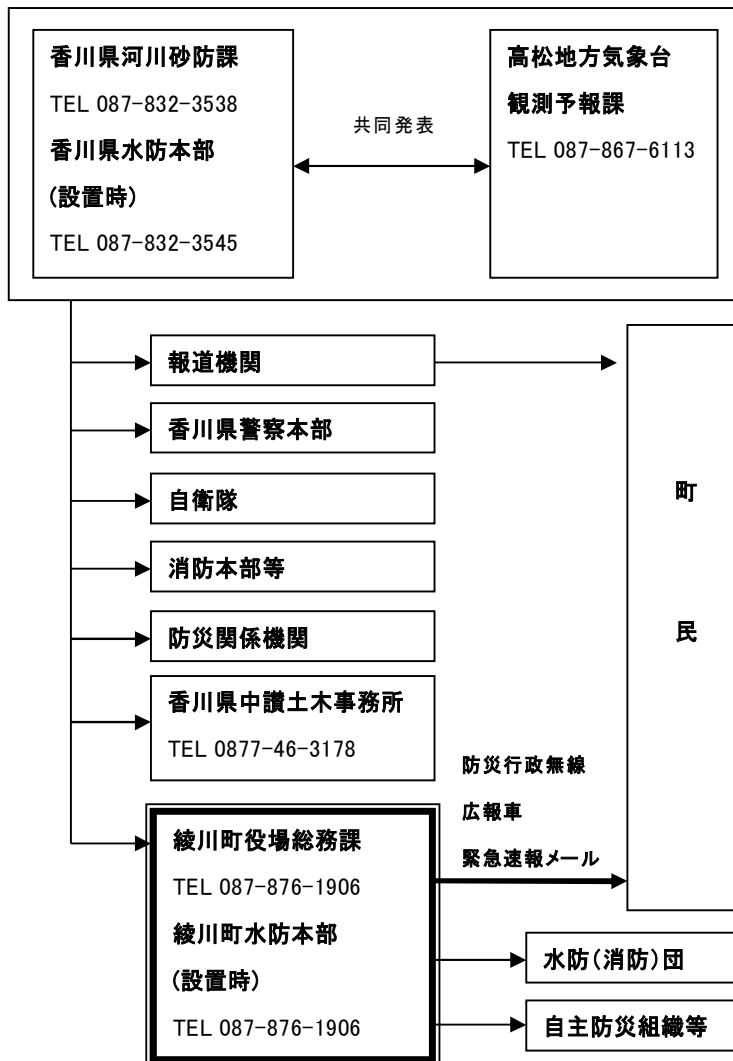


【一般対策編 第2章 第3節 河川防災対策計画】

資料 2 - 9 土砂災害警戒区域内要配慮者施設一覧

施設名称	所在地	電話番号
松林荘	綾川町山田下 435-4	878-2188
竜雲少年農場	綾川町粉所東 3539	878-3051

資料 2 - 1 0 土砂災害警戒情報伝達経路図



【3 危険物等施設関係】

資料3-1 危険物施設

【完成検査済証交付施設】

(平成27年3月31日現在)

区 分		綾川分署管内
製造所		-
貯蔵所	屋内貯蔵所	17
	屋外タンク貯蔵所	7
	屋内タンク貯蔵所	1
	地下タンク貯蔵所	21
	簡易タンク貯蔵所	-
	移動タンク貯蔵所	5
	被牽引車型	-
	屋外貯蔵所	1
	小 計	52
取扱所	給油取扱所 (セルフ)	36 (5)
	航空機 船舶 鉄道又は軌道 自家用	-
		-
		-
		28
	第一種販売取扱所	-
	第二種販売取扱所	1
	移送取扱所	-
	一般取扱所	12
	小 計	49
総 計	101	

【一般対策編 第2章 第11節 危険物等災害予防計画】

【一般対策編 第3章 第34節 危険物等災害対策計画】

【地震対策編 第2章 第5節 危険物等災害予防計画】

【地震対策編 第3章 第10節 消防活動計画】

【地震対策編 第3章 第27節 危険物等災害対策計画】

資料3-2 高圧ガス関係事業所

(令和6年3月31日現在)

	高圧ガス製造事業所数(第一種)						高圧ガス貯蔵所数(第一種)						一般消費者用液化石油ガス	
	一般高圧ガス						液化石油ガス	冷凍ガス	可燃性・毒性	可燃性	毒性	酸素		その他
	小計	可燃性・毒性	可燃性	毒性	酸素	その他								
綾川町	5	0	0	0	3	2	1	0	0	2	0	0	0	8

- 【一般対策編 第2章 第11節 危険物等災害予防計画】
- 【一般対策編 第3章 第34節 危険物等災害対策計画】
- 【地震対策編 第2章 第5節 危険物等災害予防計画】
- 【地震対策編 第3章 第10節 消防活動計画】
- 【地震対策編 第3章 第27節 危険物等災害対策計画】

資料3-3 毒物劇物営業者

(令和6年3月31日現在)

	一般販売業	農業用品販売業	特定品目販売業	電気めつき事業	金属熱処理事業	運送事業	しろあり防除事業	製造業	輸入業	計
中讃保健所	165	53	5	1	0	6	0	11	1	242

- 【一般対策編 第2章 第11節 危険物等災害予防計画】
- 【一般対策編 第3章 第34節 危険物等災害対策計画】
- 【地震対策編 第2章 第5節 危険物等災害予防計画】
- 【地震対策編 第3章 第10節 消防活動計画】
- 【地震対策編 第3章 第27節 危険物等災害対策計画】

資料 3 - 4 災害種別と地区の危険箇所

災害種別	外水災害	内水災害	土砂災害
評価要素	浸水想定区域・既往災害実績	浸水実績・アンダーパス	急傾斜地・土石流危険渓流
畑田	緊急輸送路に浸水実績がある。	緊急輸送路に浸水実績がある。	地域の北側に急傾斜地が分布しているが、避難には影響がない。
千疋	緊急輸送路の県道国分寺中通線では、橋梁交差箇所が多く存在し、災害発生の危険性が高い。	緊急輸送路と並行して河川が流下しており、緊急輸送路が内水災害で浸水する可能性が高い。	地域に避難場所がないため、比較的長距離の避難が必要になる。緊急輸送路の途中には、急傾斜地・土石流の危険箇所が多く分布している。
陶	御寺川や富川では、災害実績があり、緊急輸送路と交差している区域では、避難時には注意が必要である。	御寺川と国道 32 号などの緊急輸送路が平行しており、緊急輸送路が内水災害で浸水する可能性が高い。	町道宮藪奥池線は、土石流危険区域が分布しており、避難時には注意が必要である。
滝宮	町道本町有岡線は、綾川浸水実績範囲と近接しており、避難時には注意が必要である。	滝宮駅の南で県道高松琴平線沿いが浸水していることから、避難にあたり注意が必要である。	
萱原		緊急輸送路とため池群が交差しており、豪雨時には、ため池決壊などに注意して避難する必要がある。	
北	綾川右岸側にあり、広く浸水想定区域が分布しており、県道造田滝宮線や県道綾歌綾川線が浸水することから、避難時には注意が必要である。	綾川右岸側に広く浸水実績範囲が分布しており、県道造田滝宮線や県道綾歌綾川線が浸水することから、避難時には注意が必要である。	
小野	国道 32 号や琴平電鉄線路、町道大坪有岡上ノ原線が浸水想定区域にあり、避難時には注意が必要である。	国道 32 号や琴平電鉄線路、町道大坪有岡上ノ原線が浸水実績区域にあり、避難時には注意が必要である。	
羽床下	国道 377 号や町道川下中大林場所線が浸水想定区域に隣接しており、避難時には注意が必要である。	国道 377 号や町道川下中大林場所線が浸水実績区域に隣接しており、避難時には注意が必要である。	地域の南部には、集落道が広く土石流危険区域にあり、早めの避難が必要である。

災害種別	外水災害	内水災害	土砂災害
評価要素	浸水想定区域・既往災害実績	浸水実績・アンダーパス	急傾斜地・土石流危険渓流
粉所西	緊急輸送路の県道国分寺中通線では、橋梁交差箇所が多く存在し、災害発生の危険性が高い。	緊急輸送路の県道国分寺中通線では、浸水実績箇所と隣接しており、避難時に注意が必要である。	緊急輸送路の国分寺中通線は、急傾斜地や土石流危険渓流と多く交差しており、避難時の危険性が高い。
粉所東	国道377号、町道小野相津線、町道仲和田下和田線、町道小野川北線では、河川と並行しており、浸水の危険性が高い。早い時期での避難が必要である。	国道377号、町道小野相津線、町道仲和田下和田線、町道小野川北線では、浸水実績区域を通過しており、危険性が高い。早い時期での避難が必要である。	国道377号、県道粉所西中徳線、町道小野相津線、町道仲和田下和田線では、多くの土石流、急傾斜地を横断しており、避難では、災害にあう危険性が高く、早い時期での避難が必要である。
西分	県道粉所西造田線、中讃南部地区大規模農道、県道府中造田線では、河川と並行したり橋梁で多く交差しており、避難では、災害にあう危険性が高く、早い時期での避難が必要である。	県道粉所西造田線、中讃南部地区大規模農道、県道府中造田線では、浸水実績区域を通過しており、避難では、災害にあう危険性が高く、早い時期での避難が必要である。	県道粉所西造田線、中讃南部地区大規模農道、県道府中造田線では、多くの土石流、急傾斜地を横断しており、避難では、災害にあう危険性が高く、早い時期での避難が必要である。
山田上	国道377号、県道千疋西分線、町道俊則長田線は、河川と隣接しており避難時には、注意が必要である。	国道377号、県道千疋西分線、町道俊則長田線は、浸水実績区域を通過しており避難時には、注意が必要である。	国分377号線では土石流、県道千疋西分線では急傾斜の危険個所が分布しており、避難に当たっては、注意が必要である。
山田下	国道377号、県道府中造田線、農免羽床上地区農道は、綾川浸水想定区域や河川と隣接・通過しており避難時には、注意が必要である。	国道377号、県道府中造田線、農免羽床上地区農道は、浸水実績区域を通過しており避難時には、注意が必要である。	
東分	町道俊則長田線や農免長柄線は、河川を横切っており、避難時には注意が必要である。	農免長柄線は、浸水実績区域を横切っており、避難時には注意が必要である。	中讃南部地区大規模農道は、土石流危険渓流を横切っており、避難時には注意が必要である。
羽床上	国道377号、県道造田滝宮線、県道綾歌綾川線は、綾川浸水想定区域を通過しており、浸水の危険性が高い。避難には注意が必要である。	国道377号、県道造田滝宮線、県道綾歌綾川線は、浸水実績区域を通過しており、浸水の危険性が高い。避難には注意が必要である。	県道造田滝宮線は、土石流や急傾斜地と接しており危険性が高い。避難には注意が必要である。
牛川	国道377号は、綾川浸水想定区域を通過しており、浸水の危険性が高い。避難には注意が必要である。	農免羽床上地区農道は、浸水実績区域を通過しており避難時には、注意が必要である。	農免羽床上地区農道は、急傾斜地と接しており危険性が高い。

【一般対策編 第3章 第13節 避難計画】

【 4 気象関係】

資料 4 - 1 雨量観測所

番号	雨量観測所名	所在地	種別	観測機関	電話番号
1	長柄雨量観測所	綾歌郡綾川町東分	テレメータ	長柄ダム管理事務所	087-878-2301
2	柏原雨量観測所	〃 〃 粉所東	〃	〃	〃
3	田万雨量観測所	〃 〃 〃	〃	田万ダム管理事務所	087-878-2897

【高松地方気象台設置】

気象観測所名	所在地
滝宮地域気象観測所	綾歌郡綾川町滝宮北

【香川用水関係雨量観測所】

番号	雨量観測所名	所在地	種別	観測機関	電話番号
1	綾川観測所	綾歌郡綾川町山田下	自記	(独)水資源機構 香川用水総合事業所	0877-73-4223

【一般対策編 第2章 第16節 防災施設等整備計画】

【一般対策編 第3章 第4節 気象情報等伝達計画】

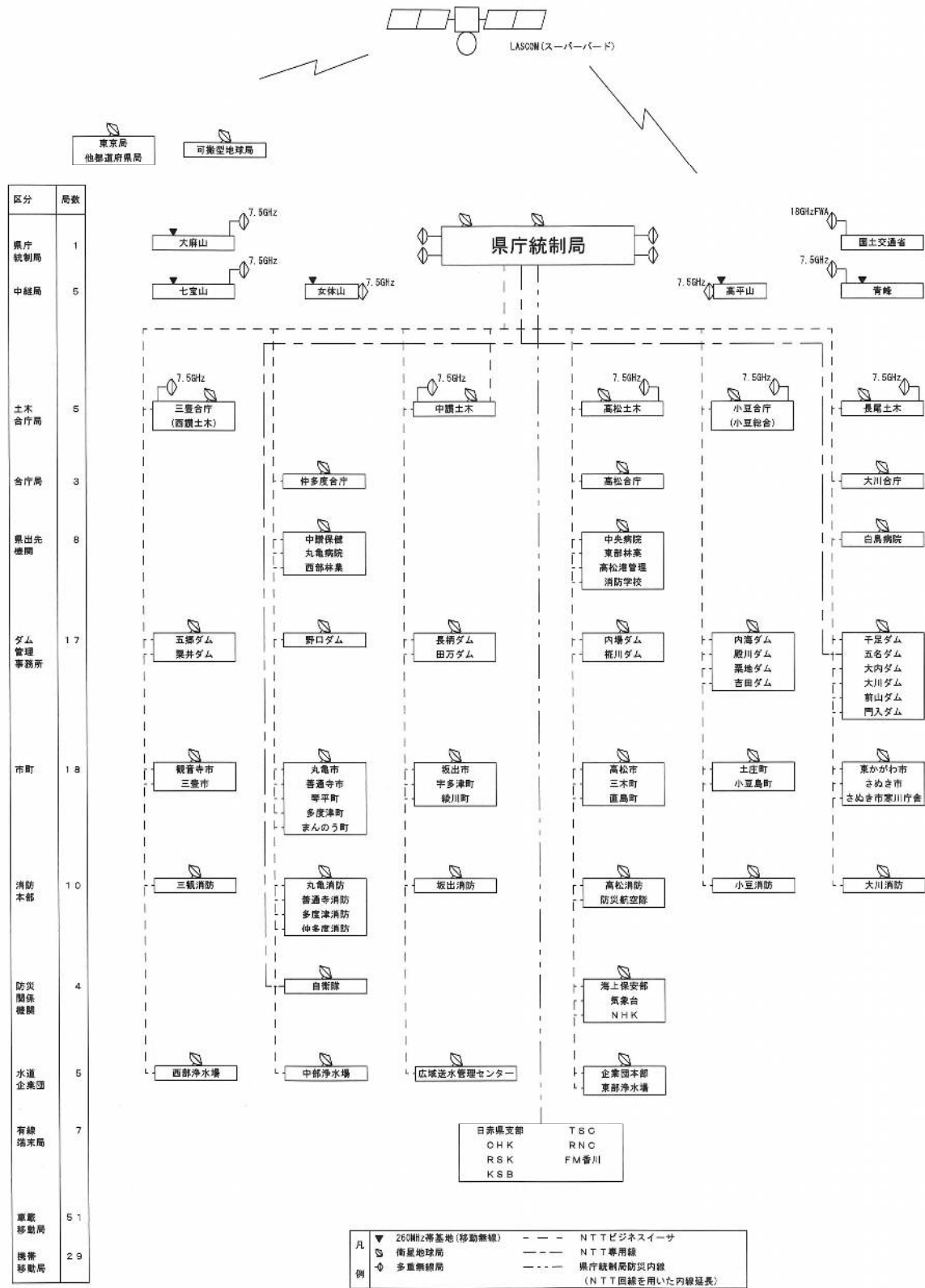
資料 4 - 2 水位観測所

番号	量水標名称	河川名	通報水位	警戒水位	位置	種別	観測機関
1	滝宮 <small>たきのみや</small>	綾川	1.3	1.8	綾川町北	テレメータ	香川県広域水道企業団 広域送水管理センター
2	長田橋 <small>ながたばし</small>	〃	1.3	1.8	〃 山田下	〃	中讃土木事務所
3	宣原堰 <small>のりはらせき</small>	〃	1.8	2.9	〃 山田上	〃	田万ダム管理事務所
4	新名 <small>しんみやう</small>	〃	1.2	1.7	〃 粉所西	〃	長柄ダム管理事務所
5	諏訪成 <small>すわなり</small>	田万川	1.3	2.3	〃 粉所東	〃	田万ダム管理事務所

【一般対策編 第2章 第16節 防災施設等整備計画】

【一般対策編 第3章 第4節 気象情報等伝達計画】

資料 4-3 防災行政無線による気象情報等伝達系統



【一般対策編 第3章 第4節 気象情報等伝達計画】

資料4-4 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- 6 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{*1} や液状化 ^{*2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{*3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まること がある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。 (安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等が繋がりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの 停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

大規模構造物への影響

長周期地震動※による 超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクの スロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する 施設の天井等の 破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

(気象庁HPより)

【 5 消防水防関係】

資料 5 - 1 消防団現勢

(令和7年3月1日現在)

区分	分 団 数	消 防 団 員									消 防 ポ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ポ ン プ 付 積		指 揮 車	広 報 車	計
		実 員								条 例 定 員						
		団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	計							
綾川町	11	1	2	10	10	11	31	115	180	209	9	9		2	1	21

- 【一般対策編 第2章 第16節 防災施設等整備計画】
- 【一般対策編 第3章 第29節 水防等活動計画】
- 【地震対策編 第2章 第8節 防災施設等整備計画】
- 【地震対策編 第3章 第10節 消防活動計画】

資料 5 - 2 消防水利の現況

(令和7年3月1日現在)

	合計	防 火 水 槽											そ の 他		
		消 火 栓			計			公 設			私 設				
		計	公 設	私 設	100 m 以 上	40 ～ 100 m 未 満	20 ～ 40m 未 満	100 m 以 上	40 ～ 100 m 未 満	20 ～ 40m 未 満	100 m 以 上	40 ～ 100 m 未 満	20 ～ 40m 未 満	用 水	プ ール
綾川町	527	454	353	101	9	58	6	5	28	1	4	30	5	19	11

- 【一般対策編 第2章 第16節 防災施設等整備計画】
- 【一般対策編 第3章 第35節 大規模火災対策計画】
- 【一般対策編 第3章 第36節 林野火災対策計画】
- 【地震対策編 第2章 第8節 防災施設等整備計画】
- 【地震対策編 第3章 第10節 消防活動計画】

資料5-3 水防倉庫等一覧

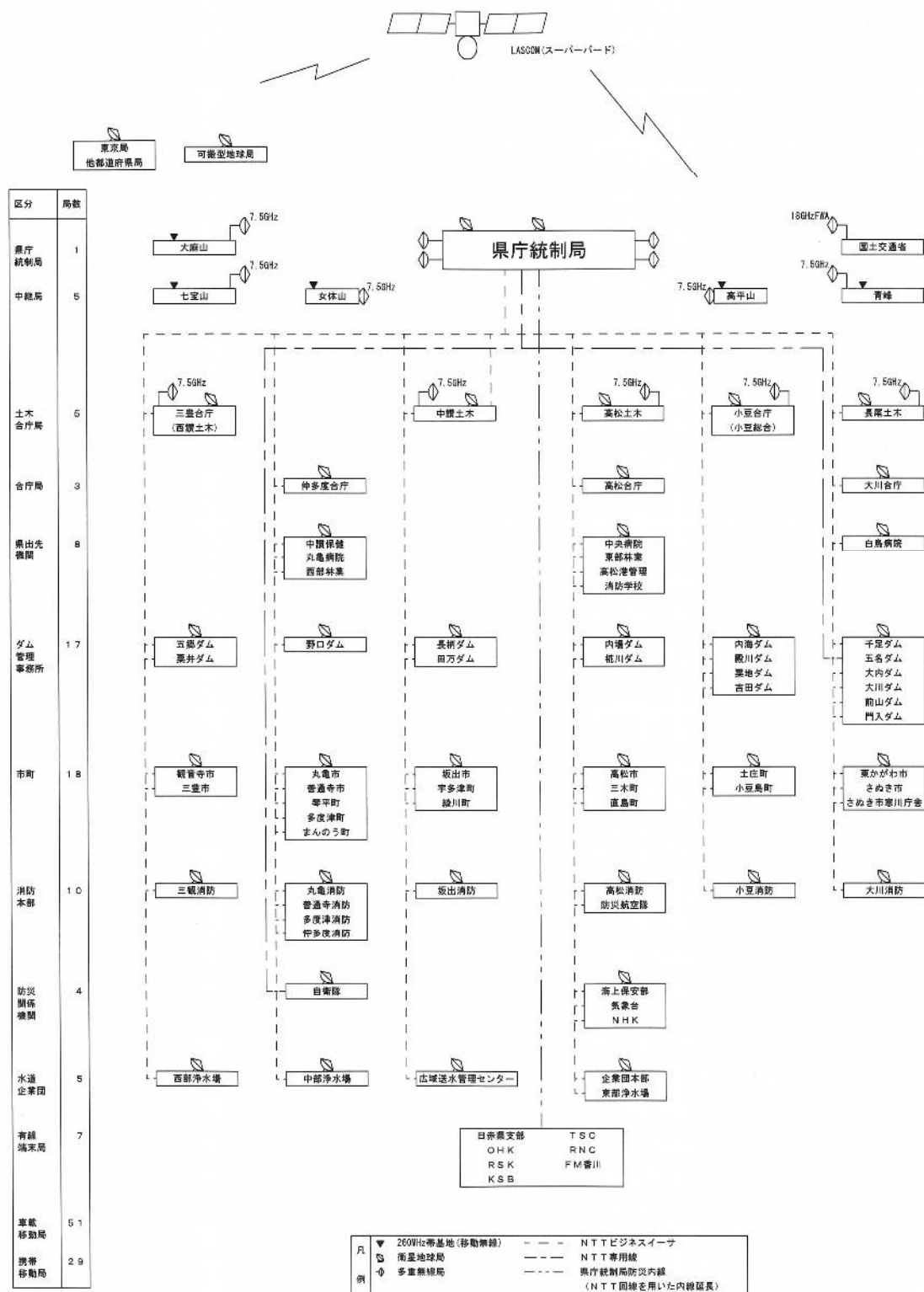
番号	水防団体	対象河川海岸	設置ヶ所			構造	摘要
			町	大字	小字		
37	綾川町	綾川	綾川町	山田下		平屋建	中讃土木事務所 管内
38	〃	〃	〃	滝宮	原井田	〃	

【一般対策編 第2章 第16節 防災施設等整備計画】

【一般対策編 第3章 第29節 水防等活動計画】

【6 通信施設関係】

資料6-1 香川県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）回線構成図



【一般対策編 第2章 第16節 防災施設等整備計画】

【地震対策編 第2章 第8節 防災施設等整備計画】

資料6-2 町防災行政無線

【同報系】

免許番号	設置場所	備考	施設	識別信号	番号	免許の 年月日	有効期間	周波数 (MHz)	空中線 電力	無線局 種別
四固第 12539 号	滝宮299	綾川町役場構内	固定局	ぼうさいあやがわちょう	1	2019/2/27	2022/11/30	55.37375	100mW	FX
四固第 12540 号	東分乙390-13	高山中継所内	固定局	ぼうさいあやがわちょうたかやまちゅうけい ない	2	2019/2/27	2022/11/30	55.37375 /65.57375	100mW /3W	FX
四固第 12541 号	畑田2373-1	昭和小学校構内	固定局	ぼうさいあやがわちょうはただ	3	2018/12/10	2022/11/30	65.57375	1mW	FX
四固第 12542 号	千疋乙116-5	千疋大神宮構内	固定局	ぼうさいあやがわちょうせんびき	4	2018/12/10	2022/11/30	65.57375	1mW	FX
四固第 12543 号	陶5787-1	陶小学校構内	固定局	ぼうさいあやがわちょうすえ	5	2018/12/10	2022/11/30	65.57375	1mW	FX
四固第 12544 号	羽床下2256-1	羽床小学校構内	固定局	ぼうさいあやがわちょうはゆかしも	6	2018/12/10	2022/11/30	65.57375	1mW	FX
四固第 12545 号	粉所東1196-12	平成集会所構内	固定局	ぼうさいあやがわちょうそぎしょへいせい	7	2018/12/10	2022/11/30	65.57375	1mW	FX
四固第 12546 号	粉所東1111-3	綾上第1分団屯所 構内	固定局	ぼうさいあやがわちょうそぎしょたま	8	2018/12/10	2022/11/30	65.57375	1mW	FX
四固第 12547 号	山田上甲2094-2	栗原集会所構内	固定局	ぼうさいあやがわちょうやまだかみくりはら	9	2018/12/10	2022/11/30	65.57375	1mW	FX
四固第 12548 号	山田上甲1340-2 地先	綾川河川敷	固定局	ぼうさいあやがわちょうやまだかみかわき た	10	2018/12/10	2022/11/30	65.57375	1mW	FX
四固第 12549 号	西分1381-1	旧西分保育所構内	固定局	ぼうさいあやがわちょうにしぶん	11	2018/12/10	2022/11/30	65.57375	1mW	FX
四固第 12550 号	山田下2224	綾上支所構内	固定局	ぼうさいあやがわちょうあやかみししよ	12	2018/12/10	2022/11/30	65.57375	1mW	FX
四固第 12551 号	羽床上1024-1	羽床上保育所構内	固定局	ぼうさいあやがわちょうはゆかかみ	13	2018/12/10	2022/11/30	65.57375	1mW	FX

【移動系】

免許番号	設置場所	備考	施設	識別信号	番号	免許の年月日	有効期間	周波数(MHz)	空中線電力	無線局種別
四移第 2043560 号	畑田 2372-1	綾南第1分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちょう りょうなん	11	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043570 号	畑田 2372-1	綾南第1分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちょう りょうなん	12	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2055409 号	畑田 2372-1	綾南第1分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちょう りょうなん	13	2015/3/20	2024/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055410 号	畑田 2372-1	綾南第1分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちょう りょうなん	14	2015/3/20	2024/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055411 号	畑田 2372-1	綾南第1分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちょう りょうなん	15	2015/3/20	2024/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055412 号	畑田 2372-1	綾南第1分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちょう りょうなん	16	2015/3/20	2024/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043561 号	陶 4164-1	綾南第2分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちょう りょうなん	21	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043571 号	陶 4164-1	綾南第2分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちょう りょうなん	22	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2055413 号	陶 4164-1	綾南第2分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちょう りょうなん	23	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055414 号	陶 4164-1	綾南第2分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちょう りょうなん	24	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055415 号	陶 4164-1	綾南第2分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちょう りょうなん	25	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055416 号	陶 4164-1	綾南第2分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちょう りょうなん	26	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043562 号	滝宮 522-2	綾南第3分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちょう りょうなん	31	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043572 号	滝宮 522-2	綾南第3分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちょう りょうなん	32	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2055417 号	滝宮 522-2	綾南第3分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちょう りょうなん	33	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055418 号	滝宮 522-2	綾南第3分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちょう りょうなん	34	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055419 号	滝宮	綾南第3分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちょう りょうなん	35	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML

免許番号	設置場所	備考	施設	識別信号	番号	免許の年月日	有効期間	周波数(MHz)	空中線電力	無線局種別
四移第 2055420 号	滝宮 522-2	綾南第3分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちょう りょうなん	36	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043563 号	羽床下 2289-2	綾南第4分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちょう りょうなん	41	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043573 号	羽床下 2289-2	綾南第4分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちょう りょうなん	42	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2055421 号	羽床下 2289-2	綾南第4分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちょう りょうなん	43	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055422 号	羽床下 2289-2	綾南第4分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちょう りょうなん	44	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055423 号	羽床下 2289-2	綾南第4分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちょう りょうなん	45	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055424 号	羽床下 2289-2	綾南第4分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちょう りょうなん	46	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043542 号	杣所東 1111-3	綾上第1分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちょう あやかみ	11	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043529 号	杣所東 1111-3	綾上第1分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちょう あやかみ	12	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055426 号	杣所東 1111-3	綾上第1分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちょう あやかみ	13	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055427 号	杣所東 1111-3	綾上第1分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちょう あやかみ	14	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055428 号	杣所東 1111-3	綾上第1分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちょう あやかみ	15	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055429 号	杣所東 1111-3	綾上第1分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちょう あやかみ	16	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043546 号	西分 1387-4	綾上第2分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちょう あやかみ	21	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043530 号	西分 1387-4	綾上第2分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちょう あやかみ	22	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055430 号	西分 1387-4	綾上第2分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちょう あやかみ	23	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055431 号	西分	綾上第2分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちょう あやかみ	24	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML

免許番号	設置場所	備考	施設	識別信号	番号	免許の年月日	有効期間	周波数(MHz)	空中線電力	無線局種別
	1387-4									
四移第 2055432 号	西分 1387-4	綾上第2分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちょう あやかみ	25	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055433 号	西分 1387-4	綾上第2分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちょう あやかみ	26	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043547 号	山田上 甲 1284-3	綾上第3分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちょう あやかみ	31	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043531 号	山田上 甲 1284-3	綾上第3分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちょう あやかみ	32	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055434 号	山田上 甲 1284-3	綾上第3分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちょう あやかみ	33	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055435 号	山田上 甲 1284-3	綾上第3分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちょう あやかみ	34	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055436 号	山田上 甲 1284-3	綾上第3分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちょう あやかみ	35	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055437 号	山田上 甲 1284-3	綾上第3分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちょう あやかみ	36	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043532 号	山田下 2134-1	綾上第4分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちょう あやかみ	41	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043549 号	山田下 2134-1	綾上第4分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちょう あやかみ	42	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055438 号	山田下 2134-1	綾上第4分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちょう あやかみ	43	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055439 号	山田下 2134-1	綾上第4分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちょう あやかみ	44	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055440 号	山田下 2134-1	綾上第4分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちょう あやかみ	45	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055441 号	山田下 2134-1	綾上第4分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちょう あやかみ	46	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML

免許番号	設置場所	備考	施設	識別信号	番号	免許の年月日	有効期間	周波数(MHz)	空中線電力	無線局種別
四移第 2043533 号	羽床上 774-13	綾上第5分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちょう あやかみ	51	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043550 号	羽床上 774-13	綾上第5分団屯所	車載	ぼうさいあやがわちょう あやかみ	52	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055442 号	羽床上 774-13	綾上第5分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちょう あやかみ	53	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055443 号	羽床上 774-13	綾上第5分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちょう あやかみ	54	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055444 号	羽床上 774-13	綾上第5分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちょう あやかみ	55	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055445 号	羽床上 774-13	綾上第5分団屯所	携帯	ぼうさいあやがわちょう あやかみ	56	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055405 号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちょう	1	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055408 号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちょう りょうなん	1	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055425 号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちょう あやかみ	1	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055406 号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちょう	2	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2055407 号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちょう	3	2015/3/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043589 号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちょう	4	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043590 号	山田下 2224	綾上支所	携帯	ぼうさいあやがわちょう	5	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043591 号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちょう	6	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043598 号	山田下 11601	綾川分署	携帯	ぼうさいあやがわちょう	98	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043597 号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちょう	11	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043535 号	山田下 2224	綾上支所	車載	ぼうさいあやがわちょう	12	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML

免許番号	設置場所	備考	施設	識別信号	番号	免許の年月日	有効期間	周波数(MHz)	空中線電力	無線局種別
四移第 2043600 号	山田下 1160-1	綾川分署	携帯	ぼうさいあやがわちよう	99	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043599 号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちよう	101	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043584 号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちよう	102	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043585 号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちよう	103	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043586 号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちよう	104	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043587 号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちよう	105	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043581 号	滝宮 299	本庁	携帯	ぼうさいあやがわちよう	106	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043582 号	山田下 2224	綾上支所	携帯	ぼうさいあやがわちよう	107	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043583 号	山田下 2224	綾上支所	携帯	ぼうさいあやがわちよう	108	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043593 号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	55	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043594 号	山田下 2224	綾上支所	車載	ぼうさいあやがわちよう	56	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043537 号	山田下 2224	綾上支所	車載	ぼうさいあやがわちよう	58	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043538 号	山田下 2224	綾上支所	車載	ぼうさいあやがわちよう	59	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043540 号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	60	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043541 号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	61	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043543 号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	62	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043544 号	山田下 2224	綾上支所	車載	ぼうさいあやがわちよう	63	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML

免許番号	設置場所	備考	施設	識別信号	番号	免許の年月日	有効期間	周波数(MHz)	空中線電力	無線局種別
四移第 2043545 号	山田下 2224	綾上支所	車載	ぼうさいあやがわちよう	64	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043548 号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	65	2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	ML
四移第 2043564 号	陶 1720-1	えがお	車載	ぼうさいあやがわちよう	66	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043565 号	陶 1720-1	えがお	車載	ぼうさいあやがわちよう	67	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043566 号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	68	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043567 号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	69	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043574 号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	70	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043575 号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	71	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043576 号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	72	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043577 号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	73	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043578 号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	74	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043579 号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	75	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043588 号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	76	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043592 号	陶 1720-1	えがお	車載	ぼうさいあやがわちよう	77	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043595 号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	78	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四移第 2043596 号	滝宮 299	本庁	車載	ぼうさいあやがわちよう	79	2006/2/20	2026/5/31	153.61	10W	ML
四基第 136752 号	滝宮 299	本庁	基地局	ぼうさいあやがわちよう		2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	FB

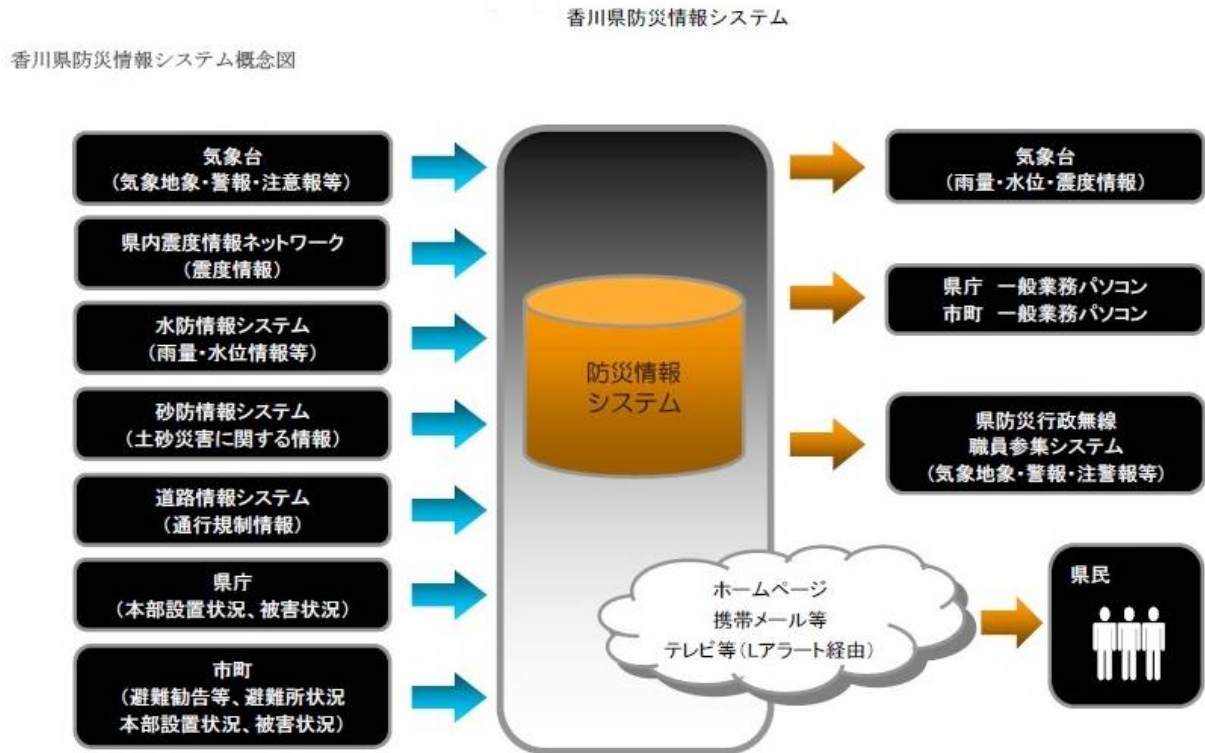
免許番号	設置場所	備考	施設	識別信号	番号	免許の 年月日	有効期間	周波数 (MHz)	空中線 電力	無線局 種別
四基第 136751 号	山田下 2224	支所	基地局	ぼうさいあやがわちょう あやかみ		2006/2/20	2026/5/31	153.61	5W	FB

【一般対策編 第2章 第16節 防災施設等整備計画】

【地震対策編 第2章 第8節 防災施設等整備計画】

【地震対策編 第3章 第10節 消防活動計画】

資料6-3 香川県防災情報システム概要図



- 【一般対策編 第2章 第16節 防災施設等整備計画】
- 【一般対策編 第2章 第20節 避難体制整備計画】
- 【一般対策編 第3章 第7節 広報活動計画】
- 【地震対策編 第2章 第8節 防災施設等整備計画】
- 【地震対策編 第2章 第12節 避難体制整備計画】
- 【地震対策編 第3章 第6節 広報活動計画】

【 7 医療救護関係】

資料 7-1 綾川町における災害時医療救護活動ガイドライン

1. 目的

地震等の大規模災害が発生し、町民が医療を受ける機会を失った場合においても、町民に対し必要な医療救護活動を行うため、行政と医療関係機関等とが連携を図り、もって町民の生命と健康を守ることを目的とする。

2. 綾川町医療救護本部

(1) 綾川町医療救護本部(以下「医療救護本部」という。)は、綾川町役場に置く。

(2) 医療救護本部の役割は、次のとおりとする。

- ① 災害対策本部との連絡調整
- ② 医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班の配備
- ③ 応急救護所と後方医療機関(救護病院、広域救護病院、災害拠点病院)との連絡調整
- ④ 県及び関係機関との連絡調整
- ⑤ 救急隊との連絡調整
- ⑥ 医療救護チームの派遣要請、受入、配備
- ⑦ 町内の医療機関の稼働状況を把握
- ⑧ 医療救護活動の記録
- ⑨ 災害対策本部への状況等の報告
- ⑩ 中讃地域災害医療対策会議への出席
- ⑪ その他、医療救護活動に関すること

(3) 医療救護本部の組織は、資料 7-2 のとおりとする。

(4) 医療救護本部の本部長(以下「本部長」という。)、医療救護副本部長(以下「副本部長」という。)及び医療救護本部員(以下「本部員」という。)の職務及び参集方法は、次のとおりとする。

- ① 本部長は、綾歌地区医師会会長をもって充て、医療救護本部の事務を総括する。
- ② 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- ③ 本部員は、本部長の命を受け、医療救護本部の事務に従事する。
- ④ 医療救護本部の組織員は、災害対策本部からの要請により参集するものとする。ただし、香川県西部で震度6弱以上の地震が発生し、又は香川県に津波警報若しくは大津波警報が発表され、かつ、連絡手段が途絶えた場合は、自主参集するものとする。

3. 応急救護所

(1) 応急救護所は、医師がトリアージをし、重症患者・中等症患者の応急処置、軽症者に対する処置を行う。

- (2) 応急救護所を医療救護所、現場救護所、臨時救護所に分類する。
- (3) 医療救護所は、あらかじめ指定されている応急救護所のうちから、町災害対策本部からの指示により本部長が開設する箇所を決定する。ただし、災害の状況等により医療救護班の医師が緊急を要すると判断した場合は、決定を待たずに医療救護活動を開始することができる。
- (4) 現場救護所は、本部長の指示により、負傷者が多数発生した現場に設置する。
- (5) 臨時救護所は、自院が救護所として機能できると判断した場合は、医療救護班に連絡し設置する。
- (6) 応急救護所の管理者は医師とし、医療班は原則として医師1名、看護師3名、補助員2名で編成する。
- (7) 応急救護所に連絡調整係として、健康福祉課員を配置する。
- (8) 応急救護所は、資料7-4のとおりとする。

4. 医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班

- (1) 医師会による医療救護班の役割は、次のとおりとする。
 - ① 傷病者に対する診察(トリアージを含む)と応急処置
 - ② 傷病者の後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - ③ 転送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する医療
 - ④ 避難所の巡回診療
 - ⑤ 助産活動
 - ⑥ 死亡の確認及び死体の検案
 - ⑦ 活動の記録と報告
 - ⑧ その他状況に応じた必要な措置
- (2) 歯科医療救護班の役割は、次のとおりとする。
 - ① 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
 - ② 傷病者の後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - ③ 転送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する歯科治療・衛生指導
 - ④ 検視・検案に際しての法歯学上の協力
 - ⑤ 活動の記録と報告
 - ⑥ その他状況に応じた必要な措置
- (3) 薬剤師班の役割は、次のとおりとする。
 - ① 応急救護所等における傷病者に対する調剤、服薬指導及び健康相談
 - ② 医薬品等の集積場所等における医薬品等の管理
 - ③ 医療救護班等のサポート
 - ④ 活動の記録と報告
 - ⑤ その他状況に応じた必要な措置
- (4) 医療救護班等の編成は、資料7-4のとおりとする。

5. 救護病院

- (1) 救護病院は、重症患者の応急処置を行うほか中等症患者の受入と処置、継承者に対する処置をあわせて行う。
- (2) 臨時救護所及び救護病院は資料7-4のとおりとする。

6. 医薬品

- (1) 災害時には綾歌郡薬剤師会の会員が保有する通常の在庫を活用し、災害時医薬品等に充てる。
- (2) 医療救護班、歯科医療救護班が応急救護所で使用する医薬品等で、緊急の場合は、会又は会員の所有のものを使用する。
- (3) 応急救護所で使用する医薬品等の不足が生じたときは、県に調達又は斡旋を要請する。
- (4) 県の標準備蓄医薬品等と備蓄機関は、資料7-5のとおり。

7. 連絡手段

- (1) 災害時の情報伝達方法は、多様な手段の確保を図り、優先順位を決めて、情報伝達を行う。
 - ① 一般加入電話(ファックス)・携帯電話
 - ② メール
 - ③ 防災行政無線

8. 応急救護所の設置期間

応急救護所、救護病院の設置は、発災からおおよそ5日までとし、医療救護本部は、状況に応じて、その後の活動を協議する。

9. ガイドラインの見直し

医療救護本部は、毎年、本ガイドラインの改訂の必要性について検討し、本部長が必要と認めたときは、改訂を行う。

10. その他

本ガイドラインに規定のない事項については、本部長が定める。

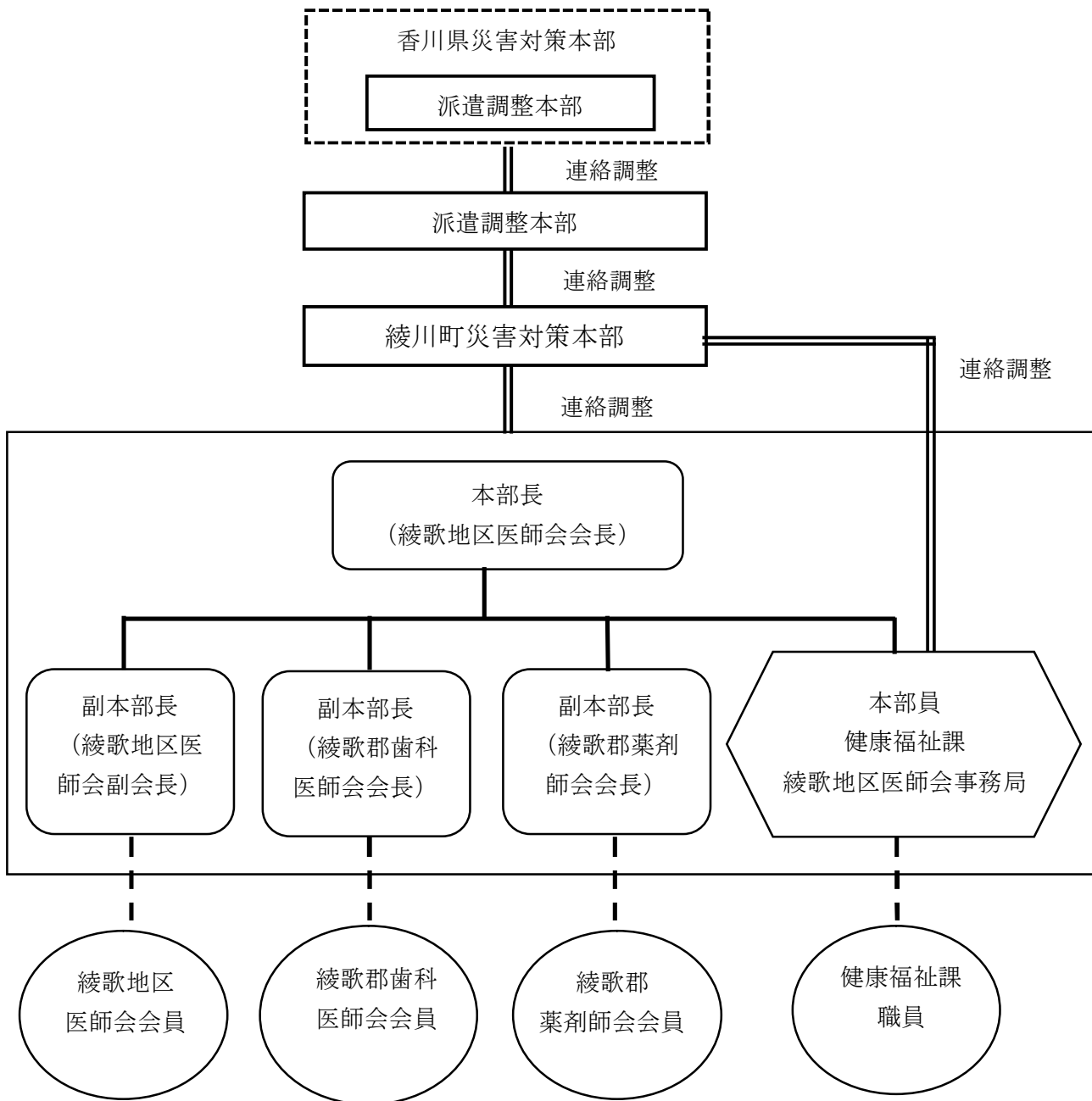
【一般対策編 第2章 第18節 医療救護体制整備計画】

【一般対策編 第3章 第10節 医療救護計画】

【地震対策編 第2章 第10節 医療救護体制整備計画】

【地震対策編 第3章 第9節 医療救護計画】

資料7-2 綾川町医療救護本部 体制図



【一般対策編 第2章 第18節 医療救護体制整備計画】

【一般対策編 第3章 第10節 医療救護計画】

【地震対策編 第2章 第10節 医療救護体制整備計画】

【地震対策編 第3章 第9節 医療救護計画】

資料 7 - 3 綾川町医療救護本部の関係機関の連絡先一覧

(1) 会議召集の連絡先

医療救護本部	場所	TEL	FAX	E-mail	摘要
		綾川町役場(健康福祉課)	876-1113	876-3120	kenkofukushi@town.ayagawa.lg.jp

【平日昼間】

役職	機関名	職氏名	TEL	FAX	E-mail	摘要
本部長	綾歌地区医師会	会長 溝渕博司	876-5300	876-0380		
副本部長 (職務代理者)	綾歌地区医師会	副会長 宮井陽一郎	0877-98-7007	0877-98-7655		
		副会長 桑島紀夫	878-2005	870-9112		
		理事 宇野浩司	876-1145	876-1302		
副本部長 (職務代理者)	綾歌地区歯科医師会	会長 福井隆夫	876-5433	876-5434		ふくい歯科医院
		副会長 高橋三郎	876-1666	876-1666		
		副会長 篠原丈介	0877-49-6480			じょう歯科医院
副本部長 (職務代理者)	綾歌地区薬剤師会	会長 森久美子	875-9272	875-9271	体調不良により1年間は顧問・森廣文(もみの木)が代行	えむ調剤薬局
		副会長 岩本明彦	878-3780	878-3780		辻上薬局
		副会長 末長泰則	0877-56-8577	0877-56-8578		もも調剤薬局(飯山)
本部員	綾歌地区医師会事務局	事務長 古川和孝	876-5300	876-5301		
	綾川町健康福祉課	課長 土肥富士三 課長補佐 大谷浩之 事務次長 松本正人				

【休日・夜間】

役職	機関名	職氏名	TEL	FAX	E-mail	摘要
本部長	綾歌地区医師会	会長 溝渕博司				
副本部長 (職務代理者)	綾歌地区医師会	副会長 宮井陽一郎				
		副会長 桑島紀夫				
		理事 宇野浩司				
副本部長 (職務代理者)	綾歌地区歯科医師会	会長 福井隆夫				
		副会長 高橋三郎				
		副会長 篠原丈介				
副本部長 (職務代理者)	綾歌地区薬剤師会	会長 森久美子				
		副会長 岩本明彦				
		副会長 末長泰則				
本部員	綾歌地区医師会事務局	事務長 古川和孝				
	綾川町健康福祉課	課長 土肥富士三 課長補佐 大谷浩之 事務次長 松本正人				

(2) 関係機関の連絡先

関係機関名		TEL	FAX	E-mail	摘要
綾歌地区医師会		876-5300	876-0380		
綾歌郡歯科医師会		877-2211	877-2270		
綾歌郡薬剤師会		876-9341	876-9311		
綾川町健康福祉課		876-1113	876-3120	kenkofukushi@town.ayagawa.lg.jp	
					避難所開設など
綾川町災害対策本部	綾川町総務課	876-1906	876-1948		
中讃保健福祉事務所	安全・安心対策班	0877-24-9962	0877-24-8341		
香川県災害対策本部	健康福祉部医務国保班	832-3315	806-0248		広域的な医師等の派遣など
	健康福祉部薬務班	832-3301	806-0246		医薬品・血液の総合調整など

【一般対策編 第2章 第18節 医療救護体制整備計画】

【一般対策編 第3章 第10節 医療救護計画】

【地震対策編 第2章 第10節 医療救護体制整備計画】

【地震対策編 第3章 第9節 医療救護計画】

資料 7-4 医療救護所一覧・臨時救護所・救護病院

(1) 医療救護所(応急救護所のうちから、災害対策本部の指示により開設する場所)

名称	所在地	TEL	FAX	E-mail	AED 設置	管理者
綾南農村改善センター	綾川町滝宮 299	876-5282	876-3120	kenkofukushi@town.a yagawa.lg.jp	有	時松由子
綾上農村改善センター	綾川町山田下 3300	878-3055	878-1576	shisyo@town.ayagaw a.lg.jp	有	桑島紀夫

(2) 医療救護班の編成

名称	医療救護班(管理者) 綾歌地区医師会	歯科医療救護班 綾歌郡歯科医師会	薬剤師班 綾歌郡薬剤師会	健康福祉課
綾南農村改善センター	時松由子 (三宅医院)	中條貴博 (にこにこ歯科)	牧野慎治 (ダイヤ薬局)	日高幸代
綾上農村改善センター	桑島紀夫 (桑島医院)	福井孝雄 (ふくい歯科)	小林敬弘 (辻上薬局)	渡辺美穂

(3) 臨時救護所(自院が救護所として機能できると判断した場合に開設する救護所。)

名称	所在地	TEL	FAX
溝渕クリニック	綾川町滝宮 555-1	876-0056	876-0380
陶病院	綾川町陶 1720-1	876-1185	876-3795

(4) 救護病院(一般病床を有する2次救急医療活動ができる病院。中等症患者への措置。重症患者への応急処置。)

医療機関名	所在地	TEL	FAX
滝宮総合病院	綾川町滝宮 486	876-0045	876-1302

※指定は会長。

【一般対策編 第2章 第18節 医療救護体制整備計画】

【一般対策編 第3章 第10節 医療救護計画】

【地震対策編 第2章 第10節 医療救護体制整備計画】

【地震対策編 第3章 第9節 医療救護計画】

資料 7-5 標準備蓄医薬品等及び備蓄機関

震災時用備蓄医薬品等リスト(1単位あたり)

1 医薬品

令和6年4月1日現在

区分	薬効分類	薬品名(主効別)	容量等	数量
外用剤	殺菌消毒薬	ベンザルコニウム塩化物液	500ml	1本
		消毒用エタノール	500ml	1本
		ポビドンヨード(消毒剤)	250ml	1本
	含嗽剤	ポビドンヨード(含嗽剤)	250ml	1本
	火傷塗布薬	亜鉛華軟膏	500g	1本
	皮膚塗布薬	ベタメタゾン吉草酸エステル・ゲンタマイシン硫酸塩軟膏	5g	10本
	貼付薬	インドメタシン貼付剤	70mg7枚	10袋
		フラジオマイシン硫酸塩貼付剤	10枚	1袋
		ゼラチンスポンジ	2.5×5cm	3枚
	呼吸器官用薬	プロカテロール塩酸塩水和物吸入剤	5ml	10本
ツロブテロール貼付剤		1mg	70枚	
注射液	局所麻酔剤	リドカイン塩酸塩水和物注射剤	10ml	10A
	循環器官用薬	アドレナリン注射液	1ml	10筒
	鎮痙剤	アトロピン硫酸塩水和物注射剤	1ml	10A
	輸液	乳酸リンゲル液	250ml	2本
		ブドウ糖液	100ml	2本
生理食塩液		20ml	10A	
内服薬	抗生物質	セフカペンピボキシル塩酸塩錠	100mg	100T
		クラリスロマイシン錠	200mg	100T
		レボフロキサシン水和物錠	500mg	20T
	解熱鎮痛消炎剤	ロキソプロフェンナトリウム水和物錠	60mg	100T
	血圧降下剤	アムロジピンベシル酸塩(口腔内崩壊錠)	5mg	100T
	心疾患用薬	ニトログリセリン(舌下錠)	0.3mg	100T
	呼吸器官用薬	チペピジンヒペンズ酸塩	20mg	100T
	消化器用薬	ブチルスコポラミン臭化物錠	10mg	100T
		センノシド錠	12mg	100T
	抗アレルギー薬	オロパタジン塩酸塩(口腔内崩壊錠)	2.5mg	100T
精神安定薬	ジアゼパム錠	2mg	100T	

2 医療資器材

区分	品名	規格	数量
医療 救護 用資 器材	小外 科セ ット	ピンセット	2
		喉頭鏡	1
		携帯用血圧計	1
		聴診器	1
		外科剪刀(直型)	2
		外科剪刀(反型)	1
		メス	20
		止血鉗子	2
		持針器	1
		縫合針(縫合糸付)	12
		ロール型万能副子	2
		気管内チューブ	3
		開口器	1
		舌鉗子	1
		舌圧子	1
		鼻鏡	1
		鼻用エアウェイ	2
		ペンライト	1
		体温計	1

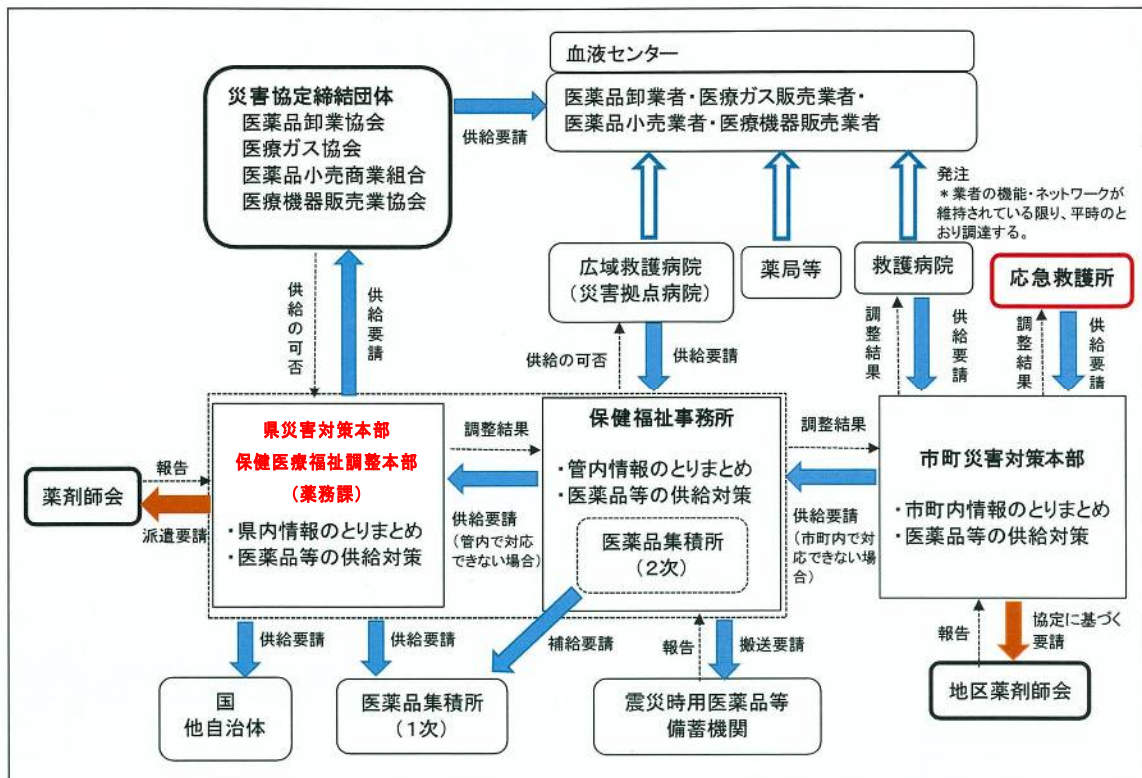
区分	品名	規格	数量	
医療 救護 用資 器材	手術用 手袋	手術用手袋	20 双	
	注射器	注射器 (針付きディスポ)	2.5ml	30
			5ml	20
			20ml	10
	輸液 セット	止血帯		2
		輸液セット		2
衛生 材料	ガーゼ	滅菌ガーゼ大/小	24/30	
		三角巾	6	
	脱脂綿	皮膚清浄綿	60 包	
		カット綿	100g	
	包帯	包帯 46mm×9m、56mm×9m	各1	
		包帯止	100	
	絆創膏	絆創膏 25mm×5m	1	
		救急絆	200	
		油紙	10	
		紙絆 9mm×10m	10	

3 震災時用医薬品等備蓄機関一覧

令和5年4月1日現在

地域	番号	備蓄機関の名称	備蓄 単位数	〒	所在地
東讃	1	さぬき市民病院	2	9	769-2393 さぬき市寒川町石田東甲 387 番地 1
	2	直島町立診療所	1		761-3110 香川郡直島町 2310 番地 1
	3	香川県立白鳥病院	2		769-2788 東かがわ市松原 963
	4	香川大学医学部附属病院	2		761-0793 木田郡三木町池戸 1750-1
	5	香川県東讃保健福祉事務所	2		769-2401 さぬき市津田町津田 930-2
小豆	6	小豆島中央病院	2	3	761-4301 小豆郡小豆島町池田 2060 番地 1
	7	香川県小豆総合事務所	1		761-4121 小豆郡土庄町測崎甲 2079-5
高松	8	高松市立みんなの病院	2	16	761-8538 高松市仏生山町甲 847 番地 1
	9	高松市民病院塩江分院	1		761-1612 高松市塩江町安原上東 99-1
	10	高松赤十字病院	2		760-0017 高松市番町四丁目 1-3
	11	社会福祉法人恩賜財団済生会支部	2		761-8076 高松市多肥上町 1331-1
	12	香川県厚生農業協同組合連合会	2		761-0186 高松市屋島西町 2105 番 17
	13	独立行政法人地域医療機能推進機構 りつりん病院”	2		760-0073 高松市栗林町三丁目 5-9
	14	高松病院	2		760-0018 高松市天神前 4-18
	15	香川県薬剤師会調剤薬局	1		760-0065 高松市朝日町一丁目 1-11
	16	香川県立中央病院	2		760-8557 高松市朝日町一丁目 2-1
中讃	17	坂出市立病院	2	14	762-8550 坂出市寿町三丁目 1-2
	18	社会医療法人財団大樹会 総合病院回生病院”	1		762-0007 坂出市室町三丁目 5-28
	19	独立行政法人労働者健康福祉機構香川 労災病院	2		763-8502 丸亀市城東町三丁目 3-1
	20	独立行政法人国立病院機構 四国こどもとおとなの医療センター”	2		765-8507 善通寺市仙遊町二丁目 1-1
	21	綾川町国民健康保険陶病院	2		761-2103 綾歌郡綾川町陶 1720-1
	22	香川県厚生農業協同組合連合会 滝宮総合病院	2		761-2305 綾歌郡綾川町滝宮 486
	23	香川県立丸亀病院	1		763-8518 丸亀市土器町東九丁目 291
	24	香川県中讃保険福祉事務所	2		763-0082 丸亀市土器町東八丁目 526
西讃	25	三豊市立みとよ市民病院	2	8	769-1101 三豊市詫間町詫間 6784 番地 206
	26	三豊市立西香川病院	2		767-0003 三豊市高瀬町比地中 2986 番地 3
	27	三豊総合病院	2		769-1695 観音寺市豊浜町姫浜 708
	28	香川県西讃保健福祉事務所	2		768-0067 観音寺市坂本町 7-3-18
合計	28 施設		50 単位		

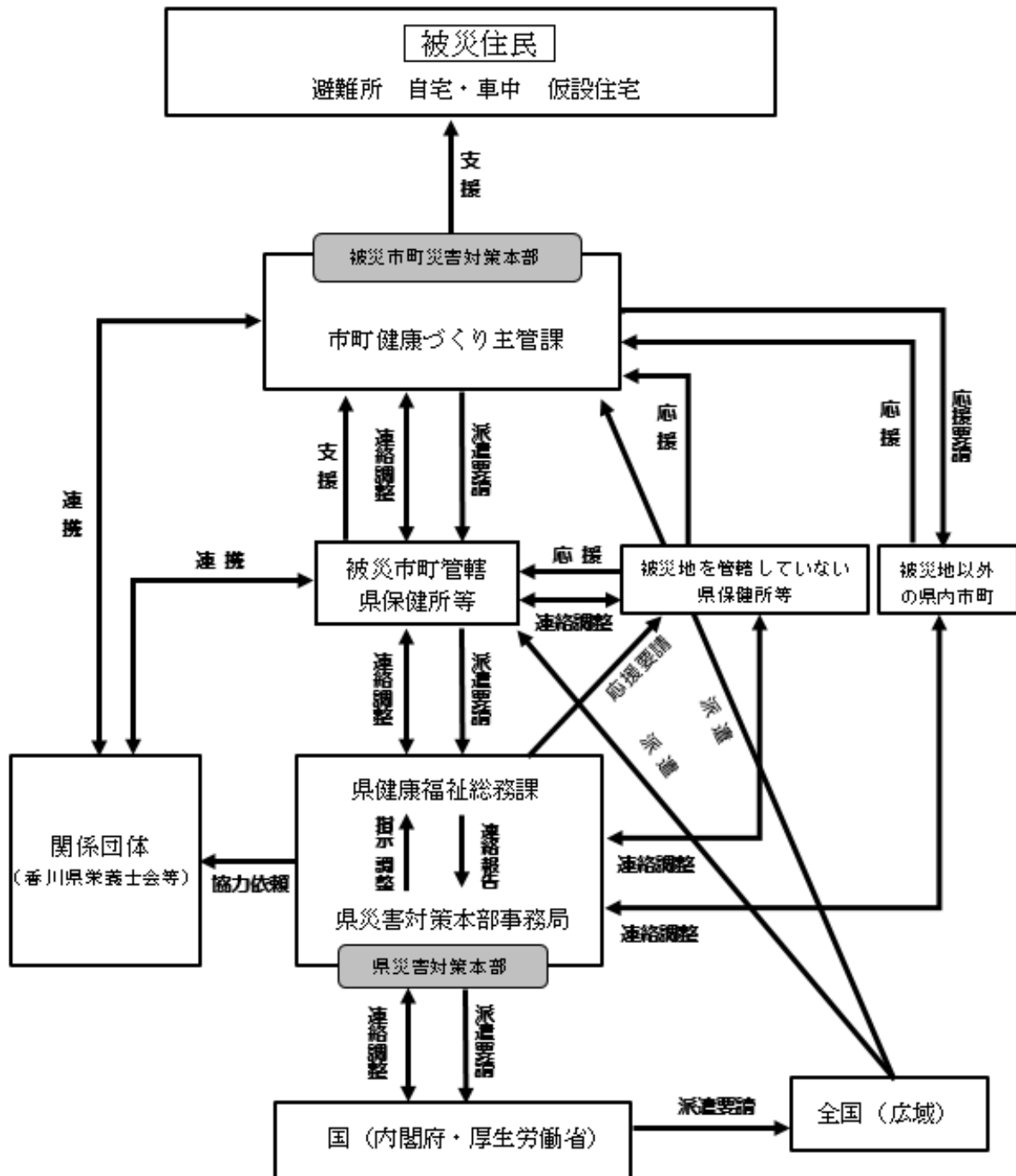
資料 7-6 医薬品等の調達・供給体制



- 【一般対策編 第2章 第18節 医療救護体制整備計画】
- 【一般対策編 第3章 第10節 医療救護計画】
- 【地震対策編 第2章 第10節 医療救護体制整備計画】
- 【地震対策編 第3章 第9節 医療救護計画】

【 8 保健・衛生関係】

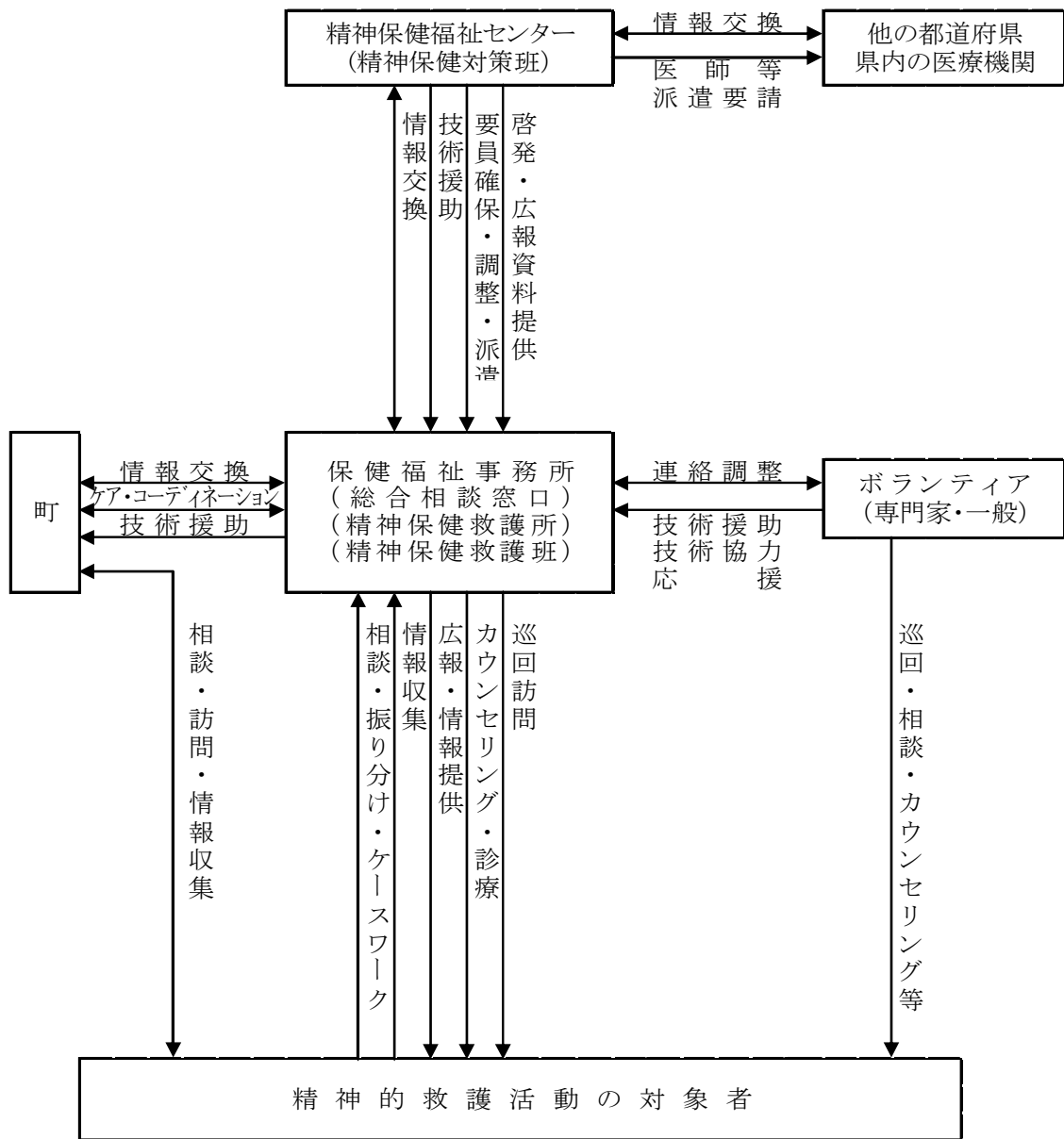
資料 8 - 1 栄養相談・指導活動体系図



【一般対策編 第3章 第17節 防疫及び保健衛生計画】

【地震対策編 第3章 第17節 防疫及び保健衛生計画】

資料 8-2 精神保健活動体系図



【一般対策編 第3章 第17節 防疫及び保健衛生計画】
 【地震対策編 第3章 第17節 防疫及び保健衛生計画】

資料 8 - 3 廃棄物処理施設、し尿処理施設

(1) ごみ処理施設

(令和6年3月31日現在)

名 称	設置主体	利用市	稼働年月	処理能力 (t/日)	所在地
高松市西部 クリーンセンター	高松市	高松市 綾川町	S63.3	280	高松市川部町 930-1

(2) し尿処理施設

(令和6年3月31日現在)

名 称	設置主体	構成市町	稼働年月	規模	処理方式	所在地
衛生センター	高松市	高松市 三木町 綾川町	H29.4	378 kl/日	下水投入	高松市朝日町 5-5-56
し尿中間貯留場	綾川町	綾川町 高松市 (国分寺町)	S62.3	500 m ³		高松市国分寺町 新名 2215-6

(3) 粗大ごみ処理施設

(令和6年3月31日現在)

名 称	設置主体	構成市町	稼働年月	規模 (t/5h)	処理方式	敷地面積	所在地
高松市西部クリーンセンター-粗大ごみ処理施設	高松市	高松市 綾川町	H9.3	100	併用	16,972 ごみ処理施設敷地内	高松市川部町 930-1

(4) 埋立処分施設

(令和7年3月1日現在)

名 称	設置主体	所在地	埋立開始年月	全体容量 (m ³)
一般廃棄物最終処分場	綾川町	綾歌郡綾川町西分乙 561	H15.12	81,600

【一般対策編 第3章 第18節 廃棄物処理計画】

【地震対策編 第3章 第18節 廃棄物処理計画】

資料 8 - 4 火葬場・遺体収容場所

(令和7年3月1日現在)

名 称	所在地	電 話	炉数
綾川斎苑	綾川町山田下 952-2	087-878-2189	3

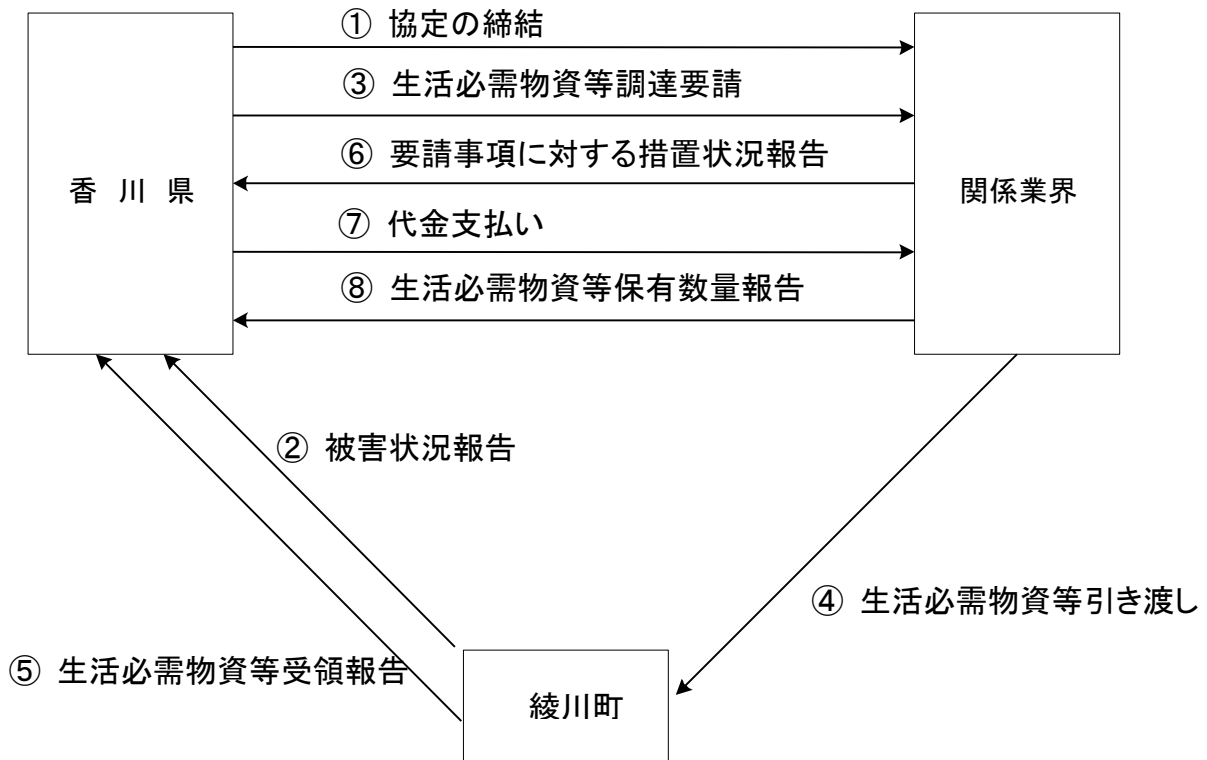
【一般対策編 第3章 第19節 遺体の搜索、処理及び埋葬計画】

【地震対策編 第3章 第19節 遺体の搜索、処理及び埋葬計画】

【9 食料品等の備蓄、調達関係】

資料9-1 生活必需物資等の調達方法

- ① 県と関係業界との間で生活必需物資等の調達に関する協定を締結(平常時)
- ② 町から県に対し被害状況報告
- ③ 県から関係業界に対し生活必需物資等の調達要請
- ④ 関係業界から町に対し生活必需物資等の引き渡し
- ⑤ 町から県に対し生活必需物資等の受領報告
- ⑥ 関係業界から県に対し要請事項に対する措置状況の報告
- ⑦ 県から関係業界へ代金の支払い
- ⑧ 関係業界から県に対し定期的に生活必需物資等の保有数量報告



【一般対策編 第3章 第16節 生活必需品等供給計画】
【地震対策編 第3章 第16節 生活必需品等供給計画】

資料9-2 防災倉庫等配置一覧

役場

	地区	設置箇所	住所
1	滝宮	綾川町役場本庁	滝宮299番地

町内各地区

	地区	設置箇所	住所
1	昭和	昭和公民館	畑田 2390 番地 8
2		昭和小学校	畑田 2373 番地 1
3	陶	陶公民館	陶 5866 番地 1
4		綾川中学校	陶 5593 番地 1
5		陶小学校	陶 5878 番地 1
6	滝宮	滝宮公民館	滝宮 297 番地 6
7		滝宮小学校	滝宮 1095 番地 1
8		道の駅滝宮うどん会館	滝宮 1578 番地
9	羽床	羽床公民館	羽床下 2259 番地 2
10	粉所	粉所公民館	粉所西甲 2087 番地 1
11		旧粉所小学校	粉所西甲 2060 番地
12	西分	西分公民館	西分 1377 番地
13		西分南部公民館	西分 2213 番地
14	山田	山田公民館	山田上甲 1313 番地 1
15		綾上小学校	山田上甲 1494 番地 1
16		B&G 綾上海洋センター	山田下 3694 番地 1
17	羽床上	羽床上公民館	羽床上 797 番地

【一般対策編 第2章 第21節 食料、飲料水及び生活物資確保計画】

【地震対策編 第2章 第13節 食料、飲料水及び生活物資確保計画】

資料 9-3 備蓄一覧

役場

		品 目
非常食	1	アルファ米
	2	マジックライス
	3	非常食セット
	4	保存水
	5	カンパン
消耗品	1	災害救助用毛布
	2	災害救助用マット
	3	救急セット(20人用)
	4	簡易トイレ
	5	ブルーシート
	6	トラロープ
	7	トラ土のう
	8	土のう袋
	9	非常用飲料水袋
備品	1	水中ポンプ
	2	土のう製作器
	3	救助用ボート
	4	発電機
	5	投光器
	6	ヘルメット
	7	浄水器

各地区公民館防災倉庫

		品 目
非常食	1	アルファ米
	2	非常食セット
	3	保存水
消耗品	1	災害救助用毛布
	2	災害救助用マット
	3	救急セット(50人用)
	4	ブルーシート
	5	トラロープ
	6	軍手
	7	非常用飲料水袋(40用)
	8	エアマット
備品	1	懐中電灯
	2	担架
	3	コードリール
	4	レイニーメガホン
	5	長靴
	6	ヘルメット
	7	救助工具箱セット
	8	ガソリン携行缶
	9	投光器
	10	発電機
	11	プライベートテント
	12	災害時用電話機

小学校、中学校、旧小学校、B&G 綾上海洋センター

		品 目
消耗品	1	ダンボールベッド
	2	間仕切りテント
	3	エアマット

道の駅滝宮うどん会館

		品 目
消耗品	1	簡易トイレ
	2	トラロープ
	3	アルミヒートブランケット
備品	1	投光器
	2	投光器三脚
	3	投光器コードリール
	4	マンホールトイレ(洋式)
	5	多機能ラジオライト
	6	充電器

【一般対策編 第2章 第21節 食料、飲料水及び生活物資確保計画】

【地震対策編 第2章 第13節 食料、飲料水及び生活物資確保計画】

【 10 交通・輸送関係】

資料 10-1 緊急輸送路

【町内の緊急輸送路】

		路線番号	路線名
県 指 定	第1次輸送確保路線		四国横断自動車道(高松自動車道)
			国道 32 号
	第2次輸送確保路線		国道 377 号
		13	県道三木綾川線
	第3次輸送確保路線	17	県道府中造田線
		184	県道綾川府中線
		39	県道国分寺中通線
	町指定優先啓開路線	167	県道粉所西中徳線
		174	県道千疋高松線
		182	県道千疋西分線
		183	県道綾川国分寺線
		185	県道造田滝宮線
		265	県道粉所西造田線
		276	県道高松琴平線
		278	県道綾歌綾川線
			町道大坪有岡上ノ原線
			町道本町有岡線
			町道宮藪奥池線
			町道萱原上向原線
			町道向原田所富川線
			町道富川大谷池線
			町道中央線
			町道川下中大林場所線
			町道西山松崎線
			町道山原本線
			町道萱原造田綾南線
			町道仲和田下和田線
			町道小野相津線
			町道田万高鷲線
			町道休場北山線
			町道小野川北線
			町道俊則長田線
			町道牛川堂谷線
			町道竹本常行線
			町道西空港線
			町道国弘線
			農免長柄線
			中讃南部地区大規模農道
			農免羽床上地区農道

【一般対策編 第2章 第19節 緊急輸送体制整備計画】

【一般対策編 第3章 第11節 緊急輸送計画】

【地震対策編 第2章 第11節 緊急輸送体制整備計画】

【地震対策編 第3章 第11節 緊急輸送計画】

【 1 1 避難収容関係】

資料 1 1 - 1 避難所一覧

地区	数	指定避難所名	室名	現収容 人員	住所	電話番号	洪水	土砂	地震	緊急避難 場所	避難所	備考
畑田・ 千足地区	1	昭和小学校	2F体育館	190	畑田 2373-1	877-0519	○	○	○	○	○	
	2	子育て支援施設きらり	1F遊戯室	20	畑田 671-8	877-2320	○	○	○	○		
	3	昭和こども園	1F遊戯室	20	畑田 2422-1	877-1391	○	○	○	○		
	4	昭和公民館	旧棟2F講義室	70	畑田 2390-8	877-1536	○	○	○	○	○	
陶地区	5	綾川中学校	1F体育館	320	陶 5595	876-1187	○	○	○	○	○	
	6	陶小学校	2F体育館	150	陶 5878	876-1182	○	○	○	○	○	
	7	陶こども園	1F遊戯室	40	陶 2087-1	876-1777	○	○	○	○		
	8	陶公民館	旧棟2F講義室	90	陶 5866-1	876-2553	○	○	○	○	○	
	9	国保総合保健施設えがお	2F多目的研修室	60	陶 1720-1	876-2525	○	○	○	○	○	
	10	総合運動公園(勤労者体育館)	1Fミーティングルーム、2Fアリーナ	300	陶 1536-1	876-3580	○	○	○	○		
滝宮・ 萱原・ 北地区	11	滝宮小学校	1F体育館	160	滝宮 1100	876-1183	○	○	○	○	○	
	12	滝宮こども園	2F遊戯室	40	萱原 791-1	876-1776	○	○	○	○		
	13	滝宮公民館	2F講義室	50	滝宮 297-6	876-1931	○	○	○	○	○	
	14	梅の里社会福祉センター	1F健康相談室、1F生活相談室	10	滝宮 276	876-4221	○	○	○	○		
	15	綾南農村環境改善センター	2F多目的ホール	70	滝宮 299	876-1906	○	○	○	○	○	
	16	道の駅滝宮うどん会館	フードコート、多目的スペース	20	滝宮 1578	876-5018	○	○	○	○		
	17	農業経営高等学校	1F武道館	240	北 1023-1	876-1161	○	○	○	○		
	18	ひだまり公園あやがわ	芝生広場	400	萱原 253-7		○	○	○	○		
小野・ 羽床下地区	19	羽床小学校	2F体育館	140	羽床下 2256	876-1184		○	○	○	○	
	20	羽床こども園	1F遊戯室	20	羽床下 2257-1	876-1775		○	○	○		
	21	羽床公民館	2F講義室	30	羽床下 2259-2	876-0120	○	○	○	○	○	
粉所東・ 粉所西地区	22	旧粉所小学校	1F体育館	120	粉所西 2060		○	○	○	○	○	
	23	粉所公民館	大会議室	20	粉所西甲 2087-1	878-2914	○	○	○	○	○	
西分地区	24	西分南部公民館	1F旧体育館	70	西分 2213	870-9387	○			○		
	25	旧西分小学校	1F体育館	100	西分 1406-2	878-2703	○			○		
	26	西分公民館	2F会議室	20	西分 1377	878-3065	○	△	○	○	○	
山田上・ 山田下・ 東分地区	27	東分地域交流館	1F旧遊戯室	10	東分甲 1245-1	878-0299	○	○	○	○		
	28	綾上小学校	1F体育館	160	山田上甲 1494-1	878-2004		○	○	○	○	
	29	山田こども園	1F遊戯室	30	山田上甲 1490	878-2680		○	○	○		
	30	山田公民館	2F大会議室	50	山田上甲 1313-1	878-2910	○	○	○	○	○	

地区	数	指定避難所名	室名	現収容人員	住所	電話番号	洪水	土砂	地震	緊急避難場所	避難所	備考
	31	綾上農村環境改善センター	1F多目的ホール	90	山田下 3300	878-2211	○	○	○	○	○	
	32	国保総合保健施設いきいきセンター	1F検診室、1F研修室	20	山田下 3352-1	878-2212		○	○	○	○	
	33	B&G綾上海洋センター	1F体育館、2F武道場	230	山田下 3694-1	878-3003	○	○	○	○	○	
羽床上・牛川地区	34	旧羽床上小学校	1F体育館	110	羽床上 788			○	○	○	○	
	35	羽床上こども園	2F遊戯室	20	羽床上 1023-1	878-1462		○	○	○		
	36	羽床上公民館	2F会議室	30	羽床上 797	878-1481	○	○	○	○	○	

△:RC構造の2階以上を利用する
(体育館などの場合は、校舎を利用する)

※ 収容人員は、延床面積の80%を有効面積と想定し、4㎡あたり1人で算出した値である。

【一般対策編 第2章 第20節 避難体制整備計画】

【一般対策編 第3章 第13節 避難計画】

【地震対策編 第2章 第12節 避難体制整備計画】

【地震対策編 第3章 第13節 避難計画】

資料 1 1 - 2 非常災害時における避難所指定に伴う申し合わせ

台風・地震等による非常災害が発生又は発生が予想される場合において、地域住民の安全確保のための避難施設の使用等について、綾南町(以下「甲」という。)と香川県立農業経営高等学校(以下「乙」という。)は、次により申し合わせをする。

1. 避難所の確認

- (1) 甲は、地域住民に避難勧告の必要があると予想される場合は、避難住民の受け入れについて乙に連絡し確認するものとする。ただし、地震等により被災した住民が避難所へ避難してきた場合、乙の職員がいるときは、ただちに受け入れ甲に連絡する。乙の職員がいないときは、甲が職員を派遣し避難させるとともに、乙に連絡するものとする。
- (2) 乙は、前号の規定による連絡があったときは、ただちに学校運営上の支障の有無、避難施設に関する事項等を把握し、甲に連絡をするものとする。

2. 職員の派遣

- (1) 甲は、避難勧告を発令した時、又は地域住民の緊急避難があったときは、ただちに職員を乙の施設に派遣するものとする。
- (2) 前号の職員は、避難住民に対する施設への誘導、施設・設備等の取り扱いの指導及び外部との連絡・調整を行なうものとする。

3. 施設の使用

- (1) 使用施設は、乙の「武道場(剣道場)」とする。ただし、前記以外の施設の使用が必要となった場合には、甲乙協議して決定する。(別紙「避難所等の位置図」)
- (2) 使用期間は、原則として避難勧告発令の場合は避難勧告発令の日から同勧告が解除される日まで、地震の場合は甲乙協議して決定する期間とする。
- (3) 避難所施設での必要な物品は、甲が準備するものとする。

4. 使用上の注意

- (1) 甲は、乙の施設を使用する場合には、行政財産の使用許可申請書(別紙様式)を乙に提出し許可を受けなければならない。ただし、事態が緊迫し事前に許可申請書を提出することができないときは、事後速やかに提出し、許可を受けるものとする。
- (2) 甲は、学校管理運営に支障が生じないよう避難住民を指導しなければならない。また、乙の職員は、甲の派遣する職員に必要な応じて協力をするものとする。
- (3) 甲は、避難住民が施設・設備等を破損又は紛失したときは、これに係る経費等を負担しなければならない。

5. 経費の負担

避難住民の受け入れに係る経費は、甲の負担とする。

6. 有効期間

この申し合わせ事項は、平成14年3月25日から平成15年3月31日までとし、有効期間満了日1ヶ月前までに甲又は乙から解除の申し入れがない場合には、この申し合わせはさらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

7. 協議事項

この申し合わせ事項に定めるもののほか必要な事項は、その都度甲乙協議する。

平成14年3月25日

(甲) 綾歌郡綾南町大字滝宮299番地

綾南町長 藤井 賢

(乙) 綾歌郡綾南町大字北1023番地1

香川県立農業経営高等学校長 宮本 忠

【一般対策編 第2章 第20節 避難体制整備計画】

【一般対策編 第3章 第13節 避難計画】

【地震対策編 第2章 第12節 避難体制整備計画】

【地震対策編 第3章 第13節 避難計画】

(別紙様式)

行政財産使用許可申請書

平成 年 月 日

香川県立農業経営高等学校長 殿

綾歌郡綾川町滝宮299番地
綾川町長 藤井 賢

下記行政財産の使用の許可を願いたく申請します。

記

1. 名 称 香川県立農業経営高等学校 武道場
2. 場 所 綾歌郡綾川町北1023番地1
3. 使用期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日
4. 使用の目的 非常災害発生に伴う地域住民の避難所

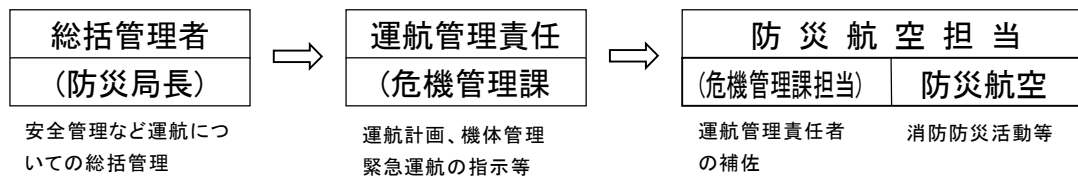
【 1 2 その他】

資料 1 2 - 1 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等

運航体制

- 1 運航基地 香川県高松市香南町岡(高松空港) 四国航空(株)内
- 2 運航日数 365日勤務
- 3 運行時間 午前8時30分から午後5時15分まで(緊急時は、日の出から日没まで)
- 4 隊の構成 航空隊員(県内の消防(局)本部から派遣)8名及び民間委託している操縦士並びに整備士等で構成

5 運航管理



6 活動別搭乗人員

	職種	操縦士	整備士	航空隊員	航空隊員の役割
	航空隊員の常駐人員	1名	1名	5~6名	
ヘリ活動時の搭乗人員	① 救急活動	1名	1名	2~4名	活動内容により要員を決定する
	② 救助活動	1名	1名	4名	機内安全要員 1名 機内操作要員 1名 降下要員 2名
	③ 火災防御活動	1名	1名	2名	機内安全要員 1名 散水操作要員 1名
	その他活動	1名	1名	1~5名	活動内容により要員を決定する
	休日体制	1名	1名	5~6名	
	夜間体制	—	—	—	

* 災害状況により変更する場合がある。

運航基準

防災ヘリコプターの運航基準については、「香川県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「香川県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるが、概要は次のとおりである。

1 防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急対策活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防対策活動
- (7) 消防防災訓練活動
- (8) 一般行政活動
- (9) その他総括管理者が必要と認める活動

2 災害別活動内容(緊急運航)

救急	①「香川県防災ヘリコプターによる救急搬送の要請基準」に基づく要請があった場合 ② 転院搬送で、医師が、ヘリコプターによる搬送が必要と判断し、かつ、医師等の専門知識を有するものが搭乗できる場合
救助	① 高層ビル等火災における救助 ② 水難事故及び山岳遭難等における捜索・救助 ③ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故救助 ④ その他特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
災害 応急 対策	① 被災状況の偵察、情報収集活動 ② 救援物資、人員、資機材等の搬送 ③ その他災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
火災 防 御	① 偵察、情報収集活動 ② 林野火災における空中消火 ③ 資機材等の搬送 ④ その他火災防御上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

香川県防災ヘリコプターによる救急搬送の要請基準

次の1.～3.のいずれかに該当する場合には、消防機関及び直島町は、可及的速やかに香川県防災航空隊に防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

1. 事故等の目撃者等から一(1)から(10)のいずれかの症例等の119番通報があり、受信した指令課(室)員が、二に掲げる地理的条件に該当すると判断した場合

一 症例等

(1) 自動車事故

イ 自動車からの救出

ロ 同乗者の死亡

ハ 自動車の横転

ニ 車が概ね50cm以上つぶれた事故

ホ 客室が概ね30cm以上つぶれた事故

ヘ 歩行者若しくは自転車が、自動車にはねとばされ、又はひき倒された事故

(2) 自動車事故

イ 時速35km程度以上で衝突した事故

ロ ライダーがオートバイから放り出された事故

(3) 転落事故

イ 3階以上の高さからの転落

ロ 山間部での滑落

(4) 窒息事故

イ 溺水

ロ 生き埋め

(5) 列車衝突事故

(6) 航空機墜落事故

(7) 傷害事件(撃たれた事件、刺された事件)

(8) 重傷が疑われる中毒事件

(9) バイタルサイン

イ 目を開けさせる(覚醒させる)ためには、大声で呼びかけつつ、痛み刺激(つねる)を与えることを繰り返す必要がある(ジャパンコーマスケールで30以上)

ロ 脈拍が弱くてかすかしかふれない、全く脈がないこと

ハ 呼吸が弱くて止まりそうであること、遠く、浅い呼吸をしていること、呼吸停止

ニ 呼吸障害、呼吸がだんだん苦しくなってきたこと

(10) 外傷

イ 頭部、頸部、躯幹又は、肘もしくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血

ロ 2ヶ所以上の四肢変形又は四肢(手指、足趾を含む。)の切断

ハ 麻痺を伴う肢の外傷

ニ 広範囲の熱傷(体のおおむね1/3を超えるやけど、気道熱傷)

ホ 意識障害を伴う電撃症(雷や電線事故で意識がない)

へ 意識障害を伴う外傷

(11) 外傷

イ けいれん発作

ロ 不穏状態(酔っぱらいのように暴れる状態)

ハ 新たな四肢麻痺の出現

ニ 強い痛みの訴え(頭痛、胸痛、腹痛)

二 地理的条件

(1) 事案発生地点がヘリコプターの有効範囲(救急車又は船舶を使用するよりも、ヘリコプターを使用するほうが、覚知から病院到着までの時間を短縮できる地域をいう。)内であること

(2) (1)には該当しないが、諸般の事情(地震、土砂崩れ等によって事案発生地に通じる道路が寸断された場合等)により、ヘリコプター搬送をすると、覚知から病院搬送までの時間を短縮できること

2. 1. に該当しない場合であっても、事案発生地までの距離等により、ヘリコプターを使用すると救急自動車又は船舶を使用するよりも30分以上搬送時間が短縮できる場合

3. 現場の救急隊員からの要請がある場合

緊急運航応援要請の方法

香川県内の市町長又は消防の一部事務組合管理者の知事に対する防災ヘリコプターの緊急運航の要請は、「香川県防災ヘリコプター応援協定」及び「香川県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるが、概要は次のとおりである。

1 要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次のいずれかに該当し、かつ、公共性、緊急性が高く、防災ヘリコプターの活動を必要とする場合に、市町長又は消防の一部事務組合管理者は要請を行うものとする。

(1)救急活動

(2)救助活動

(3)災害応急対策活動

(4)火災防御活動

2 応援要請の方法

知事(危機管理課)に対する要請は、電話又はファクシミリにより、次の事項について連絡を行うとともに、事後すみやかに「防災ヘリコプター緊急運航要請書」を提出する。

(1)災害等の種別

(2)災害等の発生場所及び被害の状況

(3)災害等発生現場の気象状態

(4)飛行場外離着陸場の所在地及び支援体制

- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) 災害現場の指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (7) その他必要な事項

3 緊急要請連絡先

香川県防災航空隊 TEL(NTT) 087-879-0119
087-879-1900
FAX(NTT) 087-879-1400
TEL(防災) 433-561
FAX(防災) 433-581

※

夜間(17時15分～8時30分)に連絡を要する場合は、県庁危機管理課(不在の場合は県庁守衛室)へ行くこと。

- ・県庁危機管理課 TEL(NTT) 087-832-3186(防災担当)
TEL(防災) 200-5066
- ・県庁守衛室 TEL(NTT) 087-831-1111
TEL(防災) 200-7-2165

4 緊急運航の要件

緊急運航は、原則として、次の要件を満たす場合に運航するものとする。

- (1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害等から保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合)
- (3) 非代替性 防災ヘリコプター以外に適切な手投がないこと。
(既存の資機材等では、十分な活動が期待できない、又は活動できない場合。)

5 受入れ体制

緊急運航を要請した市町長又は消防の一部事務組合管理者は、防災航空隊と緊密な連絡をとるとともに、必要に応じ、次の受け入れ体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への手配
- (3) 傷病者の空輸の適否についての確認
- (4) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (5) その他必要な事項

6 報告

緊急運航を要請した市町長又は消防の一部事務組合管理者は、災害等が収束した場合、「災害等状況報告書」を運航管理責任者(香川県危機管理課長)に報告するものとする。

7 経費負担

応援に要する運航経費は、香川県が負担する。

【一般対策編 第2章 第17節 防災業務体制整備計画】

【一般対策編 第3章 第10節 医療救護計画】

【一般対策編 第3章 第36節 林野火災対策計画】

【地震対策編 第2章 第9節 防災業務体制整備計画】

【地震対策編 第3章 第9節 医療救護計画】

資料 12-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考					
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送 費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。					
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出する費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,775,000円以内とする。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等数人以上に供与する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内					
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,140円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具 その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全半壊(焼)、流失、床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物質の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全 壊 全 焼 全 流 失	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
			冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
		半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
冬	9,800		12,800	18,100	21,500	27,100	3,500		

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	1 住家の被害拡大を防止するための緊急の修理 1世帯当り 50,000 円 2 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分 1世帯当り ア イに掲げる世帯以外の世帯 706,000 円 イ 半壊又は半焼に準する程度の損壊により被害を受けた世帯 343,000 円	災害発生の日から3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては6ヵ月以内)	
学用品の給与	住宅の全壊(焼)流失、半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(※2)、中学校生徒(※3)及び高等学校等生徒(※4)	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当り次の金額以内 小学校児童 4,800 円 中学校生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の日から(教科書)1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当り 大人(12歳以上) 211,300円以内 小人(12歳未満) 168,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実績	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗淨、消毒等) 1体当り 3,400 円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り 5,300 円以内 検 案 救護班以外は慣行料金	災害発生 の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの 購入費等が必要な場合は当該地域 における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関に障害物が運びこまれていたため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 138,700 円以内	災害発生 の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実 施が認められ る期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 22,200 円以内 薬剤師、診療放射線技師、 臨床検査技師、臨床工学技 士及び歯科衛生士 15,600 円以内 保健師、助産師、看護師、准 看護師 15,700 円以内 救急救命士 15,500 円以内 土木技術者、建築技術者 16,500 円以内 大工 21,200 円以内 左官 22,000 円以内 とび職 21,800 円以内	救助の実 施が認められ る期間以内	1 時間外勤務手当は、日当の額を基礎とし、県の常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内。 2 旅費は、日当の額を基礎とし、職員等の旅費に関する条例(昭和27年香川県条例第32号)の規定により定められた額の範囲内において、県の常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内。

※1 この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

※2 特別支援学校の小学部児童を含む。

※3 中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。

※4 高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒

【一般対策編 第3章 第8節 災害救助法適用計画】

【地震対策編 第3章 第7節 災害救助法適用計画】

資料 1 2 - 3 町内の文化財

指定区分	名称	員数	所在地	所有者 (管理団体)	指定・登録 年月日
重要文化財(彫刻)	木造地藏菩薩立像	1 軀	綾川町山田下 2295-1	法道寺	昭 4.4.6
重要文化財(彫刻)	木造十一面観音立像	1 軀	綾川町滝宮 1346-5	堂床区(綾川町)	昭 30.2.2
重要無形民俗文化財	滝宮の念仏踊		綾川町	滝宮念仏踊保存会	昭 52.5.17
県指定無形民俗文化財	綾南の親子獅子舞		綾川町	綾南の親子獅子舞 保存会	昭 52.7.26
県指定史跡	ますえ畑瓦窯跡	2 基	綾川町北山田西 1219-3	綾川町	昭 43.6.4
県指定史跡	すべつと窯跡	1 棟	綾川町陶 1554-25	綾川町	昭 43.6.4
登録有形文化財	綾菊酒造(旧泉谷酒 造場)仲酒蔵	1 棟	綾川町山田下字桜本 3393-1	泉谷邦恵	平 18.3.2
登録有形文化財	綾菊酒造(旧泉谷酒 造場)東酒蔵	1 棟	綾川町山田下字桜本 3393-1	泉谷邦恵	平 18.3.2
登録有形文化財	綾菊酒造(旧泉谷酒 造場)離れ座敷	1 棟	綾川町山田下字桜本 3393-1	泉谷邦恵	平 18.3.2
登録有形文化財	綾菊酒造西酒蔵	1 棟	綾川町山田下字桜本 3393-1	綾菊酒造(株)	平 18.3.2
登録有形文化財	芋坂家住宅長屋門	1 棟	綾川町西分字東裏谷 1443	芋坂定	平 22.4.28
町指定有形文化財(彫刻)	木造牛頭天王像	1 軀	綾川町滝宮 1314	滝宮天満宮	昭 51.9.14
町指定有形文化財(彫刻)	木造孔子像	1 軀	綾川町滝宮 1314	滝宮天満宮	昭 51.9.14
町指定有形文化財(書跡)	天満宮記	1 巻	綾川町滝宮 1314	滝宮天満宮	昭 51.9.14
町指定有形文化財(書跡)	滝宮念仏踊制札	2 枚	綾川町滝宮 1314	滝宮天満宮	昭 51.9.14
町指定有形文化財 (考古資料)	龍燈院跡出土古瓦	6 枚	綾川町滝宮 1314	滝宮天満宮	昭 51.9.14
町指定無形民俗文化財	主基斎田お田植え祭		綾川町山田上甲 1484-7	主基斎田保存会	平 12.6.18

【一般対策編 第2章 第22節 文教災害予防計画】

【一般対策編 第3章 第22節 文教対策計画】

【地震対策編 第2章 第14節 文教災害予防計画】

【地震対策編 第3章 第22節 文教対策計画】

資料 12-4 広域航空応援受援マニュアル

第1 目的

本マニュアルは、香川県域において、大規模災害が発生した場合、広域航空応援に係る受け入れについて、迅速かつ的確に対応するための必要事項を定めるものとする。

第2 対象とする災害

本マニュアルを適用する災害は、地震、石油コンビナート、林野等の大規模な火災等で、広域的な航空受援を必要とする災害とする。

第3 航空隊員等の動員計画と連絡系統

隊長(又は副隊長)は、原則として災害出動中以外の運航を除き、全ての業務飛行を中断又は中止させ、「香川県防災航空隊の地震等災害発生時における動員計画」の連絡系統により、勤務を要しない隊員を含め全員を航空隊に参集させるものとする。また、運航管理委託先に対しては、運航、整備の動員計画を事前に立案させ、それに基づき運航担当者、整備担当者は参集するものとする。

第4 航空隊員の参集方法

可能な交通手段を用いて参集する。

- (1) 参集連絡を受信時、航空隊事務所到着予想時刻を連絡すること。
- (2) 参集途上における被害状況の把握に努めること。
- (3) 何らかの理由により参集できない場合は、その旨を隊長に報告し、指示を受けること。

第5 航空隊の初動体制

隊長は、災害発生入電と同時に、出動体制の準備を行うと共に、応援消防・防災航空隊を県と調整・選定する。要請先を決定すれば、直ちに応援消防・防災航空隊に対し、受援に伴う情報提供を情報確認表(第1号様式)により、FAX等で出動待機依頼を行うものとする。

1 航空隊員(勤務者)の任務

- (1) 航空隊員(勤務者)は、災害の内容、規模等を考慮し航空機に必要な資器材を搭載、出動準備体制を整え、準備が完了すれば隊長に報告するものとする。
- (2) 格納庫および高松空港基地内に不具合が生じ、機体の搬出ができない場合は、直ちに危機管理課長へ連絡するものとする。
- (3) 出動準備内容
 - ア 災害に対応する資器材の準備、搭載
 - イ 個人装備品の搭載
 - ウ 格納庫から機体搬出補助
 - エ 受援に伴う情報提供資料の準備、発送
 - オ 飛行場外離着陸場の選定(選定条件)
 - * 災害発生現場の直近で、現場指揮本部から連絡が容易な場所
 - * 同時に3~4機着陸駐機が可能な場所カ 発災消防本部等への地上支援指示

(指示内容)

- * 飛行場外離着陸場での警戒、散水
- * 飛行場外離着陸場使用に伴う関係機関への連絡
- * 離着陸ポイントにHマークの標示(直径7m)
- * 離着陸の支障とならない所に吹流しの設置
- * 発災場所の地図の準備(1/10,000)
- * 現場指揮本部との連絡手段(県内共通波)の確保
- * 水利の確保等その他必要事項

2 機長の任務

- (1) 担当機長は、災害発生を入電した際は、速やかに出動準備を行い隊長に報告するものとする。
- (2) 出動準備内容
 - ア 災害内容の確認
 - イ 飛行場外離着陸場の選定
 - ウ 気象状況の確認
 - エ 飛行ルート決定
 - オ 飛行計画の作成
 - カ スポットの確保
 - キ その他必要事項

3 整備士の任務

- (1) 担当整備士は、災害発生を入電した際は、速やかに出動準備を行い、トーイングカーで駐機スポットまで牽引、点検後隊長に報告するものとする。
- (2) 出動準備内容
 - ア 航空機の点検準備
 - イ 飛行場外離着陸場での燃料補給体制の確保
 - ウ その他必要な事項

4 運航管理の任務

運航管理担当者は、災害を入電した際は、航空機が運航に必要な情報の収集を行うとともに、関係機関との連絡調整ならびに燃料補給等の調整を行うものとする。

5 招集航空隊員の任務

招集の指示により参集した隊員は、災害の内容、規模等により支援車に必要な資器材を積載し直ちに飛行場外離着陸場へ出向し応援機受け入れ準備等を行うものとする。

第6 航空機の出動と災害状況報告及び応援航空隊正式要請等

航空隊員(勤務者)は、航空機の出動準備と要請先への情報提供が完了次第直ちに航空機で出動し、災害状況の偵察及び情報収集活動等を行い結果を報告するものとする。

1 報告先

- (1) 香川県危機管理課(防災行政無線 ぼうさいかがわヘリ1→ぼうさいかがわ)
- (2) 発災地現場指揮本部(消防無線 県内共通波149.69MHz(FM))

2 報告内容

- (1) 災害現場を撮影したビデオテープ等
- (2) 火災発生状況及び風水害状況等
 - ア 延焼範囲
 - イ 延焼方向
 - ウ 倒壊家屋の状況
 - エ 土砂崩れ等の状況
 - オ 水没地区、家屋の状況
 - カ 河川、ため池の状況
- (3) 主要道路の状況等
 - ア 国道の崩壊(水没)状況
 - イ 県道の崩壊(水没)状況
 - ウ 橋りょうの崩壊(水没)状況
- (4) 海岸線の状況
 - 高潮等の状況
- (5) 石油港地等危険物施設の状況
 - ア 災害発生状況
 - イ 油等の漏洩状況
 - ウ タンク破損状況
- (6) 情報収集時の搭載資器材
 - ア ビデオカメラ(テープ、予備バッテリー)
 - イ デジタルカメラ、カメラ(フィルム予備)

3 応援航空隊正式要請

隊長は、偵察・情報収集活動の結果を基に、発災指揮本部長及び危機管理課に対し災害状況に応じた必要応援機体数を進言する。指揮本部長の決定を受けて、危機管理課に報告するとともに、県を通じて待機依頼中の応援航空隊に対して正式出動要請を行う。

また、自衛隊航空部隊の要請については、応援消防・防災航空隊による災害対応が難しいと判断した場合、発災指揮本部長及び危機管理課に対し、自衛隊航空部隊の増強を進言する。指揮本部長の決定を受け、香川県が派遣要請を行い、指揮本部長を中心に活動内容、航空管制について協議を行う。

第7 飛行場外離着陸場での応援航空機受入体制の確保

航空隊は、災害の状況報告終了後、直ちに飛行場外離着陸場での応援機の受け入れ体制を確保するものとする。

- 1 飛行場外離着陸場でのGOPを行うとともに無線(航空波等)により航空管制を行う。

使用区分 (チャンネル)			周波数
消防・	消防波	全国	全国共通波 1 150.73MHz

防災ヘリ			全国共通波 2	148.75MHz
			全国共通波 3	154.15MHz
	航空波	全国	航空機相互間	122.6MHz
			災害時飛行援助通信	123.45MHz
自衛隊ヘリ	航空波	全国	災害時飛行援助通信	123.45MHz

2 飛行場外離着陸場上空における航空管制については、原則として次の要領で実施する。

- (1) 交信してきた応援機の位置、高度を確認する。
- (2) 進入については、交信してきた順に進入させる。
- (3) 多数機が飛来してきた場合は、あらかじめ設定したスポットに安全確保を図りながら着陸させる。

第8 応援航空隊との作戦会議

隊長は、各応援機が到着次第、各応援隊長等に災害状況の概要を説明するとともに、活動方針を協議するものとする。

1 応援航空隊として活動できる内容の確認

- (1) 偵察、空撮
- (2) 救出、救急、消火活動、
- (3) 物資、人員搬送

2 応援航空隊の活動ローテーションの作成

3 燃料補給要領等の確認

第9 応援航空隊の活動

広域航空応援に係る活動の種別は、次のとおりとする。

- 1 災害応急対策活動：現場把握・情報収集・指揮支援等の活動、物資、人員等の輸送活動
- 2 救急活動：救急搬送のための活動
- 3 救助活動：人命救助のための活動
- 4 火災防御活動：消火のための活動

第10 応援航空隊到着後の航空隊の組織体制及び任務分担

1 隊長は、現場指揮本部、飛行場外離着陸場等で各航空機の運航調整に関し応援航空機指揮者との連絡調整にあたり、各航空機を統括し、運航に関する指示を行う。

なお、航空隊の組織体制を別表1「航空隊の組織体制」に示し、隊員は別表2「航空隊の組織体制(隊員指定表)」に示す。

2 航空隊の任務分担は、別表3「航空隊の任務分担」のとおりとする。

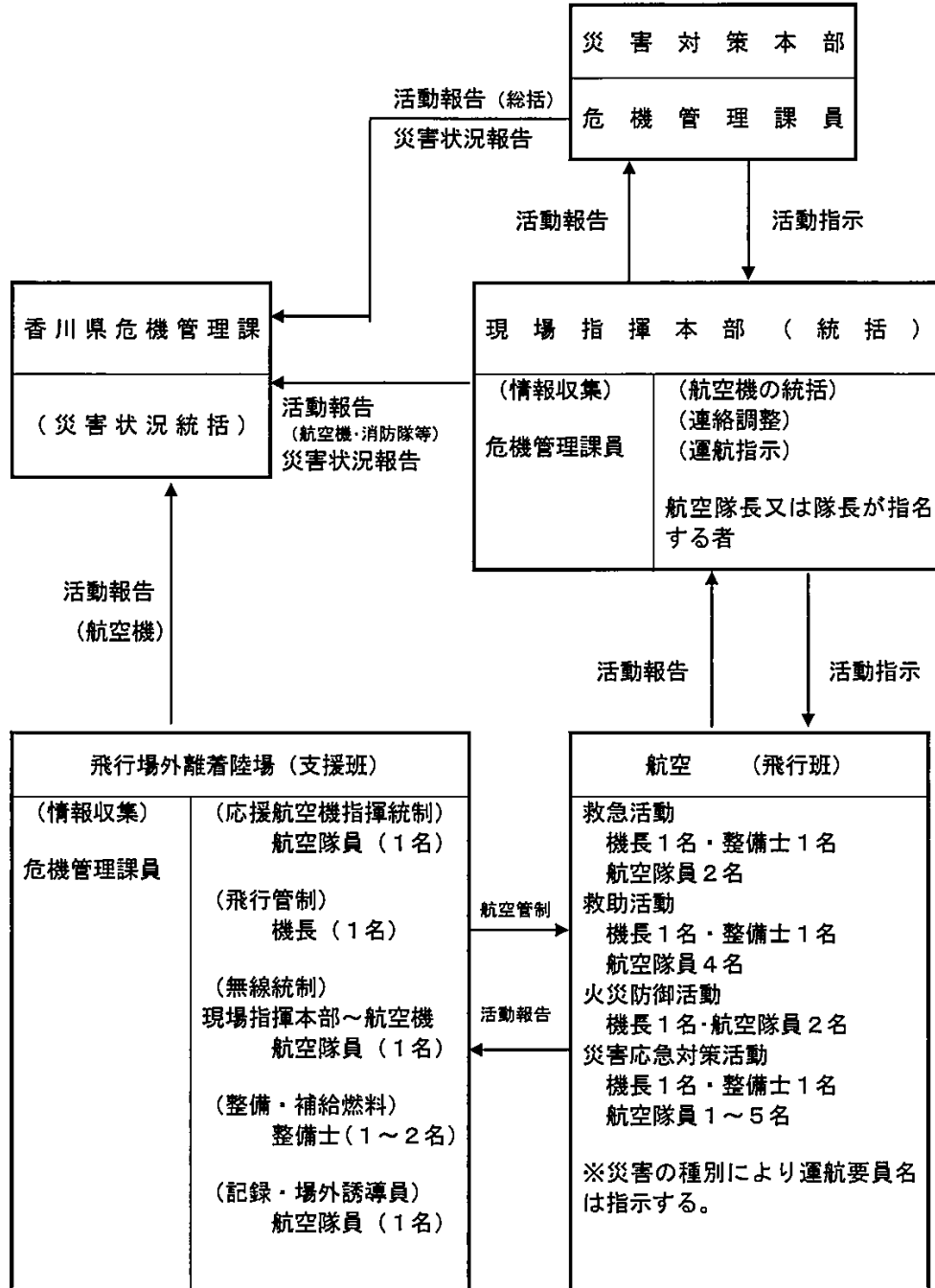
第11 応援航空隊の活動記録管理

各応援航空隊の活動記録実績の記録管理は、次の様式により取りまとめ、緊急運航報告書とともに運航管理責任者へ報告するものとする。

- 1 災害の経緯 …………… 第2号様式

- 2 応援航空隊活動状況 第3号様式
- 3 広域航空消防応援に係る自治体経費状況調べ 第4号様式

航空隊の組織体制



別表2

航空隊の組織体制(隊員指定表)

現場指揮本部(統括)		
航空隊長又は航空隊長が指名する者(1名)		
飛行場外離着陸場(支援班)		航空(飛行班)
指揮統制 応援機	航空隊長又は航空隊長が 指名するもの(1名)	<ul style="list-style-type: none"> ・操縦士 防災担当機長 ・航空隊員 災害種別により運航要員名は 隊長が指示する。(2~4名) ・整備 防災担当整備士
飛行管制	防災担当機長	
無線統制	航空隊員(1名)	
補給燃料 整備	防災担当整備士	
記録	航空隊員(1名)	

別表3

航空隊員の任務分担

任務		担当	内容
現場指揮本部	統括	航空隊長又は航空隊長 が指名する者 (1名)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部等の調整 2 応援航空隊の活動方針の決定、指示 3 情報収集及び取得情報の伝達指示
飛行場外離着陸場 (支援班)	航空機 指揮統制	航空隊長又は航空隊長 が指名する者(1名)	<ol style="list-style-type: none"> 1 応援航空隊の活動調整 2 情報収集及び取得情報の伝達指示
	航空管制	防災担当機長(1名)	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域航空機飛行、離着陸時における 無線統制 2 応援機駐機場の割り当て 3 ノータムに関すること
	無線統制	航空隊員(1名)	<ol style="list-style-type: none"> 1 応援航空機、現場指揮本部等の連絡 調整
	整備 補給燃料	防災担当整備士 (1名)	<ol style="list-style-type: none"> 1 応援隊整備従事者との連絡調整と整備 に関すること 2 補給燃料の確保、補給場所の指定と 燃料補給時の安全確保 3 燃料補給等の記録管理 4 飛行場外離着陸場への機体誘導と離 着陸上での機体保全
	記録	航空隊員(1名)	<ol style="list-style-type: none"> 1 活動班及び応援隊の活動記録 2 飛行場外離着陸場での各支援補助
飛行班	飛行	航空隊員(2~4名) 防災担当機長(1名) 防災担当整備(1名)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害防御等飛行活動

情報確認表

(香川県防災航空隊)

災害種別			
災害発生場所			
災害の現況			
気象状況 (災害発生場所)	天候	風向	風速 視程
現地の場外離着陸場の 位置、名称			
飛行場外離着陸場での 航空管制	航空機相互間	災害時飛行援助通 信	消防全国波
	AM波 122.6MHz	AM波 123.45MHz	FM波 150.73MHz
給油体制	場所	方法	ドラム給油
			空港給油
その他必要事項			

※場外・現地の図面 FAX

第3号様式

平成 年 月 日

(応援航空隊活動状況)

機番:

航空隊

No.	飛行時間		飛行内容	搭乗人員	放水回数	燃料補給	
	時間帯	飛行時間				給油量(ℓ)	場所
1	~			P-、M- R-			
	~						
2	~						
	~						
3	~						
	~						
4	~						
	~						
5	~						
	~						
6	~						
	~						
7	~						
	~						
8	~						
	~						
9	~						
	~						
10	~						
	~						
合計	活動時間						
	備考 要請機関						
	要請時間						
	要請解除						
	要請内容						
	使用場外						

広域航空消防応援などの自治体経費状況調

関係先	連絡先		経費等									備考	
			航空燃料(単位:リットル)			人件費関係(派遣人員)							
			日	日	計	日		日		計			
						P	M	R	P	M	R		P
広 域 的 応 援 分	県	TEL											
		FAX											
	航空隊	TEL											
		FAX											
	県	TEL											
		FAX											
	航空隊	TEL											
		FAX											
	県	TEL											
		FAX											
	航空隊	TEL											
		FAX											
消防局	TEL												
	FAX												
航空隊	TEL												
	FAX												
消防局	TEL												
	FAX												
航空隊	TEL												
	FAX												
消防局	TEL												
	FAX												
航空隊	TEL												
	FAX												
日 計			各隊基地	各隊基地	各隊基地								
			現地	現地	現地								
			高松空港	高松空港	高松空港								
			DM (別紙)	DM (別紙)	DM (別紙)								

※ 給油会社(0000様) 連絡先:087-000-0000 (担当 〇〇 連絡先:090-000-0000)
 ※ 高松空港燃料価格 1リットル当り 円 (税抜)
 ※ 現地ドラム燃料価格 1リットル当り 円 (税抜)

【一般対策編 第3章 第2節 広域的応援計画】

【地震対策編 第3章 第2節 広域的応援計画】

【13 様式等】

資料13-1-1 配備人員報告書

年 月 日

配備人員報告書

総務課

様

課長

印

- 1 配備事由 : _____
- 2 配備の区分 : 第 次 配備 _____
- 3 参集の時刻 : _____ 年 月 日 時 分 _____
- 4 配備人員名簿 : _____ 年 月 日 時 現在 _____

	氏名	配置場所	勤務に服した時刻	備考
1			: ~ :	
2			: ~ :	
3			: ~ :	
4			: ~ :	
5			: ~ :	
6			: ~ :	
7			: ~ :	
8			: ~ :	
9			: ~ :	
10			: ~ :	
11			: ~ :	
12			: ~ :	

【一般対策編 第3章 第1節 活動体制計画】

【地震対策編 第3章 第1節 活動体制計画】

資料 13-1-2 配備体制別配備人員集計表

配備体制別配備人員集計表												
配備事由 :												
平成 年 月 日										No. /		
役職名			第1次配備			第2次配備			第3次配備			
町長												
副町長												
教育長												
参事兼総務課長												
支所長												
課 名			課 員			課 員			課 員			
総務課					人			人			人	
会計室					人			人			人	
議会事務局					人			人			人	
経済課					人			人			人	
建設課					人			人			人	
下水道課					人			人			人	
水道課					人			人			人	
健康福祉課					人			人			人	
保険年金課					人			人			人	
学校教育課					人			人			人	
生涯学習課					人			人			人	
陶病院					人			人			人	
住民生活課					人			人			人	
税務課					人			人			人	
綾上支所					人			人			人	
合 計					人			人			人	

【一般対策編 第3章 第1節 活動体制計画】
【地震対策編 第3章 第1節 活動体制計画】

資料 13-1-3 災害概況即報

綾川町第1号様式〔災害概況即報〕

災 害 概 況 即 報

災害名 : _____ (第 報)

※ 項目ごとに情報源を明記すること。
 (住民情報、自主防災組織通報、
 その他民間通報、消防・警察官通報、
 その他機関通報 及び現地確認)

報告日時	年 月 日 時 分
町 名	綾 川 町
所 属 名	課
報告者名	

※ 項目ごとに確認、未確認の別を明記すること。

災害の概況	災害種別	地震、水害、火災、その他			発生日時	年 月 日 時 分				
	(地区ごとの被害の有無及び概況、施設ごとの被害の有無及び概況等) ※ 確認場所: 綾川町 _____									
被害状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊 (流失)	棟	一部損壊	棟
		重傷者 軽傷者	人 人	計	人		半壊	棟	床上浸水 床下浸水	棟 棟
(火災の発生の有無及び状況、道路・橋梁の状況、電気・水道・ガスの状況等)										
応急対策の状況	(応急措置、避難状況、自主防災組織・住民の動向、消防・警察官・その他関係機関との連絡状況)									

【一般対策編 第3章 第8節 災害救助法適用計画】

【地震対策編 第3章 第7節 災害救助法適用計画】

資料 13-1-4 被害状況報告書（概況・中間・確定）兼被害調査別集計表

被害状況報告書(概況・中間・確定)兼被害調査別集計表																			
月 日 時 分現在																			
報告者	班 名			氏 名															
受信者	班 名			氏 名															
災害の種類		災害発生日時										年	月	日					
人的被害	死 亡			行方不明			負 傷 者												
							重 傷 者			軽 傷 者									
			人			人				人				人					
住家の被害	全壊			半壊			一部損壊			床上浸水			床下浸水						
	棟	世帯	人数	棟	世帯	人数	棟	世帯	人数	棟	世帯	人数	棟	世帯	人数				
非住家被害	全 壊			半 壊			そ の 他 浸 水 等												
			棟			棟													
田畑の被害	流 水			埋 没			冠 水			家畜の被害	牛 馬								
	田		ha			ha			ha		鶏								
	畑		ha			ha			ha		豚その他								
道路の被害	冠水	路線数			ヶ所、			m	決壊	路線数			ヶ所、			m			
橋梁の被害	破損							ヶ所							ヶ所				
河川の被害	溢水				ヶ所			漏水				ヶ所			決壊				ヶ所
がけくずれその他																			
備 考																			

【一般対策編 第3章 第5節 災害情報収集伝達計画】
 【地震対策編 第3章 第4節 災害情報収集伝達計画】

資料 13-3-5 災害報告 (即報・確定)

市	綾川町
災害名	

即報・確定	
報告者	

人的被害	区分		被害		区分		被害																		
	死者	負傷者	死行方不明者	重傷	軽傷	田	畑	流失・埋没冠水	流失・埋没冠水	文教施設	病院	道路	橋	河川	砂防	清掃施設	崖崩れ	鉄道不通	水道	電話	電気	ガス	ブロック塀等		
住家被害	人		人			ha	ha	ha	ha	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	戸	戸	回線	戸	戸	箇所	
	棟		棟																						
	世帯		世帯																						
	人		人																						
	棟		棟																						
	世帯		世帯																						
	人		人																						
	棟		棟																						
	世帯		世帯																						
	人		人																						
非住家	公共建物		公共建物																						
	その他		その他																						
被被害		区分		被害		区分		被害		区分		被害		区分		被害		区分		被害		区分		被害	
千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円	
文教施設		農林水産業施設		公共土木施設		その他の公共施設		小計		農産被害		林業被害		畜産被害		水産被害		商工被害		その他		被害総額			
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
世帯		人		件		件		件		件		件		件		件		件		件		件		件	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り		り	
り		り																							

資料 13-1-7 浸水被害調査表

浸水被害調査表				
		被災日 平成 年 月 日		
住所 (所在地)	綾川町		家屋調査番号	
世帯主氏名 (事業所名)				
住家	建物の形態	1戸建、2戸以上の長屋、アパート、マンション、その他		
	《 床上浸水 》	《 床下浸水 》		
	◎ 普通の高さの和室、洋室、台所等	◎ 建物の床下		
	全部	全部		
一部	一部	地上	cm	
◎ 一段低い台所等	◎ 土間			
全部	全部			
一部	一部	地上	cm	
非住家	建物の種類	1. 事務所 2. 店舗 3. 工場 4. 作業所 5. 倉庫 6. 車庫 7. その他		
	浸水の状況	()の床面より	全部・一部	cm 浸水
		()の床面より	全部・一部	cm 浸水
		()の床面より	全部・一部	cm 浸水
		()の床面より	全部・一部	cm 浸水
		()の床面より	全部・一部	cm 浸水
略図・その他				
調査日時： 年 月 日 時 分				
調査員： 所属 課 氏名 印				
所属 課 氏名 印				

【一般対策編 第3章 第5節 災害情報収集伝達計画】

【地震対策編 第3章 第4節 災害情報収集伝達計画】

資料 13-1-8 災害報告及び対策処理票

災害報告及び対策処理票

受付番号	第 号 受付者
受付年月日	年 月 日 午前・午後 時 分
受信通知方法	電話 口頭 伝言 その他
通告者	住所 氏名 TEL
通知内容	
通知場所	地図一
調査報告事項	
調査報告書	① 所属 氏名 ② 所属 氏名
対策	

【一般対策編 第3章 第5節 災害情報収集伝達計画】

【地震対策編 第3章 第4節 災害情報収集伝達計画】

資料 13-1-9 要請情報

綾川町第2号様式〔要請情報〕

要 請 情 報

災害名 : _____ (第 報)

災害種別	地震、水害、火災、その他
------	--------------

報告日時	年 月 日 時 分
主管課	課
課長名	
報告者名	

要 請 の 概 要	種 別	要員の補充、資器材調達、車両調達、燃料調達、広報依頼、自衛隊派遣要請、その他 ()
	内 容	(要請先機関・団体名、職種、品名、広報文などできるだけ具体的に記入) ※別紙添付の場合は、その旨を明記すること。
	数 量 ・ 回 数 ・ 又 は 人 数	(種別、性別、品名別等に分けて記入)
	場 所	(集合場所、受渡場所、広報活動実施場所などを記入)
	そ の 他 必 要 事 項	(留意点、携行品など特記事項を記入)
要 請 に い た つ た 理 由	(措置の状況、課内対策要員の状況、課内資器材の状況、その他養成を必要とした状況)	

【一般対策編 第3章 第2節 広域的応援計画】

【地震対策編 第3章 第2節 広域的応援計画】

資料 13-1-10 自衛隊の災害派遣要請に関する様式

1 知事への災害派遣要請依頼書
(様式-1)

綾川 総 第 号
平成 年 月 日

香川県知事

殿

綾川町長

印

自衛隊の災害派遣要請について(依頼)

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

平成 年 月 日(時 分)から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

2 知事への災害派遣部隊への撤収要請依頼書
(様式-2)

綾川総 第 号
平成 年 月 日

香川県知事 殿

綾川町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)

平成 年 月 日付け綾川総務発 第 号で依頼したこのことについて、下記のとおり
派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収日時 平成 年 月 日 時 分

2 撤収理由

3 その他必要事項

【一般対策編 第3章 第3節 自衛隊災害派遣要請計画】
【地震対策編 第3章 第3節 自衛隊災害派遣要請計画】

資料 13-1-11 緊急通行車両確認申出書等

1 緊急通行車両等確認申出書

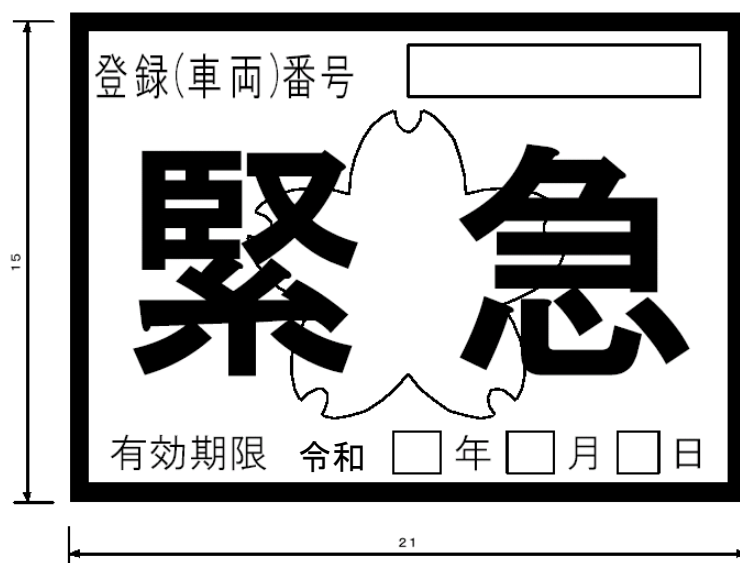
災害対策基本法施行規則別記様式 3 (第 6 条関係)

年 月 日	
知事・公安委員会 殿	
緊急通行車両確認申出書	
住所 申出者 氏名	
番号標に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）	
活動地域	
車両の 使用者	住所 () 局 番
	氏名又は名称
緊急 連絡先	住所 () 局 番
	氏名
備考	

備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

2.1 緊急通行車両の標章

1 緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さは、センチメートルとする。

2. 2 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		知 事 (印)
		公安委員会 (印)
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の使用者	住所	() 局 番
	氏名又は名称	
有効期限		
備考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

- 【一般対策編 第2章 第19節 緊急輸送体制整備計画】
- 【一般対策編 第3章 第11節 緊急輸送計画】
- 【一般対策編 第3章 第12節 交通確保計画】
- 【地震対策編 第2章 第11節 緊急輸送体制整備計画】
- 【地震対策編 第3章 第11節 緊急輸送計画】
- 【地震対策編 第3章 第12節 交通確保計画】

資料 13-1-12 避難所運営のための様式

1 避難者カード

避難者カード

No. /

※ 欄は、避難所担当職員等が記入する欄です。記入しないようにして下さい。

※ 避難所名		※ 担当職員等氏名	
-----------	--	--------------	--

氏名	続柄	性別	年齢	入所日	※事務所記入欄	
					退所日	備考
				/	/	
				/	/	
				/	/	
				/	/	
				/	/	
				/	/	
				/	/	
				/	/	
				/	/	
計	男	女	計			
	名	名	名			

- (注) 1 1家族ごとに1葉の避難者カードを配付し、記入を求めること。
 2 ※欄は、避難所担当職員等が記入すること。

2 避難者名簿（避難所入所記録簿）

No. /

避難所入所記録簿

避難所名		担当職員等氏名						
番号	入所 月日	町民 町民以外	氏名	現住所 (本籍地)	男女別	世帯主 との続柄	摘 要	退所 月日時間
			生年月日					
1	/ :	町民 町民以外		県 市町	男・女		1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他	/ :
			M・T・S・H .					
2	/ :	町民 町民以外		県 市町	男・女		1. 通勤・通学 2. 旅行・レジャー 3. 社用出張 4. その他	/ :
			M・T・S・H .					
3	/ :	町民 町民以外		県 市町	男・女		2. 通勤・通学 3. 旅行・レジャー 4. 社用出張 5. その他	/ :
			M・T・S・H .					
4	/ :	町民 町民以外		県 市町	男・女		2. 通勤・通学 3. 旅行・レジャー 4. 社用出張 5. その他	/ :
			M・T・S・H .					
5	/ :	町民 町民以外		県 市町	男・女		2. 通勤・通学 3. 旅行・レジャー 4. 社用出張 5. その他	/ :
			M・T・S・H .					
6	/ :	町民 町民以外		県 市町	男・女		2. 通勤・通学 3. 旅行・レジャー 4. 社用出張 5. その他	/ :
			M・T・S・H .					
7	/ :	町民 町民以外		県 市町	男・女		3. 通勤・通学 4. 旅行・レジャー 5. 社用出張 6. その他	/ :
			M・T・S・H .					
8	/ :	町民 町民以外		県 市町	男・女		3. 通勤・通学 4. 旅行・レジャー 5. 社用出張 6. その他	/ :
			M・T・S・H .					

避難所収容状況調

No. /

3 避難所収容状況調

区分		避難者収容状況										救援・救護実施状況				備考		
		男					女					救助物資支給		物資貸与状況			要援護者人員	
		～64	65～	～1	計	～64	65～	～1	計	給食	ミルク	品名	数量	世帯数	人員	品名	数量	
月	8時																	
	12時																	
	18時																	
日	8時																	
	12時																	
	18時																	
月	8時																	
	12時																	
	18時																	
日	8時																	
	12時																	
	18時																	

- (注) 1. 物資の支給等は、一日分を取りまとめ、室ごとに記入すること。
 2. 備考欄には、高齢者、障害者等要配慮者対策の必要、貸与物資の返還、消毒の実施等、参考とすべき事項を記入すること。

4 物品の受払簿の書式

物品受払簿

No. /

避難所名		担当職員等氏名	
------	--	---------	--

品名		単位呼称	
----	--	------	--

受取日	摘要欄 (購入先及び払出先)	受入数	払出数	現在残	取扱者	備考欄 (購入金額及び内訳)
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						

- (注) 1 品目ごとに作成する。
 2 摘要欄には、購入先及び払出先等を記入する。
 3 備考欄には、購入金額及びその内訳を記入する。

資料 13-1-13 リ災証明書

綾川町リ災証明取扱規程

平成19年3月1日

告示 第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、火災、水災、風災、地震、その他の災害(以下「災害」という。)によって生じた被害(以下「リ災」という。)の証明書(以下「リ災証明書」という。)の取扱の基準について必要な事項を定めるものとする。

(証明書の申請)

第2条 リ災証明書の交付を受けようとする者は、リ災証明書等交付申請書(様式第1号)に被害状況の写真及び位置図を添えて、町長に申請しなければならない。

(証明書の交付)

第3条 町長は、リ災者又はその他町長が適当と認める者(以下「申請者」という。)から、前条に掲げる申請書が提出されたときは、次の各号に掲げる審査を経て当該各号に定める証明書を交付するものとする。

(1) 罹災証明書(様式第2号)リ災物件を確実な証拠により確認することができる場合に交付する。

(2) リ災届出証明書(様式第3号)前号の確認ができない場合に交付する。

2 町長は、同一リ災物件について、リ災者から再度リ災証明書等の交付申請を受けたときは、前項の審査を省略して、交付することができる。

(証明書の交付簿)

第4条 町長は、第3条の規定によりリ災証明書等を申請者に交付するときは、証明書交付簿(様式第4号)に所要事項を記載しなければならない。(交付の特例)

第5条 リ災証明書等の様式がその提出先において特に定めがある場合には、当該証明書等への証明をもって第3条第1項各号の交付に代えることができる。

(証明事項)

第6条 リ災証明書等で証明する事項は、災害によるリ災に関する事項とし、被害額については証明しないものとする。

(補則)

第7条 この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、交付の日から施行する。

【一般対策編 第4章 第3節 被災者等生活再建支援計画】

【地震対策編 第4章 第3節 被災者等生活再建支援計画】

り災証明書交付申請書

平成 年 月 日

（あて先）綾川町長

申 請 者
住所（居所）_____

氏 名 印

窓口に来られた人
住所（居所）_____

氏 名 印

下記のとおり、り災したので証明の申請をいたします。

り 災 事 項	り 災 日 時	年 月 日 時 分 ころ			
	り 災 場 所	綾川町			
	り 災 物 件	建物（住家、非住家）、家財、車両、林野、その他（ ）			
	り 災 原 因	落雷・台風（ 号）・洪水・崩土・その他（ ）			
	り 災 物 件 と 申請者の関係		窓口にこられた 人との関係		必要 な 通 数
※1 当事者等と申請者の関係			使用目的		
世 帯 人 員	氏 名		続 柄	年 齢	備 考
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
※2 受付欄		※3 り災物件およびり災程度			

年 月 日申請の、り災（届出）証明書 通については確かに受領しました。	
受 領 年 月 日	年 月 日
受領者の署名または受領印	

※1の欄は職員の指示があるときに記入してください。

※2、3の欄は記入しないでください。

整理番号

年 月 日

り災証明書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	年齢

り災原因	年 月 日の	による
------	--------	-----

被災住家*の所在地			
住家*の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)		
浸水区分	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水		

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常時に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害状況 り災証明書使用目的	
------------------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

綾川町長

印

り 災 届 出 証 明 書

年 月 日		
様		
り 災 事 項	り 災 日	年 月 日
	り 災 場 所	綾川町
	り 災 物 件	建物（住家、非住家）、家財、車両、林野、その他（ ）
	り 災 原 因	落雷 ・ 台風（ 号） ・ 洪水 ・ 崩土 ・ その他（ ）
	り 災 程 度	
上記のとおり、り災の届出があったことを証明する。 <div style="text-align: center; padding: 10px;"> 年 月 日 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> 綾川町長 印 </div>		

資料 13-1-14 緊急消防援助隊応援要請連絡票

災害対策本部行き
 消防庁広域応援室(航空係)行き
 航空隊行き 月 日 時現在
 航空隊

受援航空隊 情報提供FAX

□ 1 拠点ヘリポート

(1)	名称				
(2)	位置座標 (世界測地系)	北緯	度	分	秒
		東経	度	分	秒
(3)	駐機可能数	機			
(4)	夜間照明	あり	・	なし	
(5)	給油設備	あり	・	なし	
		<input type="checkbox"/> 固定給油設備	(kl)	
		<input type="checkbox"/> 給油タンク	(kl)	
		<input type="checkbox"/> その他	(kl)	
(6)	その他(誘導等)				

□ 2 無線

--

□ 3 被災地天候(予報)

--

□ 4 主な進入ルート

	地名	天候	視界

□ 5 拠点ヘリポート付近状況

(1)ライフライン

①	電気	異常 なし	あり()
②	水道	異常 なし	あり()
③	ガス	異常 なし	あり()
④	交通	異常 なし	あり()

(2)コンビニ等食糧品店

あり (距離)km	なし
------------	----

(3)宿泊施設

あり (距離)km	なし
------------	----

□ 6 その他特記事項

--

送信者 職・氏名 電話 FAX

【一般対策編 第3章 第2節 広域的応援計画】

【地震対策編 第3章 第2節 広域的応援計画】

資料 13-1-15 香川県災害派遣福祉チーム派遣要請書

(様式第○号)

第 号
年 月 日

香川県知事 ○ ○ ○ ○ 様

綾川町長 ○ ○ ○ ○

香川県災害派遣福祉チーム派遣要請書

年 月 日に発生した（災害名）に関して、災害福祉支援チームの派遣について、下記のとおり要請します。

記

1 支援要請内容

派遣先（避難所等活動場所）における要配慮者に対する支援活動の実施

2 支援要請市町（災害対策本部）

- (1) 住所
- (2) 電話
- (3) E-mail
- (4) 担当者（所属・職・氏名）

3 派遣先（避難所等活動場所）

- (1) 名称
- (2) 住所
- (3) 電話
- (4) E-mail
- (5) 担当者（所属・職・氏名）

4 派遣規模

- (1) 派遣希望期間 年 月 日（ ）から 年 月 日まで
- (2) 派遣希望人数 人程度

【14 関連計画等】

資料14-1 綾川町業務継続計画(BCP)

平成30年3月 策定
令和元年7月 改訂

第1章 綾川町業務継続計画(綾川町BCP)策定の目的

県内で予想される地震は、南海トラフ地震最大クラスの震度6強である。県想定では、建物被害と人的被害、情報通信回線の不通、電気・水道等のライフライン寸断など、様々な被害の発生が予測される。

綾川町では、人員と資機材を必要な場所に的確に投入する備えとして『綾川町業務継続計画』(以下、BCPと呼ぶ)を策定する。綾川町BCPの主な目的は以下のとおり。

【被害想定を含めた検討】

綾川町BCPは、被害想定量と時系列の被害予測を含む。また、被災による実質的な災害対策本部機能の一部不全と、職員の被災による人員不足を想定する。

【物的／人的不足の確認と対策】

行政庁の被災、電力供給の停止、情報通信回線の不通等のインフラの被害想定により、職員の人員不足を時系列／部署別に把握する。綾川町BCPは、現実に業務が遂行できる人員、現実に使用できる機器類をあらかじめ確認し、対策を講じるべき事項を繰り返し検証する。

【災害時優先業務の選択】

町は災害応急対策と並行し、すべての業務のうちで住民の生命・財産に直結する優先度の高い業務(以下、「非常時優先業務」とする)を選択的に実施する。綾川町BCPは、あらかじめ非常時優先業務を繰り返し確認し、優先すべきでない住民サービスについては、積極的に実施規模を縮小、または中断を検討する。

第2章 綾川町BCPの基本方針

1. 綾川町BCPの目標

平成29年度綾川町BCPワーキンググループに基づき、災害時における職員の基本方針を以下のとおり表現する。

「3つの大切バランス 住民も大切 家族も大切 自分も大切」

職員が心がける3つの大切なバランスとは、

- 一 住民の生命・身体・財産を保護する。
- 二 家族の生命・身体・財産を保護する。
- 三 情報の共有を行い、非常時優先業務に必要な人員、資源の確保、配分は全庁的に調整を行う。

上記3つのバランスの維持に努め、以下(1)～(5)を検討する。

(1) 災害応急対策の優先

災害発生後は、住民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限に留めることが第一であり、災害応急対策が最優先となる。

(2) 職員と家族の安否確認

災害発生後は職員の安否確認を継続し、職員の状況を常に把握する。大規模災害の対応が収束するまで1か月以上の長期間が予想されるところ、職員の安全と体調管理を重視する。

(3) 職員の確保

非常時優先業務の実施に必要となる人員を確保するため、通常業務のうち緊急性のないものは積極的に規模縮小し、場合によっては中断する。大規模災害の場合に規模縮小や一時中断を行うべき業務について、各課内であらかじめ絞り込んでおく。

(4) 施設の備え

災害対策本部を設置する庁舎、ほか避難所において、停電、断水、通信の寸断など、設備の破損を想定し、どの程度の業務継続性が期待できるかあらかじめ評価する。また、必要性の高い事項は事前対策を検討する。

業務を実施する職員のため、安全対策と必要物資の準備を検討する。これらの対策と準備には職員が自発的に行うべき事項が含まれる。したがって、最低限職員各自が準備すべき事項について全庁的に検討する。

(5) 周知

職員はBCPの適用について住民説明に努める。町は職員がBCPを支障なく運用できるよう、防災訓練等を通じて住民へ継続的に周知を行う。

2. 綾川町BCPの適用・解除

(1) 適用

- ・適用

綾川町で震度6弱以上の地震を観測したとき。

- ・判断

綾川町で震度5弱以上の地震を観測し、町内で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。その他、災害対策本部長（災害対策本部が設置されていない場合は、町長）が必要と認めたとき。

(2) 解除

休止した通常業務は、災害対応の状況に応じて順次再開する。BCPの解除時期は、災害対策本部長の指示による。

第3章 業務継続体制の具体的検討

1. 必要人員

(1) 職員の確保

災害直後は人員の招集が難しく、刻一刻と優先すべき業務が変化する。発災直後の非常時優先業務を行うべき職員の被災を想定した結果、優先すべき業務について他の職員が代行する体制が不十分と判明した。**資料1**のとおり職員数が不足する。BCPでは人員の柔軟な派遣体制の検討を行う。

人員に関する重点対策項目は下記①～④。具体的な対策が提示できない事項については全庁的に検討を繰り返す。

① 職員の安否確認手段

災害発生直後の職員の行動について状況予想を行った結果、夜間の発災で職員の24時間後の参集率（最寄りの指定避難所等の公共施設への移動を含む）が86.8%、3日以内の参集率は95.6%。ここでは家族負傷・家屋の損壊・道路の破損等の被害を想定した。

【検討】

災害発生直後、職員は職員自身と家族の安否を確認する。災害が休日・夜間に発生した場合、参集の可否に関わらず、各職員は、自己および家族の安否の報告を各課長（または代理者）に行うものとする。現状、連絡手段は『綾川町地域防災計画』第3章第1節に基づき各課で整備された連絡体制を用いる。安否確認方法については、普段より各課工夫の上、各課長の指示により緊急時連絡体制を構築する。報告内容は次のとおり。

- ・職員本人の安否情報
 - ：無事・負傷
 - 負傷の場合は怪我の程度。入院の場合は入院先を伝達。
- ・家族の安否情報
 - ：無事・負傷・安否不明
- ・現在位置の情報
 - ：自宅・病院等
- ・参集の可否
 - ：可能・不可能
 - 可能な場合は、参集可能な施設名と、到着予定時刻を報告。
 - 不可能な場合は理由と参集可能時期の見込みを報告。
- ・周辺の被害状況：地域の家屋、公共施設、インフラ等の被害状況を分かる範囲で報告。

各課長（または代理者）は、職員の安否情報を災害対策本部へ集約する。1日ごとに情報更新報告を行う。安否確認の取れない職員については繰り返し連絡を試み、一刻も早い確認を行う。町は安否確認手段の習熟のため、毎年の上水期に合わせて情報伝達演習を実施する。

② 非常時優先業務の人員不足

資料1により、災害応急対策、および一部の非常時優先業務で人員不足が予測された。各業務の必要期間と必要人員について、以下3種で大幅な人数不足が予想され、引き続き検討を要する。それ以外の人員不足については資料3を参照のこと。

■災害対策本部の設置

発災初期の災害対策本部設置。設置後も継続的な人数不足が指摘された。総務課職員以外でも設置と継続的な運用ができるよう、マニュアルや機器類の位置図が必要。

- ・本部運営について簡易マニュアルの整備／使用する機器類の所在の周知
- ・各課職員が災害時の応援要請に応えられるよう、継続的な職員訓練

■避難所の開設／運営

公民館、学校、そのほか一部福祉施設を含む町内37施設は町の「指定緊急避難場所」。うち21施設は「指定避難所」を兼ねる。現在の防災計画では、南海トラフ地震最大クラス（震度6強）が発生した場合、37の施設を緊急避難場所として開設し、うち21か所を避難者の避難生活のため継続的に開設することとなる。

すべての緊急避難場所の開設・運営に必要とされる職員数が非現実的であり、開設に際して施設の鍵の管理方法と開錠可能な人員の確保が課題。閉鎖に際しては、避難者の移動補助と閉鎖する避難所の選定が課題。

【対策（案）】

毎年度の出水期（台風接近時）に、町内8か所の公民館において模擬的に対策を実施する。大規模地震のための体制づくりに生かすため、柔軟にトライアンドエラーを繰り返す。

※避難所運営の体制

ア．現状

公民館の開錠…現在、教育委員会と各公民館職員が鍵を所持している。

イ．避難所対応職員の交代体制（平成30年度以降 総務課 案）

公民館管理職員の交代体制…近隣に在住する職員から、避難所の管理運営を代行できる職員を2名以上選抜し、2交代制／3交代制を確保する等。運用については出水期を通じて模擬的に実施。

大規模災害時に備えて代行職員をあらかじめ割り当てることは難しいものの、職員が平素からの避難所運営に習熟することができる。

・閉鎖すべき避難場所（避難所）の検討

避難場所（避難所）の閉鎖時期、統廃合先のシミュレーション。校区ごとに避難者が所在する避難所が最終的に公民館まで縮小されるまでのタイムテーブルを予測作成し、演習を行う等の訓練を検討。

■家屋被害認定調査業務（税務課）

資料1により、発災数日後から1週間後をピークとして、罹災証明発行のための必要人員数が増加。ワーキンググループでは、GISシステムの使用（復旧）が前提になるとの指摘あり。

③ 休止すべき通常業務の選択

一部の部署において、被災直後に中断して差し支えない通常業務がある資料2。

この場合、他課への応援、または自所属の非常時優先業務を実施する。平成29年度綾川町BCPワーキンググループでは一部業務の規模縮小や一時中断を明確に検討しなかったため、さらなる業務絞り込みが必要である。

【対策】…全職員

今後の職員訓練の中で、規模縮小または中断すべき通常業務の絞り込みを行うこととする。後年度のBCPワーキンググループにおいて詳細な検討を行う。

■通常業務の選択的縮小

各課で通常業務の選択的な規模縮小ないし中断を行い、非常時優先業務に従事する職員数を捻出する。

④ 各課を横断した業務実施体制の確立

職員の応援要請については、『綾川町地域防災計画』第3章第1節で定めるとおり、「災害の状況や応急対策の推移によって、各課の忙閑のアンバランスを生じることが多いため、必要に応じて各課に所属する職員を他課に応援させる」。この応援要請の仕組みは災害対策本部を通じて調整する。

【対策】…総務課

災害直後は災害対策本部の設置の有無を問わず、職員が非常時優先業務に取り掛かれる仕組みが必要。平時より年1回の職員訓練を企画する。

(2) 庁舎設備・ライフラインの確保

発災後、最初期に登庁した職員は、総がかりで建物の安全性の確認と、ライフライン、通信設備の必要最小限の確認、確保に努める。応急対応ののち、長期間の災害対応を視野に順次復旧作業を開始する。役場庁舎の現状と課題は、次のとおり。

① 本庁舎および綾南農村環境改善センター（建物）

ア 被害想定

全壊／進入不能にはあたらないものと想定。

ため池ハザードマップにおける大池決壊時の浸水被害想定は、概ね0.5m以下。

敷地内の水が排水され次第、庁舎に進入可能。

イ 現状

本庁舎東棟（平成23年）は新耐震基準を満たす。
本庁舎（昭和47年）は平成21年度耐震化工事済。

ウ 課題

職員の怪我と、庁舎の利用を困難にする要因。

課題：怪我のインシデント

- ・優先業務を行う予定の職員が避難できず、怪我をする可能性。
- ・棚の転倒と書類の飛散で、職員の避難と復旧作業が妨害される。

対策：職員の怪我のリスクを減らす努力

【各課執務スペースで予算レベルの努力】

- ・書架の固定，転倒防止対策。
- ・窓ガラスの飛散防止対策。
- ・蛍光灯ガラスの飛散防止対策。

【各課内で運用レベルの努力】

- ・書架に扉があれば閉める。書架の上に荷物を置かない
- ・デスク上の書類を少なくする。
- ・通路に荷物を置かないこと。

課題：災害対策本部の代替場所

- ・庁舎の耐震性能とため池決壊想定を考慮の上、BCPでは災害対策本部の移転を前提しないこととする。なお防災計画上の代替庁舎は綾上支所。

対策：最初期は本庁の東棟に集合

- ・本庁東棟に災害対策本部を設置し、一時的に東棟で全課の機能を集約する。とくに発災直後は人員の集合場所とする。
- ・物理的な集約に時間のかかる機能、非常時優先業務に優先すべきでない機器は無理に集約しない。
- ・庁舎の機能復旧と職員参集状況の変化に応じ、集約した機能を庁舎各所に返還する。返還すべき機能、時期については災害対策本部長が決定する。

対策：各課機能移転の優先順位

- ・本部会議機能と通信機器の集約が最優先。
- ・本部の優先業務を実施するため、以下の設備の移設、機能確認が必要。

必要度 高 電 話 （F A X）

衛 星 電 話

綾川町地域防災計画（他マニュアル相当の最低限の資料）

綾川町防災行政無線

香川県防災行政無線

インターネット環境

各課業務用パソコン（最小限の台数）

必要度 低 ファイルサーバ機能（復旧の場合のみ）／G I S



② 電 力

ア 被害想定

香川県の調査結果に基づき、南海トラフ最大クラスの場合、綾川町全世帯で停電が発生と想定。1日で町内の8割弱まで復旧。4日後までに99%復旧（『綾川町地域防災計画』地震対策編 第4節 被害想定 より）。

イ 現状

■旧庁舎

旧棟で使用できる電気は非常灯（数10分／装置内電池）。

■綾川町防災行政無線／Jアラート

庁舎北東側（ゴミステーション東端）にディーゼル発動機が設置されている。満量で1日の稼働が可能。

■香川県防災無線／消火栓（非常用発動機）

庁舎北側（書庫の西側）にディーゼル発動機が設置されている。目的は「香川県防災行政無線」と「屋内消火栓」の起動。四国電気保安協会が定期的に試験運転を実施。75リットルの軽油タンクを備え、満量で1日以内の稼働が可能。

■発電設備：太陽光発電設備（非常灯／電話等）

平成27年度までに整備完了した発電設備。常時蓄電され、非常時にバッテリーを使用可能。このバッテリーが賄える設備は「東棟 防災対策室の非常灯（2か所）」「電話機」「ノートパソコン1～2台、その他」に限定される。無補給で最低1日程度の電力供給が可能とされるが、設備が健在であれば日中は随時発電する。

※上記補助設備として、平成30年度にLPガス発電機を設置。給電時間を安定させる

■サーバー室

全てのサーバーがダウンする。したがってファイルサーバの参照はできず、自治体間の「メール送受信」「インターネット」も利用できない。重要行政データのバックアップは綾川町情報セキュリティに基づき実施している。

■消防署指令通知システム

UPSにより数分間のみ使用可能。

■エレベータ／自動ドア／コピー機／警備保障

使用不可。エレベータは閉じ込めの可能性あり。

■出先機関の停電対策

- ・綾上支所
太陽光発電設備を装備。
- ・公民館

8か所の公民館は太陽光発電設備を装備。

・その他出先機関

その他出先機関（陶病院／総合保健施設えがお等）については、非常用電源設備を備えている箇所。

ウ 課題

- ・本庁の非常用電源設備が東棟（災害対策本部）の機能保持に集中しており、商用電源停電中は東棟以外で業務の実施が難しい。
- ・電力の復旧まで、非常用電源で非常時優先業務全体の遂行が可能か、検証が必要平成30年度で検証を完了する。

視点1：電力の復旧まで最短1日、最長で3日間。

視点2：発災後3日間の優先業務。

視点3：どこに／どのように／どれだけの電力が配分されれば足りるか。

課題：東棟の災害対策本部に必要な電源の規模は妥当か。

- ・太陽光発電設備は、東棟の災害対策本部の機能保持に使用する前提。

カバー範囲は「電話／一部電灯／ノートパソコン数台分の商用コンセント」。東棟の災害対策本部の機能に使用する前提。

- ・インターネット環境がダウン。香川県との連絡に使用する「香川県防災情報システム」が使用不可。
- ・庁内LANのダウンによりファイルサーバ使用不可。

対策：不足電力を考慮した上での対策

- ・平成30年度以降、庁内LANに専用の非常用発電設備を検討する。

- ・緊急時に使用すべきマニュアル類は各課で印刷し、常備する。

電源復旧マニュアル。Jアラート、エレベータ、自動ドアなど、特別な手順、連絡先が必要になる設備について、平成30年度内に手順書を整備する。

課題：災害対策本部について非常用電源のカバー範囲は適正か

課題：復旧マニュアルの整備

③ トイレ

ア 被害想定

本庁舎は下水道に接続。なお上水道断水の場合も水洗トイレは使用できない。

イ 現状

- ・蓄便袋と凝固消臭剤がセットとなった簡易トイレを購入完了。

本庁舎／綾上支所／町内8公民館に200回分（100回×2箱）配備。

ウ 課題：便器を含む建物全体が損壊する被害の場合

対策：仮設トイレ（マンホールトイレ）の設置は平成30年度以降、3年間以内に有効性を検証する。

④ 上水道

ア 被害想定

香川県の調査結果に基づき、南海トラフ最大クラスの震災の場合、綾川町の6割の世帯で断水。1日で町内の8割弱まで復旧。その後、緩やかに復旧が続く予想（『綾川町地域防災計画』地震対策編 第4節 被害想定 より）。

イ 現状

【上水道／飲料水】

- ・直圧のため、貯留槽がない。断水後は、庁舎配管内に残留する水だけとなる。
- ・本庁防災倉庫内に、ペットボトル水（使用期限切れ）を配備。
- ・ガソリン駆動の浄水装置を配備。ペットボトル水／川水まで浄化可能。
- ・本庁／綾上支所では、ペットボトル水は職員用含めて最低3日分の備蓄あり。公民館では1日以上を確保している。

ウ 課題

課題：発災直後の保存水等の利用

- ・即座に利用できる水は「配管内の残留水」防災倉庫内の「ペットボトル水」。

対策：シミュレーション

- ・災害発生後2日目以降の配給がどのように行われるかについて、今後十分にシミュレーションが必要。

課題：浄水装置について

- ・浄水装置の配備場所は適切か

対策：浄水装置の維持管理／配備場所。

綾南浄水場による移動給水に利用できるかの検討を実施する。

⑤ 固定電話（および通信機能）

ア 被害想定

固定電話は、南海トラフ最大クラスの震災の場合、綾川町の9割以上の供給人口で不通。1日で供給人口の8割まで復旧。4日後には99%復旧（『綾川町地域防災計画』地震対策編 第4節 被害想定 より）。

イ 現状

- ・本庁／公民館の固定電話は、太陽光蓄電池により使用可能。支所の固定電話は、庁舎発電設備または太陽光蓄電池により使用可能。
- ・本庁／支所／公民館は、連絡用の衛星携帯電話（町独自）を装備。ただし、公民館からは本庁のみに掛けることができる。高松消防署本部にも、本庁との連絡専用の衛星携帯電話を1器装備。
- ・本庁に香川県との連絡用の衛星電話（総務課 南）を装備。

ウ 課題

- ・電話用に太陽光蓄電池を使用するには、専用のコンセントを使用する必要がある。

本庁では緑色の壁コンセントが連絡通路北側の小部屋に配置されている。

2. 職員自身による備え

平成29年度BCPワーキンググループでは、震災に備えて職員個人での取り組みの必要性が指摘された。

(1) 職員用食料／飲料水

大地震発生に備え、職員が業務に専念するための食料／飲料水／その他必需品について、後年度に必要な物資の指標を示すこととする。食品／飲料水の負担については今後全庁的に検討すべき課題であり、その性質上、すべてを公費負担とすることはできない。現状では、大雨土砂災害対応と同じく、基本的には各職員が必需品を持参し、最低3日間程度の生活が可能になるよう準備を行うこととする。

対 策

- ・必要物資の種類、量の目安を総務課より提案
- ・職員自己負担部分の分量について、整備方法を提案

(2) 家庭での震災への備えの徹底

自宅の安全性を高め、職員が安心して非常時優先業務に従事できるよう家族の安否確認の手段を確保しておくこと。

■自宅の耐震化

自宅が昭和56年5月31日以前に建てられている場合は、住宅の耐震補助制度を活用して耐震診断・耐震改修を行うなどにより、自宅の耐震性の確保に努める。

■家具の固定化

寝室や避難路を中心に、タンスや大型テレビなど、転倒すると身体や生命に危険のある家具を固定化し、家具の転倒を防止する。

■非常持出袋及び非常備蓄品の準備

発災時に最初に持ち出す「非常持出袋」を準備すること。また、勤務先においては交代までの数日間の勤務を支える「非常備蓄品」を準備し、年1回は必ず点検する。

■災害用伝言ダイヤルの活用

南海トラフを震源とする地震が発生した場合に、家族の安否確認ができるよう、予め災害用伝言ダイヤルの利用方法について確認しておく。

第4章 業務継続体制の向上

1. 職員訓練

全職員がBCPを認知し続けること。職員訓練の際はBCPの検討課題に関連した事項を扱う。

2. 計画の見直し

BCPの見直し時期は指定しない。以下の状況に応じ改善方法を発見した時点で、総務課取りまとめの上、BCPの更新を行う。

- ・職員訓練等により課題や改善点が指摘され、改善の必要性を把握したとき。
- ・検討課題に対して十分な対策を行ったとき。
- ・本庁舎及び設備の状況に変更があったとき（建替／一部改修）。
- ・香川県、高松地方气象台、学術研究機関による新たな知見を把握したとき。

別紙 資料一覧

【資料①】：非常時優先業務一覧】

各所属における優先業務について記載するもの。
「優先度」については、下記に基づいて設定する。
「目標復旧(着手)時期・実施期間」のうち、「●」については着手開始を、「→」についてはその業務が実施されている状態を指している。

【優先度の説明】

A

町民等の生命と安全確保のために必要な業務のうち緊急度の高いもの

B

町民等の生命と安全確保のために必要な業務

C

町民等の生活の安定及び財産の保全並びに地域の社会機能及び経済活動の維持のために必要な業務のうち緊急度の高いもの

D

町民等の生活の安定及び財産の保全並びに地域の社会機能及び経済活動の維持のために必要な業務

【資料②】：職員不足調査票】

【資料③】BCMロードマップ】

1 目的

綾川町議会災害時BCP※（業務継続計画）（以下「議会BCP」という。）は、綾川町内で大規模災害が発生し、又は感染症の大規模な流行が発生したときは、災害対策本部条例（平成18年綾川町災害対策本部条例第16号）に基づく綾川町災害対策本部、又は感染拡大防止対策のために特に設置される全庁的対策本部と連携を図り、議会として二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関として、町民の安全確保と災害復旧及び議会機能の早期回復に向け、迅速かつ適切な災害対策活動ができるよう必要な事項を定めるものである。

※ BCP : Business Continuity Plan（業務継続計画）。議会におけるBCPは、議会機能をおおむね平常に運用できるまでの期間を想定し、当該期間における議会、議員等の役割や具体的な取り組み等について定めた計画。

2 議会BCPが発動する要件

- (1) 綾川町災害対策本部（以下「町本部」という。）が設置され、綾川町地域防災計画に基づく第3次配備（非常態勢）がとられたとき。

【設置要件】

- ①町の全域にわたって風水害が発生、又は予想されるとき。
- ②高松地方気象台が、綾川町で震度6弱以上の地震を観測・発表したとき。
- ③災害による被害が特に甚大であると予想されるとき。
- ④その他の必要により、本部長（町長）が指示したとき。

- (2) 前号のほか、自然災害、大規模火災、大規模テロ等が発生した場合において、議長が必要と認めたとき。
- (3) 国内で大規模感染症が流行し、綾川町対策本部（以下「町本部」という。）が設置され、議員等（議員・議会事務局職員及びその家族）の感染者（疑義者含む）が発生した場合において、議会運営への影響度を考慮した上で、議長が必要と認めたとき。

3 議会の体制

I. 綾川町議会災害対策会議の設置

町議会は、議会BCPが発動したときは、綾川町議会災害対策会議(以下「議会対策会議」という。)を設置し、災害対応にあたるものとする。

なお、災害時にあつては、本会議や委員会がおおむね平常通り開催できるようになるまでの間、議会として行う取り組みは、議会対策会議に一元化する。

また、感染症流行時にあつては、本会議、委員会その他会議(以下「会議等」という)は、適切な感染拡大防止策をとった上で開催するが、多数の議員が感染するなどして、会議等を開催することが不可能となった場合は、平常通り開催できるようになるまでの間、議会として行う取り組みも、議会対策会議に一元化する。

【議会災害対策会議の構成及び役割】

構成員	議長	副議長	議会運営委員
主な任務	議会対策会議を招集し、会議の事務を統括する	議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は欠けた場合には、その職務を代理する	議長の指示のもと、次の任務にあたる ○議会対策会議の運営に関すること ○議員の安否に関すること ○本会議、委員会等の開催調整に関すること ○災害情報、又は感染症拡大による町民生活への影響等の情報収集に関すること ○議場等が被災し使用できなくなった場合の代替施設の調整に関すること ○町本部との連絡調整に関すること ○その他、議長が必要と認める事項

【議会災害対策会議の運用】

設置・解散の時期	町本部等の第3次配備(非常態勢)設置後、速やかに設置し、当該本部等の解散をもって解散する。
設置場所	議会事務局執務室 議会事務局が使用できない場合は、実情に応じた会議室を確保する。(電話やFaxが使用できることが望ましい。)
委員の参集時間	次表の参集基準による。
会議運営	会議の進行は、議長が行い、協議事項は、議長が決定する。

【第1次・第2次参集者の参集基準】

参集の要件	参集者	参集時間	参集方法	服装・携行品
町が災害対策本部等を設置又は、議長が招集を決定	第1次参集者 ・正副議長 ・正副議運委員長 ・事務局長	防災メール等による災害情報確認後、自身と家族等の安全を確保し、速やかに参集	可能な方法 (あらかじめ手段を検討しておくこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災服、ヘルメット、防災靴等、自身の安全を確保できる服装 ・ 携帯電話、タブレット等通信機器 ・ 3日分の食料・飲料 ・ その他
	第2次参集者 ・議運委員 ・事務局職員	第1次参集者からの連絡があれば速やかに参集		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 参集者は道路等が途絶することを想定し、あらかじめ徒歩を含めた交通手段を検討しておく。 ・ 第1次参集者が、自身や家族の被災などにより参集できない場合や、参集途上での救命活動などにより参集できなくなった場合には、あらかじめ指名された第2次参集者にその旨を連絡し、第2次参集者が参集する。 ・ 参集途上、被災者の救命等が必要となった場合には、当該救命活動を優先する。 ・ 参集途上、可能な範囲で災害情報を収集する。 ・ 一人が継続して48時間を超えて災害対応にあたることのないよう、議会事務局の交替勤務体制を整え、健康管理に留意する。 				

【議員参集基準】

参集の要件	参集方法	参集場所	服装・携行品
議会对策会議から指示があった場合	可能な方法 (あらかじめ手段を検討しておくこと)	議員控室を基本とし、使用できない場合は議会对策会議の指示による	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災服、ヘルメット、防災靴等、自身の安全を確保できる服装 ・ 携帯電話等通信機器 ・ 3日分の食料・飲料 ・ その他

※参集途上、被災者の救助が必要となった場合には、当該救助活動を優先する。

この場合、直ちに議会事務局に報告する。

※参集途上、可能な範囲で災害情報を収集する。

II. 議員の基本的行動

議員は、自身と家族の安全確保・安否確認を行い、その上で次の活動を行うものとする。

- a. 議会对策会議からの参集指示に速やかに対応できるよう、連絡態勢を常時確保しておく。
- b. 議会对策会議から全議員の参集指示があるまでは、地域の一員として地域における活動に積極的に従事し、執行機関が拾いきれない地域の災害情報などを収集する。
- c. 地域の災害情報等は議会对策会議へ報告し、町本部への直接提供や問い合わせ、要望等は厳に慎む。また、町民の要望事項への確約や収集情報のSNS等への掲載は行わない。
- d. 議会对策会議の構成員は、議会对策会議が設置された場合には、上記に関わらず、議会对策会議の任務にあたる。

III. 発生時期に応じた議員の行動基準

- a. 災害が会議（本会議・委員会）中に発生した場合
 - ・議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会を休憩し、出席者及び傍聴人の安全を確保する。
 - ・議長又は委員長は、災害の状況により、その日の会議等を延会することができる。
 - ・被災者がある場合には、その救出・支援にあたる。
 - ・必要に応じて、議会对策会議を開催する。
 - ・議長又は委員長は、今後の対応の指示があるまで議員を待機させることができる。
- b. 災害が会議時間外（夜間・土日・祝日等）や議員が登庁していない時に発生した場合
 - ・議員は、速やかに自身と家族の安全を確保し、速やかに安全な場所に避難したうえで、自らの安否とその居所及び連絡先を議会事務局に連絡する。
 - ★様式1「議員安否確認票」による。
 - ・議員は、地域における被災者の安全確保、避難所への誘導等にできる限り協力するとともに災害情報を収集し、議会对策会議に報告する。なお、救助・救命に係る緊急性の高い情報は、消防本部「119」に通報する。
 - ★様式2「情報収集連絡票」（災害現場写真の添付可）による。
 - ・議員は、連絡が取れる態勢を確保し、参集指示があった時は、速やかに登庁する。
- c. 常任委員会等による所管事務調査（視察）に行っている場合
 - ・委員長は、議長に連絡のうえ、被災状況を勘案して必要があると認めた時は、速やかに調査を終了し、帰町する。
- d. 議長等が出張等不在の場合
 - ・原則、前記cと同様の対応とし、帰町するまでの間、副議長が議長職務を行う。

IV. 議会災害対策会議などの指揮・命令系統

議会对策会議と議会事務局においては、議長と局長の不在などの場合に備えて指揮・命令の順位を次のとおり定めるものとする。

【議会災害対策会 議長不在時の代理者】

	対策会議メンバー	議会事務局
指揮・命令者	議長	局長
代理順位 1	副議長	副主任・主査
代理順位 2	議運委員長	主任主事・主事
代理順位 3	議運副委員長	

4 議会事務局の体制

町本部等が設置された際には、議会事務局の職員（以下「事務局職員」という。）は、通常業務に優先して速やかに災害対応の業務（以下「非常時優先業務」という。）にあたるものとする。

災害が勤務時間外に発生した場合においては、事務局職員、家族の安全確保及び安否確認がされた段階で、以下の行動基準により災害対応業務にあたる。

I. 事務局職員の行動基準

a. 災害が勤務時間（8時30分～17時15分）内に発生した場合

- ・自身の安全を確保と家族等の安否確認をする。
- ・業務継続可能であれば、速やかに非常時優先業務にあたる。
- ・継続できない場合は、継続可能な他の職員が業務にあたる。

b. 災害が平日の勤務時間外、休日（土日・祝日）に発生した場合

- ・自身と家族の安全を確保する。
- ・住居等の被害状況を確認、被災者がある場合にはその救出・支援を行う。
- ・第1次参集者（第2次参集者にあつては、第1次参集者からの連絡後）は、速やかに参集し、非常時優先業務にあたる。
- ・その他の事務局職員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡態勢を確保し、自宅での待機や地域での支援活動などに従事する。

【事務局職員の非常時優先業務】

- ・来庁者の避難誘導、被災者の救出・支援
- ・議員・事務局職員の安否確認
- ・議会関連会議室等の被災状況の確認と執務場所及び会議場所の確保
- ・議会対策会議の設置準備
- ・町本部との連絡体制の確保
- ・災害関係情報の収集・整理

5 災害時のBCP発動時における対応

災害時は、発災からの時期に応じてそれぞれの時期（初動期、応急期、復旧期）に応じた行動基準を定める。

【基本的行動基準】

時期	議会・議員の行動	議会対策会議の行動	事務局職員の行動
【初動期】 BCP発動時 ～概ね3日間	<ul style="list-style-type: none"> ・自身と家族の安全確保 ・議会事務局に安否報告 ・議会対策会議からの指示に即応できる態勢の確保 ・議会対策会議からの指示があるまでは地域活動 ・災害関係情報の収集 ・地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会対策会議の設置 ・災害関係情報の収集 ・議員の安否などの情報整理 ・情報を整理し全議員招集の要否を協議 ・町本部と情報の共有 ・議会運営事項の協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・自身と家族の安全確保 ・局長は、議会事務局へ参集 ・議員及び職員の安否確認 ・議会関連会議室等の被災状況の確認（事務局、議場、委員会室等） ・会議場所の確保 ・議会対策会議の設置準備・運営支援 ・議会事務局の電話、情報端末機器の稼働確認 ・町本部と連絡体制確保 ・電気、水道の確認 ・災害関係情報の収集・整理
【応急期】 4日 ～10日	<ul style="list-style-type: none"> ・議会対策会議からの指示を踏まえての行動 ・地域での災害情報、意見、要望などの収集 ・地域での救援、救助状況の確認、避難所運営などへの協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を整理し、全議員招集の要否を協議 ・町本部と情報の共有 ・議員への情報提供 ・議会運営の再開準備（開催場所、議案などの協議） 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会対策会議の運営支援 ・災害関係情報の収集・整理 ・議会再開に向けた準備
【復旧期】 11日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ・議会対策会議からの指示により議員活動に専念 ・本会議、委員会の開催 ・議決事件の審議・議決 ・復旧活動に関する国・県への要望などの検討 ・復興計画の審議 ・通常の議会体制へ移行 	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議、委員会の開催準備 ・被災状況、復旧工事などの確認 ・議会対策会議の解散 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会対策会議の運営支援 ・議会再開に向けた準備 ・通常業務に移行

6 感染症流行時における対応

【基本的行動基準】

時期	議会・議員の行動	議会対策会議の行動	事務局職員の行動
<p>【流行初期】 適切な感染拡大防止策をとれば、会議を開催することができるとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自身（家族含む）の健康状態（症状、検査結果）を継続的に把握し、必要に応じて事務局に連絡 ★様式3「議員健康状態確認票（感染症）」による ・県外への不要不急の移動は慎重に検討 ・県外からの帰県後、数日間の行動記録の徹底及び健康状態の把握 ・適切な感染拡大防止策を取ったうえでの会議等の開催 ・町本部と連携・協力し、必要な対策に関する国・県その他の関係機関への要望を検討 ・感染症拡大防止や経済対策等に必要予算審議 		<ul style="list-style-type: none"> ・町本部が設置された場合、通常業務に優先して、速やかに感染症対応業務にあたる。 ・議員（家族含む）及び自身（家族含む）の健康状態（症状、検査結果）を継続的に確認 ・議員（家族含む）及び自身（家族含む）に感染者が出た場合、議会関連会議室等の消毒作業 ・議会対策会議の設置準備 ・町本部と連絡体制確保
<p>【流行拡大期】 適切な感染拡大防止策をとってもなお、会議等を開催することができない程度に町内での感染が拡大し、大規模災害発生時と同視できる段階に達したとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自身（家族含む）の健康状態（症状、検査結果）を継続的に把握し、必要に応じて事務局に連絡 ★様式3「議員健康状態確認票（感染症）」による ・議会対策会議からの参集指示があるまでの間、自身の感染予防対策に努める。 ・感染拡大による町民生活影響等の情報がある場合は、議会対策会議に連絡 ★様式4「情報収集連絡票（感染症）」による 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会対策会議の設置 ・町本部と情報の共有 ・議員への情報提供 ・議会運営事項の協議 ・適切な感染拡大防止策をとり、会議を開催できる目途が立った段階で、議会対策会議を解散 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染流行初期の対応を継続 ・議会対策会議の運営支援

7 町本部との連携

- (1) 議会対策会議は、効果的な災害の復旧、復興に資するため、必要に応じて町長と協議する。
- (2) 町本部が迅速かつ適切に災害対応に専念できるよう、必要な支援及び協力を行う。
- (3) 議会事務局長は、町本部に本部員として参加する。

8 環境整備

(1) 防災訓練

議員と職員が参加する防災訓練を定期的実施し、災害への意識の醸成と対応行動の十分な習得に努める。また、防災訓練に合わせ、携帯電話へのメールやタブレットのビジネスチャットアプリ（In Circle(以下、インサークル)）等の使い方についての研修を実施し、災害時における情報収集体制を確立する。

(2) 被服の貸与

議員が、被災した町民から明確に識別され、安全に災害対応業務に従事できるよう、防災服等の被服を貸与する。

9 災害発生時等における連絡体制

(1) 安否確認等（本BCPが対象とする災害または感染症が発生したとき）

① 災害発生時

議員は、みずからの安否、居所及び連絡先を議会対策会議に連絡しなければならない。

★様式1 「議員安否確認票」により連絡・送信する。

被災状況により、通信手段が制限される場合には、原則として、次の方法により連絡を行う。

なお、通信手段が断絶した場合は、避難所・支所などの職員に対して、議会対策会議への伝達を依頼する。

通信(伝達)手段	連絡先等
インサークル	議会タブレットのチャットアプリ
メール	gikai@town.ayagawa.lg.jp
電話	087-876-0733
ファックス	087-876-3660
災害伝言ダイヤル 「171」	基本操作方法は別紙1を参照
上記通信機器が使用不能の場合、口頭による伝達	避難所・支所等の職員

② 感染症流行時

感染した議員（家族含む）は、健康状態（症状、検査結果）を継続的に把握し、事務局に連絡する。

★様式3「議員健康状態確認票（感染症）」により、連絡・送信する。

（2）議会対策会議から議員への情報伝達

ア 議会対策会議からの全議員への情報の伝達は、24時間体制で行う。

イ 通信手段については、インサークルやメールの他、災害伝言ダイヤル「171」を利用するなど通信手段を確保する。

10 計画の体系図

（1）災害発生時における時系列にみる基本的行動フロー（別紙2参照）

計画の全般的な体系イメージとして、発災から1カ月程度までの行動などについて、災害が休日・時間外に発生した場合を1つの基本的行動パターンとして整理する。

（2）災害時の議会・事務局の行動の流れ（別紙3参照）

（3）感染症流行時における時系列にみる基本的行動フロー（別紙4参照）

計画の全般的な体系イメージとして、流行初期から小康期までの行動などについて整理する。

（4）感染症流行時の議会・事務局の行動の流れ（別紙5参照）

11 その他留意事項

（1）BCP発動時の全ての行動は、人命第一を基本とする。

（2）BCP発動時は、BCPに基づいて行動できないことも十分想定されるが、BCPを基本とした上で、できる限り対処する。

（3）BCP発動時における議会としての業務（会議を含む）に従事するときは、原則として、貸与した防災服等を着用する。

（4）BCPは、議会運営委員会において、適宜継続的に見直しを行うものとする。

12 今後の検討課題

（1）オンライン会議

オンライン会議は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法をいうが、会議等における活用は、会議規則等の改正を伴うことから、今後、他自治体の状況を踏まえて導入を検討する。なお、議会対策会議やその他の非公式な会議についても、タブレット端末等を活用し、必要に応じてオンラインでの会議を行う体制づくりを検討する。

（2）事務局職員の業務

現在、議会事務局職員（3名）は、町本部の組織体制に組み込まれており、その指揮命令下にあるため、議会対策会議が設置された場合における業務について、執行機関に申し入れしておく必要がある。

（3）災害時における執行部・議会・町民等の相関図の作成の検討。

1 はじめに

1.1 基本方針

道の駅では、災害発生直後において、一般利用者の安全を確保するための初動の対応が求められる。また、発災後は一定期間、一時避難者が道の駅に滞留することが想定されるため、そうした避難者に対して防災設備・備蓄などの提供・活用が必要となる。

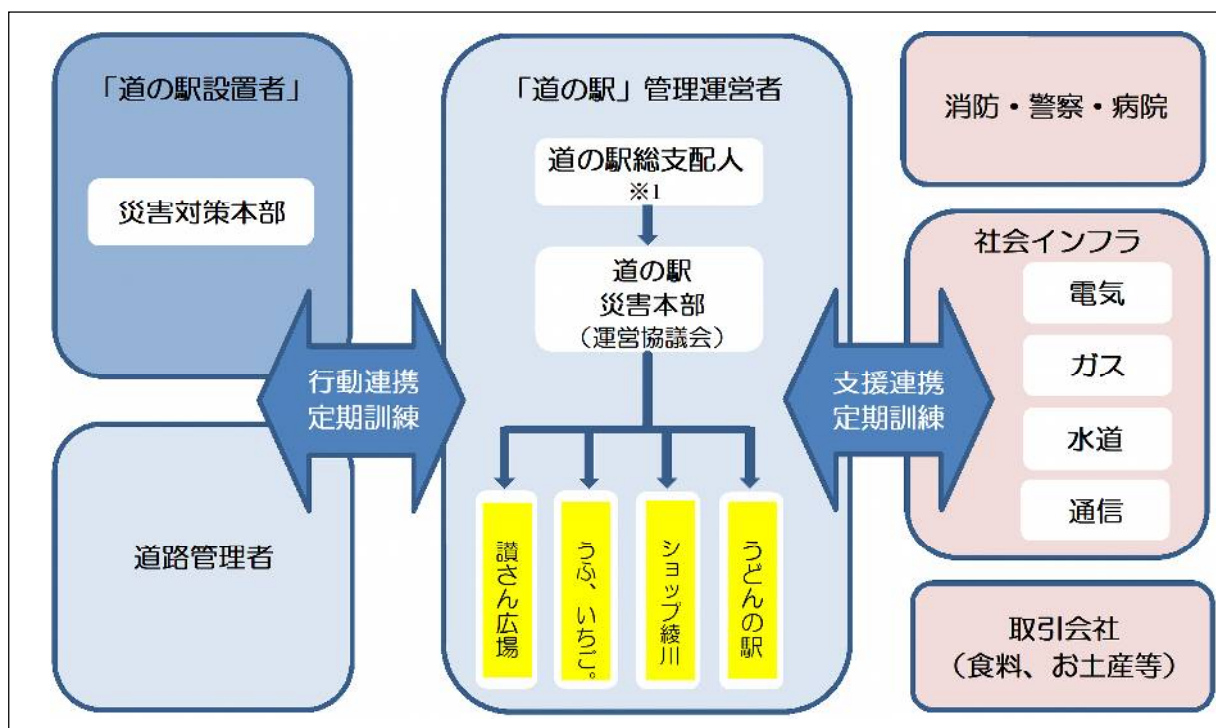
本計画は、道の駅「滝宮」が災害発生時においても、所要の防災機能を迅速かつ円滑に発揮されることを目的とする事業継続計画（Business Continuity Plan）である。

道の駅「滝宮」の管理運営者、設置者である綾川町及び道路管理者である国土交通省香川河川国道事務所は災害発生時において、本計画に基づき、関係機関と連携し、業務を実施するとともに、定期的に防災訓練の場を設けるものとする。

1.2 BCPの策定・運用の体制

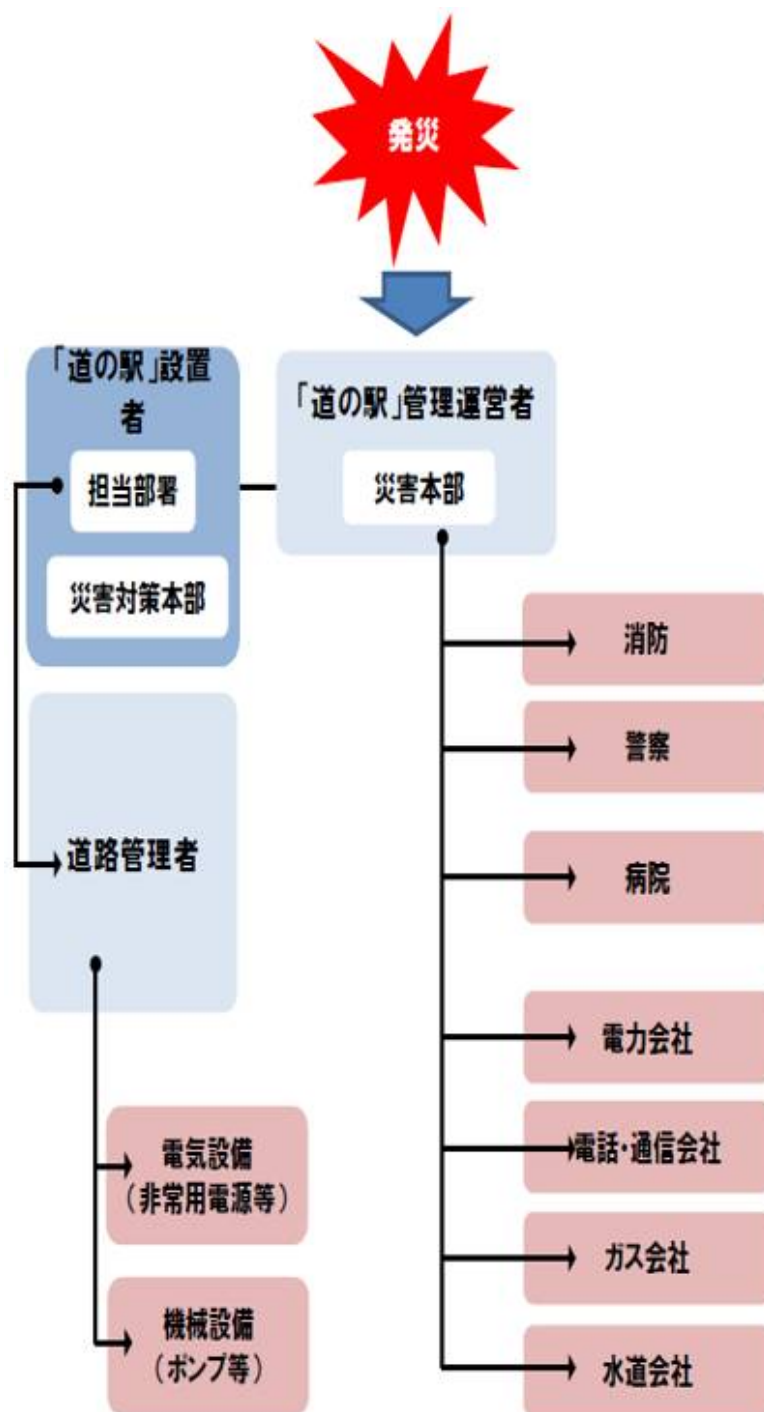
BCPの策定・運用は、道の駅「滝宮」にかかる関係者で下記の体制を構築し、運用する。

「道の駅」管理運営者が主体となり、「道の駅」設置者（綾川町）、道路管理者（国土交通省香川河川国道事務所）、関係機関（消防・警察・病院、社会インフラ機関、取引会社等）で体制を構築して運用する。（連絡先一覧は、様式-6に記載する。）



※1：代理を、「ショップ綾川店長」とする。

災害時連絡フローは、以下のとおりである。



1.3 BCP の発災後の運用期間

本 BCP は発災直後の一時的な避難場所の提供、広域的な災害対策活動開始までの期間の行動計画とする。前述以降の行動計画の策定については、関係者で協議のうえ、決定する。

2 基本的な考え方

2.1 大規模災害発生時の基本方針

大規模災害発生時、道の駅「滝宮」が所要の防災機能を迅速かつ円滑に発揮することを目的として、基本方針を以下のとおり規定する。

- 生命の安全確保を最優先とし、迅速な安否確認を行う
- 防災拠点としての機能を円滑に開始できるように準備を整える
- 巨大地震発生時、迅速かつ円滑に一時避難場所として開始できるための準備を整える
- 対外的な情報の発信及び共有を行う
- 大規模災害が発生しても、生活必需品の早期販売再開ができるよう準備を整える

2.2 大規模災害発生時の重要業務

大規模災害発生時の道の駅「滝宮」における重要業務を、以下のとおり規定する。

- ① 安否確認、二次災害の防止、災害用設備の起動
- ② 避難場所の開設準備、誘導・受入れ、災害用備蓄の搬出・配布
- ③ 利用者や関係機関等への情報発信・共有
- ④ 緊急活動スペースの確保
- ⑤ 災害支援・災害用備蓄スペースの確保
- ⑥ 食料品・生活必需品の早期販売再開
- ⑦ 感染症の予防や拡大防止対策

2.3 発災時の重要業務の実施フロー

大規模災害発生時の道の駅「滝宮」における実施フローを、以下のとおり7分類する。

災害発生直後

1 安否確認、二次災害の防止、災害用設備の起動

- ① 来訪者・従業員の安否確認
- ② 負傷者の救助・救護
- ③ 情報収集
- ④ 二次災害の防止(建物・設備の被災状況の確認)
- ⑤ 二次災害の防止(消火活動)
- ⑥ 災害用設備の起動(災害用トイレの設置)



災害発生直後

2 避難場所の開設準備、誘導・受入れ、災害用備蓄の搬出・配布

- ① 避難場所の開設準備
- ② 避難場所への誘導、受入
- ③ 災害用備蓄の搬出・避難者への配布



災害発生直後～3時間以内

3 利用者や関係機関等への情報発信・共有

- ① 利用者や関係機関等への情報発信・共有



災害発生直後～3時間以内

4 緊急活動スペースの確保

- ① 緊急活動スペースの点検・確保



災害発生直後～1日以内

5 災害支援・災害用備蓄スペースの確保

- ① 災害活動車両(一次(広域)物資拠点支援施設)の駐車スペースの点検・確保



災害発生直後1日～3日以内

6 食料品・生活必需品の早期販売再開

- ① (食料品・生活必需品の早期販売)再開にむけた対応戦略
- ② (食料品・生活必需品の早期販売)人員、スペース、商品の確保
- ③ 建物・設備の修理等手配



都度対応

7 感染症の予防や拡大防止対策

- ① 感染症の予防や拡大防止対策の実施

2.4 現状の把握

大規模災害発生時の重要業務に関わる道の駅「滝宮」の現状は、以下のとおりである。

2.4.1 参集可能人員

(1) 営業日(日、月、水～土曜日) 昼間(9:00～17:00) (単位:人)

班	通常勤務	発災後 1時間	発災後 3時間	発災後 6時間	発災後 12時間
災害本部(各店長)	5	5	5	5	5
讃さん広場滝宮店	15	15	16	16	16
うふ、いちご。	2	2	2	3	3
うどんの駅綾川	4	4	5	5	6
ショップ綾川	3	3	4	4	5
計	29	29	32	33	35

(2) 営業日（日、月、水～土曜日）夜間（17:00～9:00） (単位：人)

班	通常勤務	発災後 1時間	発災後 3時間	発災後 6時間	発災後 12時間
災害本部(各店長)	0	4	5	5	5
讃さん広場滝宮店	0	1	2	2	2
うふ、いちご。	0	0	1	1	1
うどんの駅綾川	0	1	2	2	3
ショップ綾川	0	1	1	2	3
計	0	7	11	12	14

(3) 定休日（火曜日）昼間（9:00～17:00） (単位：人)

班	通常勤務	発災後 1時間	発災後 3時間	発災後 6時間	発災後 12時間
災害本部(各店長)	0	4	5	5	5
讃さん広場滝宮店	0	1	2	2	2
うふ、いちご。	0	0	1	1	1
うどんの駅綾川	0	1	2	2	3
ショップ綾川	0	1	2	3	3
計	0	7	12	13	14

(4) 定休日（火曜日）夜間（17:00～9:00） (単位：人)

班	通常勤務	発災後 1時間	発災後 3時間	発災後 6時間	発災後 12時間
災害本部(各店長)	0	4	5	5	5
讃さん広場滝宮店	0	1	2	2	2
うふ、いちご。	0	0	1	1	1
うどんの駅綾川	0	1	2	2	3
ショップ綾川	0	1	1	2	3
計	0	7	11	12	14

2.4.2 建屋の現況把握

建物名※	階数	用途	定期点検	耐震化	責任者（氏名）
道の駅滝宮うどん会館	1	—	—	○	綾川町
情報ステーション	1	—	—	○	香川河川国道事務所
公衆便所（屋外）	1	—	—	○	香川河川国道事務所

※建物の平面図、立面図等については、本書の巻末資料に添付する。

- ・(図面-1)令和元年度 道の駅滝宮うどん会館リニューアル工事 竣工図
- ・(図面-2)令和2年度 道の駅滝宮トイレ棟改修工事 完成図面

2.4.3 ライフライン

ライフライン名	耐震化	バックアップ	備蓄量	備考
電力	○	非常用発電機	3日以上	国交省（50KVA） 負荷設備：別紙-1
電力	○	非常用発電機	半日分	綾川町（43KVA） 負荷設備：別紙-2
ガス	—	—	—	—
水	○	貯水機能付給水管	3日分	国交省
水	○	非常時のトイレ用受水槽	3日分	国交省
水	○	貯水槽	半日分	綾川町
通信	○	衛星携帯電話	1台	国交省
通信	—	特定小電力トランシーバー	6台	穴吹エンタープライズ（株）

2.4.4 災害用備蓄一覧表

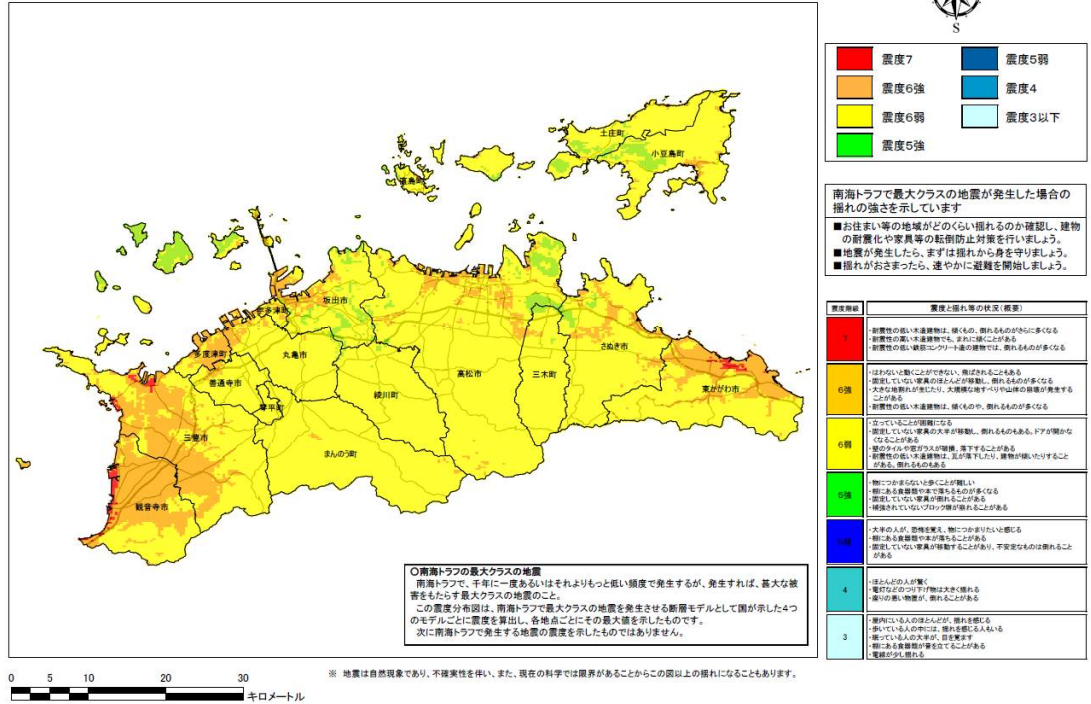
品名	数量	保管場所	有効期限
食料	3日間	各テナント倉庫・厨房・売場等	—
飲料水	3日間	貯水機能付給水管等	—
簡易トイレ	20回分	防災倉庫	—
トラロープ	2本(50m)	防災倉庫	—
カラーコーン(コーンヘッド付)	41個	防災倉庫	
コーンバー	40個	防災倉庫	—
アルミヒートブランケット	10枚	防災倉庫	—
投光器	3基	防災倉庫	—
投光器三脚	3基	防災倉庫	—
投光器用コードリール	3個	防災倉庫	—
マンホールトイレ(洋式)	2基	防災倉庫	—
多機能ラジオライト	2個	防災倉庫	—
携帯電話・スマホ用蓄電池 (NTT DOCOMO)	2個	防災倉庫	—
飲料水用ポリタンク	2個	防災倉庫	—
拡声器	1個	事務室	—
担架	2台	多目的ホール・事務室	—

2.5 被害想定

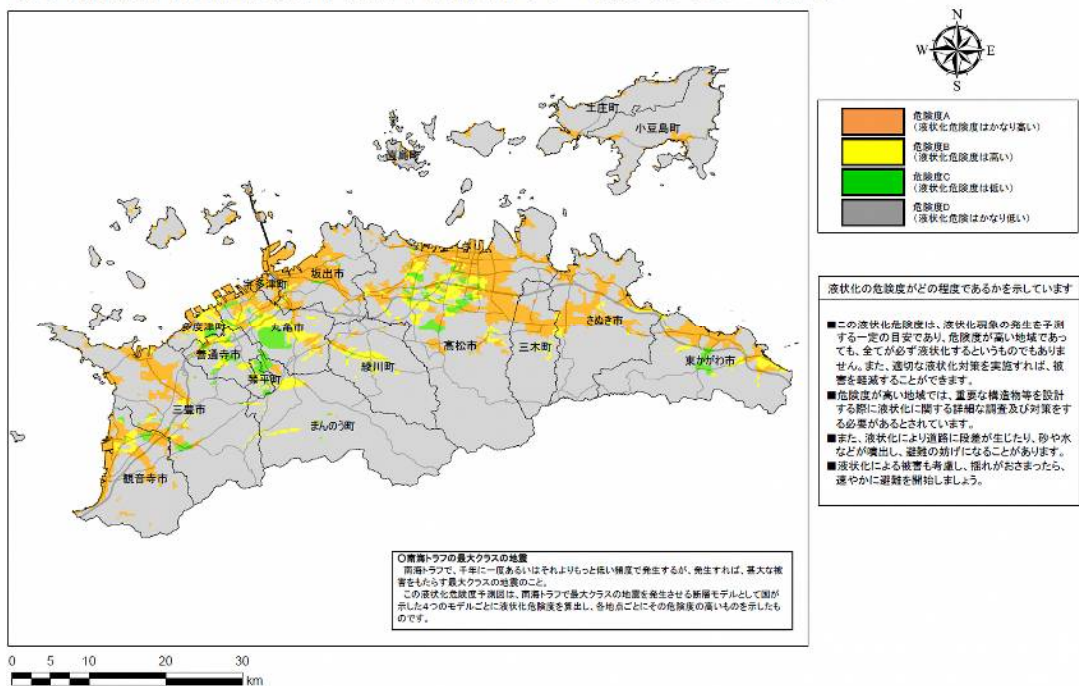
2.5.1 地震・津波編

「第一次地震・津波被害想定(香川県)」において想定災害に設定されている、南海トラフ地震をリスクとして、「震度6強」を想定する。

香川県震度分布図(南海トラフの最大クラスの地震)



香川県液状化危険度予測図(南海トラフの最大クラスの地震)



出典: 香川県地震・津波被害想定(第一次公表)平成 25 年 3 月

2.5.2 風水害編

町内を流れる綾川水系綾川が該当し、計画雨量は24時間総雨量696mmで想定されている。それぞれの河川流域において、河川堤防沿いの低地は左右岸とも浸水する危険性がある。

また、道の駅「滝宮」に関する地区について、[綾川町洪水・土砂災害ハザードマップ](#)を次頁に添付する。

2.5.3 社会インフラ中断の想定期間

以下、表のとおりとする。

表 社会インフラ中断の想定期間

電力	ガス	水道	通信
3日間	—	3日間	3日間

洪水・土砂災害ハザードマップ

滝宮・羽床下・羽床上地区



地区内の避難所はさだめられています。河川付近の地区では、町の避難所が河川の浸水想定区域に入っている場合があります。最新のホームページを参考に避難先を検討してください。

避難所一覧				緊急避難場所一覧			
No.	名称	住所	備考	No.	名称	住所	備考
1	滝宮小学校	滝宮4-1	0	1	滝宮公民館	滝宮4-1	0
2	羽床小学校	羽床1-1	0	2	羽床公民館	羽床1-1	0
3	羽上小学校	羽上1-1	0	3	羽上公民館	羽上1-1	0
4	滝宮中学校	滝宮4-1	0	4	滝宮体育館	滝宮4-1	0
5	羽床中学校	羽床1-1	0	5	羽床体育館	羽床1-1	0
6	羽上中学校	羽上1-1	0	6	羽上体育館	羽上1-1	0
7	滝宮公民館	滝宮4-1	0	7	滝宮公民館	滝宮4-1	0
8	羽床公民館	羽床1-1	0	8	羽床公民館	羽床1-1	0
9	羽上公民館	羽上1-1	0	9	羽上公民館	羽上1-1	0
10	滝宮公民館	滝宮4-1	0	10	滝宮公民館	滝宮4-1	0
11	羽床公民館	羽床1-1	0	11	羽床公民館	羽床1-1	0
12	羽上公民館	羽上1-1	0	12	羽上公民館	羽上1-1	0
13	滝宮公民館	滝宮4-1	0	13	滝宮公民館	滝宮4-1	0
14	羽床公民館	羽床1-1	0	14	羽床公民館	羽床1-1	0
15	羽上公民館	羽上1-1	0	15	羽上公民館	羽上1-1	0
16	滝宮公民館	滝宮4-1	0	16	滝宮公民館	滝宮4-1	0
17	羽床公民館	羽床1-1	0	17	羽床公民館	羽床1-1	0
18	羽上公民館	羽上1-1	0	18	羽上公民館	羽上1-1	0
19	滝宮公民館	滝宮4-1	0	19	滝宮公民館	滝宮4-1	0
20	羽床公民館	羽床1-1	0	20	羽床公民館	羽床1-1	0
21	羽上公民館	羽上1-1	0	21	羽上公民館	羽上1-1	0
22	滝宮公民館	滝宮4-1	0	22	滝宮公民館	滝宮4-1	0
23	羽床公民館	羽床1-1	0	23	羽床公民館	羽床1-1	0
24	羽上公民館	羽上1-1	0	24	羽上公民館	羽上1-1	0
25	滝宮公民館	滝宮4-1	0	25	滝宮公民館	滝宮4-1	0
26	羽床公民館	羽床1-1	0	26	羽床公民館	羽床1-1	0
27	羽上公民館	羽上1-1	0	27	羽上公民館	羽上1-1	0
28	滝宮公民館	滝宮4-1	0	28	滝宮公民館	滝宮4-1	0
29	羽床公民館	羽床1-1	0	29	羽床公民館	羽床1-1	0
30	羽上公民館	羽上1-1	0	30	羽上公民館	羽上1-1	0
31	滝宮公民館	滝宮4-1	0	31	滝宮公民館	滝宮4-1	0
32	羽床公民館	羽床1-1	0	32	羽床公民館	羽床1-1	0
33	羽上公民館	羽上1-1	0	33	羽上公民館	羽上1-1	0
34	滝宮公民館	滝宮4-1	0	34	滝宮公民館	滝宮4-1	0
35	羽床公民館	羽床1-1	0	35	羽床公民館	羽床1-1	0
36	羽上公民館	羽上1-1	0	36	羽上公民館	羽上1-1	0
37	滝宮公民館	滝宮4-1	0	37	滝宮公民館	滝宮4-1	0
38	羽床公民館	羽床1-1	0	38	羽床公民館	羽床1-1	0
39	羽上公民館	羽上1-1	0	39	羽上公民館	羽上1-1	0
40	滝宮公民館	滝宮4-1	0	40	滝宮公民館	滝宮4-1	0
41	羽床公民館	羽床1-1	0	41	羽床公民館	羽床1-1	0
42	羽上公民館	羽上1-1	0	42	羽上公民館	羽上1-1	0
43	滝宮公民館	滝宮4-1	0	43	滝宮公民館	滝宮4-1	0
44	羽床公民館	羽床1-1	0	44	羽床公民館	羽床1-1	0
45	羽上公民館	羽上1-1	0	45	羽上公民館	羽上1-1	0
46	滝宮公民館	滝宮4-1	0	46	滝宮公民館	滝宮4-1	0
47	羽床公民館	羽床1-1	0	47	羽床公民館	羽床1-1	0
48	羽上公民館	羽上1-1	0	48	羽上公民館	羽上1-1	0
49	滝宮公民館	滝宮4-1	0	49	滝宮公民館	滝宮4-1	0
50	羽床公民館	羽床1-1	0	50	羽床公民館	羽床1-1	0
51	羽上公民館	羽上1-1	0	51	羽上公民館	羽上1-1	0
52	滝宮公民館	滝宮4-1	0	52	滝宮公民館	滝宮4-1	0
53	羽床公民館	羽床1-1	0	53	羽床公民館	羽床1-1	0
54	羽上公民館	羽上1-1	0	54	羽上公民館	羽上1-1	0
55	滝宮公民館	滝宮4-1	0	55	滝宮公民館	滝宮4-1	0
56	羽床公民館	羽床1-1	0	56	羽床公民館	羽床1-1	0
57	羽上公民館	羽上1-1	0	57	羽上公民館	羽上1-1	0
58	滝宮公民館	滝宮4-1	0	58	滝宮公民館	滝宮4-1	0
59	羽床公民館	羽床1-1	0	59	羽床公民館	羽床1-1	0
60	羽上公民館	羽上1-1	0	60	羽上公民館	羽上1-1	0

凡例

- 避難所
- 指定緊急避難場所
- 防災行政機関(屋外スピーカー)
- 警察署・救急所
- 消防団
- 公立病院・公立診療所
- 防災倉庫(資機材・食料)
- 土のう倉庫
- 水点検箇所
- 主要道

土砂災害ハザードマップ

- 土石流・がけ崩れ・山崩れ(崖崩れ)危険箇所
- 土石流災害特別警戒区域(土石流)
- 土石流災害警戒区域(土石流)
- 土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)
- 土砂災害警戒区域(急傾斜地)
- 山崩れ危険箇所(崖崩れ)
- 崩壊土砂災害危険地区(土石流)
- 山崩れ危険地区(山崩れ)

水害ハザードマップ

- 水害警戒区域(浸水想定)
- 水害警戒区域(浸水想定)可歩歩道
- 水害警戒区域(浸水想定)可歩歩道
- 平成16年台風21号浸水区域

土砂災害ハザードマップ

- 土石流・がけ崩れ・山崩れ(崖崩れ)危険箇所
- 土石流災害特別警戒区域(土石流)
- 土石流災害警戒区域(土石流)
- 土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)
- 土砂災害警戒区域(急傾斜地)
- 山崩れ危険箇所(崖崩れ)
- 崩壊土砂災害危険地区(土石流)
- 山崩れ危険地区(山崩れ)



本マップは、国土交通省「国土安全情報」に基づき作成されています。最新の情報は、国土交通省「国土安全情報」を参照してください。

3 災害時の重要業務の行動計画

3.1 来訪者・従業員の安否確認

業務名	来訪者・従業員の安否確認	
業務の概要	地震発生後、安全を確保しながら「道の駅」区域内をくまなく点検し、来訪者・従業員の安否を速やかに確認する。夜間等営業時間外の場合、「道の駅」代表者より緊急連絡網にて従業員の安否を確認する。	
担当班	全ての部門が担当。 各部門の担当エリアは、「様式-2 各部門担当エリア図」のとおり。	
責任者 実施体制	「道の駅」総支配人 (代理： ショップ綾川 店長)	各部門リーダー (又は発災時出勤者)
目標時間	発災後、速やかに開始し、20分以内に完了	
役割及び 実施内容	「道の駅」総支配人 1. 管内放送で安否確認の指示を行う。 2. 各部門からの報告を集約する。 3. 被害チェックリスト（様式-5）に情報を集約する。	
	各部門リーダー（又は発災時出勤者）・従業員 【地震の場合】 1. 道の駅スタッフは、利用者に対し身を守る対応の声かけを行い、揺れが収まった段階で、避難路の安全確認を行い、駐車場へ誘導する。 2. 部門従業員の安全の相互確認。 3. 部門担当エリアの巡回・安全確認を行う。 ・「誰かいませんか？」等の声掛けを行うとともに、各担当エリアの責任者が確実に避難・負傷者状況の把握を行う。（逃げ遅れがないかトイレなど細部まで確認すること。） 4. 人的被災状況を被害チェックリスト（様式-5）により、総支配人に報告する。 5. 建物の入口を、カラーコーン等により閉鎖し、進入禁止の処置をとる。	
使用 機材	庁内放送設備	
	拡声器（防災倉庫）	
	カラーコーン（コーンヘッド付）、コーンバー。	
場所 (詳細は、 様式-2の とおり)	讚さん広場	農産物直売所、駐車場
	うふ、いちご。	スイーツショップ、トイレ
	うどんの駅	セルフうどん店、フードコート、貯水槽、貯水機能付給水管、浄化槽
	ショップ綾川	ショップ、情報ステーション、広場、従業員駐車場、レストラン、キュービクル、非常用発電機、プロパン庫、その他施設共用部分
関連様式	・緊急時連絡網（様式-1） ・各部門担当エリア図（様式-2） ・避難誘導経路図（様式-3） ・被害チェックリスト（様式-5）	
課題	特になし	

3.2 負傷者の救助・救援

業務名	負傷者の救助・救援	
業務の概要	来訪者・従業員の安否確認により負傷者が発生した場合、症状に応じて可能な範囲で適切な応急処置を実施する。また、重傷者等救急を要する場合は、速やかに救助救援を要請する。	
担当班	救護班 ※2	
責任者 実施体制	「道の駅」総支配人 (代理： ショップ綾川 店長)	救護班長 (又は発災時出勤班員)
目標時間	負傷者発見後 10 分以内、緊急連絡は 1 分以内。	
役割及び 実施内容	<p>「道の駅」総支配人</p> <p>1. 被害チェックリスト (様式-5) に情報を集約する。 各部門からの報告をもとに、「初期被害チェックリスト(人的被害)」を作成する。</p> <p>救護班</p> <p>1. 救護所を設営する。 救護所は、ブルーシート及びカラーコーン等で明示する。</p> <p>2. 軽症者の応急措置を行う。</p> <p>3. 中傷者・重傷者は、担架等により救護所へ搬送し、救急に通報する。 (固定電話及び携帯電話不通の場合は、衛星携帯電話を活用する。「以下、各重要業務項目においても同様とする。」)</p> <p>なお、負傷程度によっては、動かさないこととする。</p> <p>4. 処置結果を総支配人に報告する。</p> <p>※3：負傷者の搬送等で人員が不足する場合は、来訪者の協力を仰ぐこととする。</p>	
使用 機材	担架 (多目的ホール・事務室)	
	衛星携帯電話 (事務室)	
	カラーコーン (コーンヘッド付)、コーンバー。ブルーシート。(防災倉庫)	
場所	救護所	多目的スペース前広場 (一時避難スペース)
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> ・各部門担当エリア図 (様式-2) ・被害チェックリスト (様式-5) ・災害時連絡先一覧 (様式-6) 	
課題	特になし	

※2：各班のメンバー構成について、別途作成するものとする。(以下、同様とする。)

3.3 情報収集

業務名	情報収集	
業務の概要	来訪者及び、避難住民の方へ災害に関する情報、道路情報などを提供するために、災害及び道路に関する情報の収集を行う。	
担当班	情報班 ※2	
責任者 実施体制	「道の駅」総支配人 (代理： ショップ綾川店 長)	情報班長 (又は発災時出勤班員)
目標時間	来訪者・従業員の安否確認後速やかに開始し、発災後 60 分程度以内に一報を情報提供できるようにする。 情報については、都度更新する。	
役割及び 実施内容	<p>「道の駅」総支配人</p> <p>1. 情報班に情報収集を指示する。</p>	
	<p>情報班</p> <p>1. ラジオ、スマートフォン（道の駅 SPOT など）により、災害及び道路に関する情報を収集する。 ○道の駅 SPOT ポータルサイト http://www.shikoku-michinoeki-spot.skr.mlit.go.jp/shikoku/kagawa/index.html >>気象・災害 及び、>>防災情報</p>  <p>○災害時における通行可否の情報（通れるマップ） https://www.mlit.go.jp/road/bosai/toorerumap/index.html</p>  <p>2. 建物点検により、うどん会館の安全が確認できた場合は、インターネットにより、災害及び道路に関する情報を収集する。 3. 収集した情報は、緊急避難場所のホワイトボード等により提供を行う。</p>	
使用 機材	多機能ラジオライト（防災倉庫）	
	スマートフォン、PC	
	ホワイトボード、掲示板（事務室）	
場所	情報ステーション周辺 (道の駅 SPOT (フリーWi-Fiエリア))	
	事務室（うどん会館内）	
関連様式	・災害時の連絡先一覧（様式-6）	
課題	特になし	

3.4 二次災害の防止(建物・設備の被災状況の確認)

業務名	建物・設備の被災状況の確認	
業務の概要	発災後の来訪者への避難場所や飲料水の提供、新たな避難者の受け入れ等を安全かつ効率的に実施するために、「道の駅」の建物・各種設備の被災状況を目視で可能な範囲で点検する。	
担当班	全ての部門が担当。 各部門の担当エリアは、「様式-2 各部門担当エリア図」のとおり。	
責任者 実施体制	「道の駅」総支配人 (代理： ショップ綾川 店長)	各部門リーダー (又は発災時出勤者)
目標時間	人的被害確認、救急救命対応、来訪者避難誘導後、30分以内に完了。	
役割及び 実施内容	「道の駅」総支配人 1. 被害チェックリスト(様式-5)に情報を集約する。 各部門からの報告をもとに、「初期被害チェックリスト(人的・建物・設備被害)」を作成する。 2. 非常用発電機が起動せず、停電している場合は関係機関(綾川町、香川河川国道事務所)に連絡し、指示を仰ぐ。	
	各部門リーダー(又は発災時出勤者)・従業員 1. 部門担当エリアの巡回・被災状況の確認を行う。 建物等の点検にあたっては、「建物等点検チェックリスト」により実施する。 2. 被災状況を被害チェックリスト(様式-5)により、総支配人に報告する。	
使用 機材	双眼鏡	
場所	讃さん広場	駐車場
	うふ、いちご。	トイレ(屋外)
	うどんの駅	貯水槽、貯水機能付給水管、浄化槽
	ショップ綾川	うどん会館、情報ステーション、キュービクル、非常用発電機、プロパン庫、その他施設共用部分
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> ・各部門担当エリア図(様式-2) ・被害チェックリスト(様式-5) ・建物等点検チェックリスト(チェックリスト-1) ・災害時の連絡先一覧(様式-6) 	
課題	特になし	

3.5 二次災害の防止(消火活動)

業務名	消火活動	
業務の概要	道の駅の各種設備の被災状況確認時に、火災が発見された場合は、敏速かつ確実な初期消火により延焼を防止するとともに消火不可能と判断した場合は119番(消防署)へ通報する。	
担当班	全ての部門が担当。 各部門の担当エリアは、「様式-2 各部門担当エリア図」のとおり。	
責任者 実施体制	「道の駅」総支配人 (代理： ショップ綾川 店長)	各部門リーダー (又は発災時出勤者)
目標時間	火災発見後、速やかに開始し、5分以内に完了	
役割及び 実施内容	「道の駅」総支配人 1. 被害チェックリスト(様式-5)に情報を集約する。	
	各部門リーダー(又は発災時出勤者)・従業員 1. 発生現場を総支配人に報告する。 2. 初期消火・消防へ通報する。 (固定電話及び携帯電話不通の場合は、衛星携帯電話を活用する。) ○火災の状況を確認し、消火器または、消火栓で初期消火を実施 ○消火栓使用時は、3人1組(ノズル操作、バルブ操作、状況監視)で実施 3. 活動結果を総支配人に報告する。	
使用 機材	消火器	
	消火栓	
	衛星携帯電話(事務室)	
場所 (詳細は、 様式-2の とおり)	讚さん広場	農産物直売所、駐車場
	うふ、いちご。	スイーツショップ、トイレ
	うどんの駅	セルフうどん店、フードコート、貯水槽、貯水機能付給水管、浄化槽
	ショップ綾川	ショップ、情報ステーション、広場、従業員駐車場、レストラン、キュービクル、非常用発電機、プロパン庫その他施設共用部分
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導経路図(様式-3) ・消火機材設置箇所図(様式-3) ・消火栓の操作方法(マニュアル-1) ・災害時の連絡先一覧(様式-6) 	
課題	特になし	

3.6 災害用設備の起動(災害用トイレの設置)

業務名	災害用トイレの設置（トイレ使用環境の早期追加提供）	
業務の概要	「道の駅」避難者への災害用設備の起動を図るため、避難者へのトイレ使用環境の早期追加提供・復旧を行う。	
担当班	ショップ綾川従業員	
責任者 実施体制	「道の駅」総支配人 (代理： ショップ綾川 店長)	ショップ綾川店長 (又は発災時出勤者)
目標時間	発災後、120 分以内に完了。	
役割及び 実施内容	「道の駅」総支配人 1. マンホールトイレの設置を指示する。	
	ショップ綾川店長・従業員 1. マンホールトイレを浄化槽（綾川町）まで運搬し設置する。 2. 飲料水用ポリタンクを活用し手洗いを設置するとともに、消毒液の設置を行う。	
使用 機材	マンホールトイレ（洋式）（防災倉庫）	
	飲料水用ポリタンク（防災倉庫）	
	消毒液（事務室）	
場所	マンホールトイレ	浄化槽（綾川町）
	手洗い・消毒液	浄化槽（綾川町）
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> ・災害用設備配置図（様式-7） ・防災資機材組み立て・使用方法など（マニュアル-2） 	
課題	特になし	

3.7 避難場所の開設準備

業務名	避難場所の開設準備	
業務の概要	避難スペースの確保・誘導のため、指定された災害が発生もしくは予想される場合、直ちに開設を行う。	
担当班	避難場所対応班 ※2	
責任者 実施体制	「道の駅」総支配人 (代理： ショップ綾川 店長)	避難場所対応班 (又は発災時出勤班員)
目標時間	指定された災害が発生もしくは予想される場合、直ちに実施。	
役割及び 実施内容	「道の駅」総支配人 1. 綾川町からの指示を受け、避難場所（指定緊急避難場所）開設の指示を行う。 （なお、綾川町からの指示が無い場合においても、状況に応じ、総支配人が開設の判断を行う）	
	避難場所対応班 1. 避難場所（指定緊急避難場所）を開設する。 ○場所は、多目的スペース前広場とする。 建物点検により、うどん会館の安全が確認できた場合は、多目的スペースも活用する。 ○案内所及び、携帯端末充電SPOTを開設する。 ○避難場所に救護所を併設する。 ○のぼり旗等により避難場所を明示する。 2. 総支配人へ開設完了及び、課題等を報告する。	
使用 機材	長机、椅子（事務室）	
	拡声器（防災倉庫）	
	カラーコーン（コーンヘッド含む）、コーンバー、トラロープ（防災倉庫）	
	投光器、投光器三脚、投光器用コードリール（防災倉庫）	
	携帯電話・スマホ用蓄電池	
場所	避難場所	多目的スペース前広場、多目的スペース
関連様式	・（地方自治体のマニュアル等に準拠）	
課題	特になし	

3.8 避難場所への誘導、受入

業務名	避難場所への誘導、受入	
業務の概要	「道の駅」の来訪者全員の安全を確保しながら、漏れなく速やかに避難場所となる多目的スペース前広場等へ誘導する。	
担当班	全ての部門が担当。 各部門の担当エリアは、「様式-2 各部門担当エリア図」のとおり。	
責任者 実施体制	「道の駅」総支配人 (代理： ショップ綾川 店長)	各部門リーダー (又は発災時出勤者)
目標時間	発災後 10 分以内に確保、20 分以内に誘導を完了。	
役割及び 実施内容	「道の駅」総支配人 1. 館内放送で避難場所開設を周知するよう指示を行う。 2. 駐車場内での車両誘導の実施を指示する。(来訪者と車両の接触防止のため) 3. 必要に応じて車両規制を行うよう指示する。	
	各部門リーダー (又は発災時出勤者) ・従業員 1. 来訪者に避難場所開設の声かけ及び、避難場所への移動希望者の誘導を実施する。 2. 担当エリアの残存者 (車両内待機・避難者)を確認する。 3. 避難誘導完了 (担当エリアの残存者報告含む)を総支配人に報告する。 ○避難者数 計、内訳 (男性、女性、子供、乳幼児) (負傷者数、負傷箇所・程度、救急車要請の有無) など	
使用 機材	庁内放送設備 (事務室)	
	拡声器 (防災倉庫)	
場所	対応範囲	道の駅施設全体
	避難場所	多目的スペース前広場、多目的スペース
関連様式	・各部門担当エリア図 (様式-2) ・避難誘導経路図 (様式-3)	
課題	特になし	

3.9 災害用備蓄の搬出・避難者への配布

業務名	災害用備蓄の搬出・避難者への配布	
業務の概要	安全を最優先し、可能な範囲で食料や飲料水等を搬出し、来訪者や避難者全員にもれなく配布する。	
担当班	避難場所対応班 ※2	
責任者 実施体制	「道の駅」総支配人 (代理： ショップ綾川店 長)	避難場所対応班長 (又は発災時出勤班員)
目標時間	発災後 120 分以内に搬出、180 分以内に配布を完了。	
役割及び 実施内容	「道の駅」総支配人 1. 被害チェックリスト (様式-5) をもとに、売店、自販機コーナーの安全を確認する。 2. 担当部門に搬出を指示する。	
	避難場所対応班 1. 売店、自販機より飲食料を搬出する。 2. 避難場所の避難者及び道の駅来訪者に配布する。	
使用 機材	飲料水用ポリタンク (防災倉庫)	
場所		
関連様式	被害チェックリスト (様式-5)	
課題	売店、自販機が被災した場合の備蓄不足	

3.10 利用者や関係機関等への情報発信・共有

業務名	利用者や関係機関等への情報発信・共有	
業務の概要	「道の駅」来訪者へ情報発信を行うとともに、人的被害、設備被害を確実に関係各所・機関に伝達し、速やかな支援要請を行う。	
担当班	情報班 ※2	
責任者 実施体制	「道の駅」総支配人 (代理： ショップ綾川店 長)	情報班長 (又は発災時出勤班員)
目標時間	発災後 60 分以内に完了。 また、状況の変化に応じ、適宜、情報の更新を行う。	
役割及び 実施内容	<p>「道の駅」総支配人</p> <ol style="list-style-type: none"> 避難場所の避難者及び道の駅来訪者へ情報発信を行うよう指示する。 被害チェックリスト（様式-5）をもとに関係機関等に被災状況の伝達を行うよう指示を行う。 <p>また、状況に応じて、関係機関に支援要請を行う。</p>	
	<p>情報班</p> <ol style="list-style-type: none"> 情報収集により取得した、災害及び道路に関する情報をホワイトボード及び掲示板を活用し、避難者及び道の駅来訪者に提供する。 (提供にあたっては、館内放送を有効活用する。) <p>【提供情報例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ハザードマップ（滝宮・羽床下・羽床上地区） ○周辺避難場所の開設情報 ○ライフライン状況 ○道路状況（「通れるマップ」などの打ち出し） ○道の駅「滝宮」の施設利用可否情報 トイレ（屋内／屋外）、飲み水、情報ステーション 2. 多目的スペースの壁掛けテレビによる災害情報（NHK、民放）を提供する。 3. 避難者及び道の駅来訪者からの質問や要望等を受付し、総支配人に報告する。 4. 被害チェックリストをもとに関係機関に道の駅の状況を報告する。 <ul style="list-style-type: none"> ○綾川町経済課 (道の駅の被災状況、緊急避難場所編の避難状況、周辺の状況) ○香川県危機管理総局危機管理課 (道の駅の被災状況、一時広域物資拠点支援施設活用の可否情報) ○香川河川国道事務所 (道の駅の被災状況、緊急避難場所編の避難状況、周辺の状況) 	
使用 機材	衛星携帯電話	
	ホワイトボード、掲示板、壁掛けテレビ、館内放送	
場所	避難場所	多目的スペース前広場、多目的スペース
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> ・被害チェックリスト（様式-5） ・災害時連絡先一覧（様式-6） 	
課題	特になし	

3.11 緊急活動スペースの点検・確保

業務名	緊急活動スペースの点検・確保	
業務の概要	発災後、近隣等の地域から避難してくる地域住民のための救済活動等に資する緊急活動スペースの点検・確保を行う。	
担当班	災害活動支援班 ※2	
責任者 実施体制	「道の駅」総支配人 (代理： ショップ綾川店 長)	災害活動支援班長 (又は発災時出勤班員)
目標時間	<p>■緊急活動スペースの点検・確保 発災後、30分以内に完了</p> <p>■災害備蓄スペースの点検・確保 点検については、発災後、1日以内に完了 確保については、関係機関より要請等があった場合は速やかに実施</p> <p>■災害活動車両用駐車スペースの点検・確保 点検については、発災後、1日以内に完了 確保については、関係機関より要請等があった場合は速やかに実施</p>	
役割及び 実施内容	<p>「道の駅」総支配人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急活動及び、災害備蓄スペースの点検・確保を行うよう指示する。 2. 関係機関より、災害活動車両用駐車スペース確保の要請等があった場合、点検・確保を行うよう指示する。 	
	<p>災害活動支援班</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. スペースの目視確認を行う。 2. スペースを確保する。 3. 総支配人へ確保の報告をする。 	
使用 機材	カラーコーン、コーンバー、トラロープ (防災倉庫)	
	投光器、投光器三脚、投光器用コードリール (防災倉庫)	
	衛星携帯電話 (事務室)	
場所	道の駅「滝宮」全域	
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> ・各部門担当エリア図 (様式-2) ・災害用設備配置図 (様式-7) 	
課題	特になし	

3.12 災害活動車両(一次(広域)物資拠点支援施設)の駐車スペースの点検・確保

業務名	災害活動車両(一次(広域)物資拠点支援施設)の駐車スペースの点検・確保	
業務の概要	災害活動車両用駐車スペースの点検・確保を行う。	
担当班	災害活動支援班 ※2	
責任者 実施体制	「道の駅」総支配人 (代理: ショップ綾川店 長)	災害活動支援班長 (又は発災時出勤班員)
目標時間	点検については、発災後、1日以内に完了 確保については、香川県より要請等があった場合は速やかに開始し、受入時間までに完了	
役割及び 実施内容	「道の駅」総支配人 1. 香川県より一次(広域)物資拠点支援施設開設の要請があった場合、受入時間を考慮し、駐車・物資保管スペースの点検・確保の指示を行う。	
	災害活動支援班 1. スペースの目視確認を行う。 ※) 確保スペース: 大型車両の進入、退出導線及び、大型車両2台の駐車スペース 2. 讃さん広場(農産物直売所)前駐車場(大型車枠)において、カラーコーン、コーンバーおよび、明示票により駐車スペースを確保する。 ※) 支障となる車両については、他の駐車スペースに移動していただくとともに、車両誘導を行う。 3. 讃さん広場前ポーチを物資保管スペースとして、カラーコーン、コーンバーおよび、明示票により確保する。 4. 総支配人へ確保の報告をする。	
使用 機材	カラーコーン、コーンバー(防災倉庫)	
	投光器、投光器三脚、投光器用コードリール(防災倉庫)	
	衛星携帯電話(事務室)	
場所	災害活動車両駐車スペース	讃さん広場(農産物直売所)前駐車場
	物資保管場所	讃さん広場(農産物直売所)前ポーチ
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> 各部門担当エリア図(様式-2) 災害用設備配置図(様式-7) 	
課題	支障となる車両の移動がスムーズに行えるか。	

3.13 (食料品・生活必需品の早期販売)再開にむけた対応戦略の立案

業務名	(食料品・生活必需品の早期販売)再開にむけた対応戦略の立案	
業務の概要	二次被害の防止(建物・設備の被災状況の確認)結果を踏まえて、食料品・生活必需品の販売再開に向けた対応戦略を立案する。	
担当班	各部門	
責任者 実施体制	「道の駅」総支配人 (代理: ショップ綾川店 長)	各部門リーダー (又は発災時出勤者)
目標時間	発災後1日以内に完了	
役割及び 実施内容	「道の駅」総支配人 1. 建物・設備の被災状況を集約し、再開方針を立案する。	
	各部門リーダー 1. 建物・設備の被災状況や店舗の在庫確認を行う。 2. 従業員の出勤可能状況を確認する。 3. 確認結果を、総支配人に報告する。	
使用 機材	衛星携帯電話(事務室)	
場所		
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> ・被害チェックリスト(様式-5) ・商品ごとの供給会社と連絡先リスト(様式-8) 	
課題	特になし	

3.14 (食料品・生活必需品の早期販売)人員、スペース、商品の確保

業務名	(食料品・生活必需品の早期販売) 人員、スペース、商品の確保	
業務の概要	早期に販売再開をするために人員、スペース、商品確保を行う。	
担当班	各部門	
責任者 実施体制	「道の駅」総支配人 (代理： ショップ綾川店 長)	各部門リーダー (又は発災時出勤者)
目標時間	発災後 3 日以内に完了	
役割及び 実施内容	「道の駅」総支配人 1. 商品ごとの供給会社と連絡先リスト (様式-8) に情報を集約する。	
	各部門リーダー 1. 人員スケジュール、販売スペースの調整をする。 2. 商品ごとの供給会社と連絡先リスト (様式-8) を踏まえて商品確保を行う。 3. 調整、確保の結果を総支配人に報告する。	
使用 機材	衛星携帯電話 (事務室)	
場所		
関連様式	・ 商品ごとの供給会社と連絡先リスト (様式-8)	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各商品の、複数の調達先確保 ・ 人員が不足する場合の、応援要員の確保 	

3.15 建物・設備の修理等手配

業務名	建物・設備の修理等手配	
業務の概要	建物損傷や設備被害について、綾川町等関係機関に連絡し、修理対応等について調整を行うとともに、必要に応じて、修理依頼先に連絡する。	
担当班	各部門	
責任者 実施体制	「道の駅」総支配人 (代理： ショップ綾川店 長)	各部門リーダー (又は発災時出勤者)
目標時間	発災後3日以内に完了	
役割及び 実施内容	「道の駅」総支配人 1. 被害チェックリスト(様式-5)をもとに、綾川町、国土交通省香川河川国道事務所に建物損傷や設備被害を連絡し、修理対応等について調整を行う。 2. 修理対応を行う場合は、必要に応じ修理依頼先に連絡するよう指示を行う。	
	各部門リーダー 1. 建物損傷や設備被害ごとに修理依頼先に連絡する。	
使用 機材	衛星携帯電話(事務室)	
場所	—	—
関連様式	・被害チェックリスト(様式-5) ・災害時連絡先一覧(様式-6)	
課題	特になし	

3.16 感染症の予防や拡大防止対策の実施

業務名	感染症の予防や拡大防止対策の実施	
業務の概要	<p>新型コロナウイルスをはじめとした感染症の流行や拡大が懸念される状況下においても社会の安定に必要な機能を維持するため、感染症の予防や、「道の駅」においてクラスターが発生しないよう、感染症拡大防止のために必要な対策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康管理や衛生管理、各施設の消毒等を徹底 ○感染者または、感染疑い者※4 発生時の速やかな対応と感染拡大防止措置の実施 	
担当班	各部門	
責任者 実施体制	「道の駅」総支配人 (代理： ショップ綾川店長)	各部門リーダー (又は発災時出勤者)
目標時間	<p>国、香川県、綾川町より要請があった場合。(実施開始、終了は、綾川町からの指示により行う。)</p> <p>または、道の駅「滝宮」の利用者及び、従業員等において感染等が確認された場合。</p>	
役割及び 実施内容	<p>「道の駅」総支配人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 感染症流行期、各部門リーダーを通じて感染症対策の実施を指示する。 2. 感染者または感染疑い者の報告を受け、各部門リーダーを通じて全従業員の健康状態の確認と消毒場所の選定および消毒実施を指示する。 中讃保健所に連絡し指示に従う。 3. 綾川町、香川河川国道事務所等へ報告する。 	
	<p>各部門リーダー・従業員</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 感染症流行期には部門従業員の健康管理や衛生管理を徹底 2. 施設の消毒、消毒液等の設置、三密防止や換気の実施 3. 感染疑い者への速やかな帰宅指示と支配人への報告 4. 感染者または感染疑い者が使用した場所や触れた場所および、接触者の調査 	
使用 機材		
場所	道の駅滝宮全体	
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> ・各部門担当エリア図 (様式-2) ・災害時連絡先一覧 (様式-6) 	
課題	特になし	

※4 「感染疑い者」：「感染症への感染を疑われる体調不良者」を示す。

4 定期訓練

災害発生時に、重要業務が迅速かつ円滑に実施できるよう、定期的に訓練を実施するものとする。定期訓練は、本 BCP に基づいて、実際に安否確認や被害確認、情報伝達、資機材の起動・操作等の業務を実施する実働訓練とする。

定期訓練に際しては、連絡体制等の更新が必要なものを事前に更新したうえで実施する。以下に道の駅 BCP の運用体制を踏まえた定期訓練の例(道の駅 BCP 策定マニュアルより抜粋)を示す。

道の駅 BCP の運用体制を踏まえた定期訓練の例

項目	内容例
【支援連携の定期訓練】 「道の駅」設置者・道路管理者と、管理運営者が連携して実施する訓練	<ul style="list-style-type: none">・設置者・道路管理者で有する防災資機材の起動・操作訓練・情報伝達訓練（内外連絡確認）等
【行動連携の定期訓練】 管理運営者と社会インフラ機関、警察や消防等が連携して実施する訓練	<ul style="list-style-type: none">・避難、消防訓練・情報伝達訓練（内外連絡確認）・支援や活動スペース確保等の行動計画訓練 等
【管理運営者の定期訓練】	<ul style="list-style-type: none">・職員を対象とした B C P 研修・確認・参集訓練・管理運営者が有する防災資機材の起動・操作訓練・安否確認等の行動計画訓練 等

また、訓練実施時は、アンケート等を実施し、問題点等の洗い出しを行い、本 BCP の改善に取り組む。

5 その他

本 BCP については、毎年度の訓練や災害発生時の振り返りを通して見直すものとする。また、想定されるハザードを設定した具体の重要業務の追加にも取り組むものとする。

6 巻末資料

【BCP 策定シート】

- ・策定シート表紙
- ・策定シート1. 事前取組編
- ・策定シート2. 重要業務と行動計画編
- ・策定シート（様式-1）従業員緊急時連絡網
- ・策定シート（様式-2）各部門担当エリア図
- ・策定シート（様式-3）避難誘導経路図
- ・策定シート（様式-4）消火機材設置箇所図
参考資料）様式-4 1階消火設備設置場所
参考資料）様式-4 消火設備系統図
- ・策定シート（様式-5）被害チェックリスト
- ・策定シート（様式-5）被害チェックリスト（状況記録図）
- ・策定シート（様式-6）災害時の連絡先一覧
- ・策定シート（様式-7）災害用設備配置図
- ・策定シート（様式-8）商品ごとの供給会社と連絡先リスト

【非常用発電機】

- ・（別紙-1）非常用発電機負荷設備一覧 国交省（50KVA）
- ・（別紙-2）非常用発電機負荷設備一覧 綾川町（43KVA）

【マニュアル類】

- ・（マニュアル-1）屋内消火栓操作方法
- ・（マニュアル-2）防災資機材組み立て・使用方法など

【チェックリスト】

- ・（チェックリスト-1）建物等点検チェックリスト

【協定書類】

- ・（協定書等-1）災害時における道の駅「滝宮」施設の相互利用に関する協定
- ・（協定書等-2）道の駅「滝宮」管理協定書（第3回変更）

【道の駅「滝宮」図面関係】

- ・（図面-1）令和元年度 道の駅滝宮うどん会館リニューアル工事 竣工図
- ・（図面-2）令和2年度 道の駅滝宮トイレ棟改修工事 完成図面

以上